

令和元年第 3 回定例会

九十九里町議会会議録

令和元年 9 月 27 日 開会

令和元年 10 月 10 日 閉会

九十九里町議会

令和元年第3回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
第 1 号 (9月27日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○臨時議長紹介	5
○臨時議長挨拶	5
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○仮議席の指定	6
○議長選挙の件	6
○日程の追加	8
○議席の指定	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期決定の件	8
○副議長選挙の件	9
○諸般の報告	11
○行政報告	11
○常任委員会委員の選任について	17
○議会運営委員会委員の選任について	18
○東金市外三市町清掃組合議会議員選挙の件	19
○山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)選挙の件	20
○山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項ただし書きにかかる議員)選	

挙の件	2 1
○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件	2 2
○議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3
・議案第 2 1 号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて	
○散会の宣告	2 5

第 2 号 (9月30日)

○議事日程	2 7
○出席議員	2 7
○欠席議員	2 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 7
○職務のため出席した者の職氏名	2 8
○開議の宣告	2 8
○議事日程の報告	2 8
○一般質問	2 8
善 塔 道 代 君	2 8
荒 木 かすみ 君	4 6
細 田 一 男 君	5 7
鏈 田 貴 俊 君	7 0
谷 川 優 子 君	8 4
○散会の宣告	9 7

第 3 号 (10月1日)

○議事日程	9 9
○出席議員	1 0 0
○欠席議員	1 0 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 0
○職務のため出席した者の職氏名	1 0 0
○開議の宣告	1 0 1
○議事日程の報告	1 0 1

○諸般の報告	101
○議案第1号から議案第5号までの上程、説明、質疑、討論、採決	101
・議案第1号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）	
・議案第2号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）	
・議案第3号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
・議案第4号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）	
・議案第5号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
・議案第14号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
・議案第15号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
・議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
・議案第17号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
・議案第18号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
・議案第19号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
・議案第20号 九十九里町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
・議案第22号 指定管理者の指定について	
○日程の追加	117
○議案第23号及び議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	118

- ・議案第 2 3 号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第 4 号）
- ・議案第 2 4 号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

○休会の件	1 2 4
○散会の宣告	1 2 5

第 4 号（10月3日）

○議事日程	1 2 7
○出席議員	1 2 8
○欠席議員	1 2 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 8
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 8
○開議の宣告	1 2 9
○議事日程の報告	1 2 9
○議案第 6 号から議案第 1 3 号までの上程、説明	1 2 9

- ・議案第 6 号 平成 3 0 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 7 号 平成 3 0 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 8 号 平成 3 0 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 9 号 平成 3 0 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 1 0 号 平成 3 0 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 1 1 号 平成 3 0 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 1 2 号 平成 3 0 年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・議案第 1 3 号 平成 3 0 年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

○報告第1号の上程、説明	131
・報告第1号 平成30年度九十九里町一般会計継続費精算報告について	
○報告第2号の上程、説明	131
・報告第2号 平成30年度九十九里町健全化判断比率の報告について	
○報告第3号の上程、説明	131
・報告第3号 平成30年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について	
○報告第4号の上程、説明	131
・報告第4号 平成30年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について	
○報告第5号の上程、説明	132
・報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について	
○報告第6号の上程、説明	132
・報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの平成30事業年度における業務実績に関する評価結果について	
○休会の件	149
○散会の宣告	150

第5号（10月10日）

○議事日程	151
○出席議員	151
○欠席議員	152
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	152
○職務のため出席した者の職氏名	152
○開議の宣告	153
○議事日程の報告	153
○議案第6号から議案第13号までの質疑、討論、採決	153
・議案第6号 平成30年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第7号 平成30年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定に	

ついて

- ・ 議案第 8 号 平成 30 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議案第 9 号 平成 30 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議案第 10 号 平成 30 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議案第 11 号 平成 30 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議案第 12 号 平成 30 年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議案第 13 号 平成 30 年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

○ 日程の追加	191
○ 議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決	192
・ 議案第 25 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	
○ 日程の追加	193
○ 発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	194
・ 発議第 1 号 議会改革推進特別委員会の設置について	
○ 日程の追加	195
○ 特別委員会の委員の選任について	195
○ 閉会の宣告	196
○ 署名議員	197

令和元年第3回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年9月17日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和元年9月27日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和元年第3回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月27日（金曜日）

令和元年第3回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年9月27日（金）午前10時07分開会

臨時議長紹介

臨時議長挨拶

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙の件

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期決定の件

追加日程第 4 副議長選挙の件

追加日程第 5 諸般の報告

追加日程第 6 行政報告

追加日程第 7 常任委員会委員の選任について

追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 9 東金市外三市町清掃組合議会議員選挙の件

追加日程第 10 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）選挙の件

追加日程第 11 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）選挙の件

追加日程第 12 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件

追加日程第 13 議案第21号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

出席議員（14名）

1番 西村みほ君

2番 小川浩安君

3番 原田教光君

4番 鐘田貴俊君

5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	中村誠一君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	南部雄一君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会会長	篠崎肇君
農業委員会事務局長	吉田洋一君	教育委員会幹事	内山茂樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原正幸君	書記	伊藤さやか君
------	-------	----	--------

◎臨時議長紹介

○議会事務局長（木原正幸君） 議会事務局長の木原です。

本定例会は一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で年長である内山菊敏議員を御紹介します。

それでは、内山議員、よろしくお願いいたします。

◎臨時議長挨拶

○臨時議長（内山菊敏君） 改めまして、おはようございます。

ただいま紹介されました内山菊敏です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

日程に先立ちまして、御了解をお願いします。

今定例会中、議会だより掲載のため職員が本議場内の撮影を行いますので、御了解をお願いします。

続きまして、本日出席の執行部の自己紹介をお願いします。

それでは、町長からお願いいたします。

（執行部自己紹介）

○臨時議長（内山菊敏君） ありがとうございました。

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前10時07分

○臨時議長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員であります。

これより令和元年第3回九十九里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（内山菊敏君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2 議長選挙の件

○臨時議長（内山菊敏君） 日程第2、議長の選出を行います。

選挙は投票で行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、投票により行うことに決定いたしました。

議場を閉鎖します。

（議 場 閉 鎖）

○臨時議長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、原田教光君、鏑田貴俊君、佐久間一夫君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（内山菊敏君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（内山菊敏君） 投票は単記無記名です。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○臨時議長（内山菊敏君） 投票箱の点検、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席の順にお願いいたします。西村みほ議員から順番に御投票をお願いいたします。

（投 票）

○臨時議長（内山菊敏君） 投票が終わりました。

これより開票を行います。

原田教光君、鏑田貴俊君、佐久間一夫君、開票に立ち合いをお願いします。

（立会人登壇）

(開 票)

○臨時議長（内山菊敏君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数 14票

有効投票数 14票

無効投票数 0票

有効投票数のうち、

内山 菊敏君 9票

浅岡 厚君 4票

谷川 優子君 1票

以上のとおり。

この選挙の法定得票数は3.5票です。

よって、内山菊敏が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 鎖)

○臨時議長（内山菊敏君） ここで、議長当選の挨拶をいたします。

(議長 内山菊敏君 登壇)

○議 長（内山菊敏君） ただいま多くの議員の御推挙をいただきまして、九十九里町議会議長に当選させていただきました。まことにありがとうございます。

この二代表制の一翼を担う九十九里町議会の議長として、今、身に余る光栄と同時に、責任あることを痛感しております。これから、皆さんの御指導、御協力によりまして、議長の職を全うしてまいりたいと思いますので、今後よろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（内山菊敏君） これをもちまして、臨時議長の職務を終了させていただきます。

御協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前10時17分)

○議 長（内山菊敏君） 議長の内山菊敏です。議事を進行します。

これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時23分)

◎日程の追加

○議長（内山菊敏君） 追加議事日程を配付いたします。

（追加議事日程配付）

○議長（内山菊敏君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程第1号の追加1を議題といたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 御異議なしと認めます。

よって、配付いたしました追加議事日程第1号の追加1を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議席の指定

○議長（内山菊敏君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまの着席の議席といたします。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（内山菊敏君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1番 西村みほ君

8番 荒木かすみ君

を指名いたします。

◎追加日程第3 会期決定の件

○議長（内山菊敏君） 追加日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月11日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月11日までの15日間と決定いたしました。

◎追加日程第4 副議長選挙の件

○議長（内山菊敏君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、投票により行うことに決定いたしました。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番、原田教光君、4番、鏑田貴俊君、12番、佐久間一夫君を指名いたします。

投票用紙の配付をいたします。

（投票用紙配付）

○議長（内山菊敏君） 投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○議長（内山菊敏君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番、西村みほ議員から順に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（内山菊敏君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

3番、原田教光君、4番、鏑田貴俊君、12番、佐久間一夫君、開票の立ち合いをお願いい

たします。

(立会人登壇)

(開 票)

○議 長(内山菊敏君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票数 14票

無効投票数 0票

有効投票数のうち、

6番 古川 徹君 13票

13番 谷川 優子君 1票

この選挙の法定得票数は3.5票です。

よって、6番、古川徹君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 鎖)

○議 長(内山菊敏君) 古川徹君が議場におられますので、当選の告知をいたします。

当選されました古川徹君を紹介いたします。

古川徹君、副議長当選の挨拶をお願いいたします。

(副議長 古川 徹君 登壇)

○副議長(古川 徹君) 改めまして、おはようございます。

議員各位、皆様方の御推挙をいただきまして、副議長という大役を担わせていただきますことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

私、微力ながら、円滑な議会運営をしていきたいことと、議長の補佐役として、一翼を担っていければなど、重責に身が引き締まる思いでございます。

今後は、今言ったように円滑な議会運営、そして町、発展はもとより、住民の皆様方に対して、住みよいまちづくり、そのような未来に輝くまちづくり、そして魅力あふれるようなまちづくりの一翼を担っていければなど、そのように感じております。

今後も、議員の皆様方にはいろいろとお世話になることとは思います。そして、町長初め行政職員の皆様方の御支援、御協力を賜りながら、全力を尽くして頑張っていきたいと思っておりますことを申し上げまして、私からの就任の挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。(拍手)

◎追加日程第5 諸般の報告

○議長（内山菊敏君） 追加日程第5、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長から議案第1号から議案第22号、報告第1号から報告第6号の送付があり、これを受理いたしました。

次に、本定例会に説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君、代表監査委員、小川卓尔君であります。

また、町長より本定例会の説明者として委任された旨、通知のあった者はお手元に配付のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

次に、令和元年度第1回定期監査が8月6日、7日の2日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。

お手元に配付の印刷物によって、御了承をお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎追加日程第6 行政報告

○議長（内山菊敏君） 追加日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和元年第3回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますこと、厚く御礼を申し上げます。

9月9日未明に千葉県に上陸した台風15号により、千葉県全域では大規模停電や断水など、予想をはるかに超える被害が発生しました。本町におきましても、その被害は甚大であり、9月24日時点の被害状況は、人的被害は軽傷者1名、停電が最大約6,600戸、断水が5,854戸、屋根の損壊など住宅の被害が125戸となっております。また、農業被害につきましては、水稲、トマト、ねぎなどの農作物57.7ha、ハウス120カ所となっております。その他、中小企業施設や水産業施設においても、多くの被害を確認しておるところでございます。

被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

町民の皆様におきましても、生活、仕事の再建に向けて苦慮されていることと思いますが、町として最大限の対応を図りながら、早期復旧へ全力を注いでまいります。

また、国、県、他市町村、企業及び個人の皆様に多大なるご支援をいただいたことに御礼を申し上げます。

今後につきましても、災害時における万全な体制を整えながら、引き続き防災・減災対策に取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、先般執行されました町議会議員一般選挙に際し、見事にご当選されましたことを心からお祝い申し上げます。

また、私事ではございますが、町民の皆様様の御支援を賜り、引き続き町政運営を担うことになりました。議員の皆様方とともに、九十九里町の発展に全力で取り組んでまいり所存でございますので、何とぞ倍旧の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私が町長として務めた、これまでの4年間では、平成28年2月に策定いたしました「九十九里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、まちの魅力を発信する拠点として、海の駅九十九里の機能を強化するとともに、各種の観光PR事業を実施してまいりました。

また、移住・定住施策として、空き家バンク事業を展開し、子育て環境の充実を図るため、認定こども園を開設いたしました。

さらに、防災行政無線のデジタル化などの再整備に取り組むとともに、現在、小・中学校にエアコンを設置し、学習環境の改善を図っているところでございます。

2期目の町政運営に当たり、私が特に重要と考えている施策がございます。

1つ目は、「九十九里浜を最大限活用した交流人口の増大」でございます。海の駅九十九里を拠点としたまちの魅力を発信していくことはもとより、これまで以上にビーチスポーツに力を入れていきたいと考えております。

2つ目は、「地域のたからである子どもたちの教育環境の充実」でございます。町の将来を担う人材である小・中学生の学力の向上を図っていききたいと考えております。

3つ目は、「本町に住み続けたいと思う町民を大切にすること」でございます。特に高齢者の買い物や見守りなどの支援をはじめ、介護予防拠点を整備したいと考えており、これらの取り組みを通して、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が安心して生活できるよう取り組んでまいります。

このほか、農業の担い手の育成や水産資源のブランド化、ひとり親家庭への支援などにも

取り組んでいきたいと考えております。また、避難道路の整備や自主防災組織の育成、消防団の機能強化など安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

東千葉メディカルセンターの経営健全化につきましては、増田理事長のリーダーシップのもと、一丸となって取り組んでおりますので、本町としては、開院当初の財政負担の枠組みの範囲内で引き続き支援していきたいと考えております。

2期目を迎え、気持ちを新たに「海浜文化都市九十九里」の実現に向け、九十九里浜の豊かな自然を生かし、交流人口の増大を図るとともに、本町に住み続けたいと思う町民の皆様を大切に、地域の力で持続可能なまちづくりを目指してまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、6月議会定例会以降の主な事業について、簡略に御報告申し上げます。

6月16日に、山武消防ポンプ操法大会が開催され、本町からは第8分団が代表として出場しました。息の合った動作により、迅速かつ正確な操法演技が披露され、地域における防火体制の確立を確信したところでございます。

8月3日には第30回ふるさとまつりが開催されました。九十九里町の夏の風物詩である恒例のひよっこ踊りパレードには、16団体、総勢718人の踊り手が参加し、色華やかな衣装、工夫を凝らした山車、威勢のよい掛け声で会場を盛り上げました。また、多くの来場者でにぎわい、思い出に残るふるさとの祭典となりました。

9月7日には九十九里中学校の体育祭、14日には片貝小学校、九十九里小学校の運動会が行われました。子供たちは、日ごろの練習の成果を十分に発揮し、敢然たる勇姿を披露してくれました。

9月20日には中川上市町町長が直接役場までお見えになり、台風被害のお見舞いをいただきました。中川町長並びに上市町の皆様に御礼を申し上げます。

これから予定している事業につきましては、台風15号の影響により実施を見送った事業もあるところでございますが、11月には町民文化祭・産業まつりを予定しており、友好姉妹都市の富山県上市町に参加していただく予定でございます。

今後の各事業の実施に当たりましても、議員の皆様方の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ589万5,000円を減額し、予算の総額を53億3,690万8,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、総務費の情報管理費で会計年度任用職員制度への対応に伴うシステム改修委託料165万円、民生費の児童福祉施設費で幼児教育・保育の無償化に対応するため、私立幼稚園の保育料の無償化対象分として子育てのための施設等利用給付金493万5,000円、農林水産業費の農地費で真亀排水機場改修工事821万7,000円、蛭川排水機場適正化事業負担金274万9,000円、土木費の道路新設改良費で町道1084号線の冠水対策として排水整備工事476万3,000円などを増額いたします。

また、本年4月1日における職員の人事異動等により人件費を3,410万円減額いたします。

歳入の補正につきましては、使用料及び手数料の民生使用料で、幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費171万6,000円、国庫支出金の民生費国庫補助金で子育てのための施設等利用給付交付金493万4,000円などを増額いたします。

これら歳入から歳出を差し引きますと2,553万5,000円の余剰となることから、財政調整基金繰入金を2,553万5,000円減額いたします。

次に、債務負担行為の補正では、いわしの交流センターの指定管理について、指定管理期間が令和2年4月1日からの5年間となることから、指定管理者候補者と契約の手続を進めるため債務負担行為を設定いたします。

議案第2号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3万8,000円を追加し、予算の総額を1億4,303万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、給与改定等に伴い、人件費を3万8,000円増額いたします。

議案第3号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、予算の総額を15億5,012万9,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、総務費の一般管理費で、消費税率引き上げに伴うシステム改修委託料8万8,000円を増額、また、給与改定等に伴い人件費を4万1,000円増額いたします。

歳入の補正につきましては、国庫補助金の地域支援事業交付金1万円、介護保険事業費補助金28万3,000円などを増額いたします。また、一般会計繰入金を19万5,000円減額いたします。

議案第4号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）についてござ

いますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3万4,000円を減額し、予算の総額を6億1,272万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、4月1日の人事異動に伴い、人件費を3万4,000円減額いたします。

議案第5号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ240万2,000円を減額し、予算の総額を1億3,859万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、4月1日の人事異動に伴い、人件費を240万2,000円を減額いたします。

議案第6号から議案第13号につきましては、平成30年度九十九里町の各会計の決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第14号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の制定に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、九十九里町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、こども園の学校薬剤師の報酬額を改正するため、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、地方公務員法の一部が改正されたため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和元年7月にちびっこ広場が完成したことから、これを公の施設と位置づけ、適切に維持管理するため、公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第18号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、千葉県県税条例施行規則が改正され、現行の自動車取得税にかわり、令和元年10月1日から自動車税及び軽自動車税に環境性能割が導入されるため、九十九里町町税条例の一部を改正するものでございます。

議案第19号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第20号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、地方公務員法の一部が改正されたため、九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてでございますが、教育委員会教育長の中村誠一氏が、令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに藤代賢司氏を教育委員会教育長に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第22号 指定管理者の指定についてでございますが、いわしの交流センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項及び九十九里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

報告第1号 平成30年度九十九里町一般会計継続費精算報告についてでございますが、こども園整備事業の終了に伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

報告第2号 平成30年度九十九里町健全化判断比率の報告について、報告第3号 平成30年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について、及び報告第4号 平成30年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成30年度の経営状況について報告するものでございます。

報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの平成30事業年度における業務実績に関する評価結果についてでございますが、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、業務実績に関する評価結果について報告するものでございます。

以上が議案及びその他の概要についてでございます。

詳細につきましては、担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり賛同いただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時です。

（午前 11 時 00 分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 55 分）

◎追加日程第 7 常任委員会委員の選任について

○議 長（内山菊敏君） 追加日程第 7、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

各常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

総務経済常任委員会委員に、1 番、西村みほ君、3 番、原田教光君、7 番、浅岡厚君、9 番、内山菊敏、10 番、善塔道代君、11 番、細田一男君、12 番、佐久間一夫君。

文教民生常任委員会委員に、2 番、小川浩安君、4 番、鏑田貴俊君、5 番、中村義則君、6 番、古川徹君、8 番、荒木かすみ君、13 番、谷川優子君、14 番、古川明君を、それぞれ選任いたしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後 零時 57 分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長(内山菊敏君) 次に、各常任委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

総務経済常任委員会委員長、10番、善塔道代君、副委員長、7番、浅岡厚君、文教民生常任委員会委員長、5番、中村義則君、副委員長、8番、荒木かすみ君であります。

暫時休憩いたします。

(午後 1時00分)

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時06分)

◎追加日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長(内山菊敏君) 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認め、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、14番、古川明君、12番、佐久間一夫君、11番、細田一男君、10番、善塔道代君、7番、浅岡厚君、5番、中村義則君、以上6名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後 1時07分)

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時12分）

○議 長（内山菊敏君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長、11番、細田一男君、副委員長、10番、善塔道代君であります。

暫時休憩いたします。

（午後 1時12分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時16分）

◎追加日程第9 東金市外三市町清掃組合議会議員選挙の件

○議 長（内山菊敏君） 追加日程第9、東金市外三市町清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

東金市外三市町清掃組合議会議員に、10番、善塔道代君、5番、中村義則君の兩名を指名

いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました10番、善塔道代君、5番、中村義則君の両名を東金市外三市町清掃組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10番、善塔道代君、5番、中村義則君の両名が、東金市外三市町清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま東金市外三市町清掃組合議会議員に当選されました10番、善塔道代君、5番、中村義則君の両名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎追加日程第10 山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)選挙の件

○議長(内山菊敏君) 追加日程第10、山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

山武郡市広域水道企業団議会議員(規約第6条第2項本文にかかる議員)に、11番、細田一男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました11番、細田一男君を、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11番、細田一男君が、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）に当選されました。

ただいま山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項本文にかかる議員）に当選されました11番、細田一男君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎追加日程第11 山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）選挙の件

○議長（内山菊敏君） 追加日程第11、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）に、4番、鍵田貴俊君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました4番、鏑田貴俊君が、山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4番、鏑田貴俊君が山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）に当選されました。

ただいま山武郡市広域水道企業団議会議員（規約第6条第2項ただし書きにかかる議員）に当選されました4番、鏑田貴俊君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎追加日程第12 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件

○議長（内山菊敏君） 追加日程第12、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、6番、古川徹君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました6番、古川徹君を、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6番、古川徹君が、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました6番、古川徹君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

(午後 1時24分)

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時25分)

◎追加日程第13 議案第21号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求
ることについて

○議長(内山菊敏君) ただいま教育長、中村誠一君から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、中村誠一君。

○教育長(中村誠一君) 自席から失礼いたします。

議長からお許しをいただきましたので、退任の御挨拶をさせていただきます。

思い返せば、平成28年10月から3年間にわたりまして教育行政を担当させていただきました。今、考えましても、その職責の重さには緊張感でいっぱいの感じでございます。退任に当たりまして、町、議会議員の皆様方の温かい御指導、そして御鞭撻、さらに励ましに、心から深く感謝申し上げる次第でございます。

10月からは一町民として、子供たちを見守っていきたいというふうに考えております。

結びに、議員の皆様方のますますの御健勝と、九十九里町のさらなる発展に御尽力、御活躍されることをお願いいたしまして、私からの御挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

○議長(内山菊敏君) 長い間、ご苦勞様でした。

追加日程第13、議案第21号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることにつ

いてを議題といたします。

議案第21号について、提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長（大矢吉明君） 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、教育長の中村誠一氏が令和元年9月30日をもって任期満了により退任となりますので、新たに教育委員会教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

藤代賢司氏は、昭和57年4月に小学校教諭として旧成東町立鳴浜小学校に赴任され、平成15年4月から教頭として、平成22年4月からは校長として各小学校で学校教育の管理に、その手腕を発揮し、平成28年3月をもって教育界を御勇退されました。34年間の長きにわたり教諭として子供たちの教育にその情熱を注ぎ、九十九里町を初めとした地域の学校教育の発展に貢献してまいりました。

また、平成24年4月から平成25年3月まで本町教育委員会事務局主幹として九十九里町の教育行政の発展に尽力されました。

氏は高潔な人格者であり、学校教育を初め、社会教育活動に対しても識見が深い人物であることから教育長として適任でありますので、任命するに当たり議会の同意をお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(内山菊敏君) 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

30日は、定刻より議会を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時30分

令和元年第3回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月30日（月曜日）

令和元年第3回九十九里町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和元年9月30日(月)午前9時36分開議

日程第 1 一般質問

出席議員 (14名)

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏝田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	中村誠一君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	南部雄一君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会 教務局長	篠崎肇君
農業委員会 農事局長	吉田洋一君	農業委員会 農事局主幹	内山茂樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 木原正幸君 書記 伊藤さやか君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時36分

- 議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 一般質問

- 議 長（内山菊敏君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

（10番 善塔道代君 登壇）

- 10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

おはようございます。令和元年9月定例議会において、質問させていただきます。

初めに、台風15号で被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。今回の台風15号は、自然の猛威をまざまざと見せつけられました。天災は受け入れるしかないと思いますが、どうも今回はそうとも言い切れないようです。被災地の平穏を取り戻すことを全てに最優先すべきであり、その上で万全な対策を講じていただきたいと思います。

それでは、町民の皆様からいただいた声をもとに質問をいたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、災害対策についてお伺いいたします。

激しい風雨を伴った台風15号は、9日午前5時ごろ、強い勢力を保ったまま千葉市付近に上陸し、県内の広範囲を暴風域に巻き込みながら北東方面へ縦断しました。銚子地方気象台によると、千葉市中央区で同日午前4時28分に最大瞬間風速の観測史上最大を更新、記録的な暴風雨となり、県内各地で倒壊や吹き飛ばされる被害が続出しました。

本町でも、瓦やトタン、カーポートなどが飛ばされ、農業用ハウスも大きな被害が出ました。さらに、停電や断水と、今までにない大きな台風被害となり、町民も、職員も大変な状況が続きました。今でも爪跡は残っております。

そこで、このたびの災害に対して8点お伺いします。

1点目に、現時点において、台風15号による被害状況の確認がどのくらいできているのか。

2点目に、災害対策本部の設置はいつ立ち上げ、どのような指示をされたのか。また、総合窓口はどこなのか。

3点目に、台風の影響で9日の朝から停電になり、町から情報が何もなく不安が続いたとの声を聞きました。町民に対して情報周知は徹底していたのか。

4点目に、災害による被害を最小限にするために、自助、共助、公助の連携が重要です。自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する組織が自主防災組織です。本町には、残念ながら自主防災組織がうまく機能されていない状況です。広報くじゅうくり5月号にも、求められる地域の防災力と記載されてありました。各自治区の意識はいかがでしょうか。

また、自治体が立てる地域防災計画がありますが、地域コミュニティが災害時の避難方法などをみずから立案する地区防災計画が、平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。既に、地区防災計画を定めているところの自治体では、住宅に消火器と火災報知機を100%設置する。また、避難マップを作成し、名前などを書いたカードを避難時に携帯するなど、さまざまな取り組みをされています。そこで、地区防災計画の策定が進むことが、町全体の災害対応力の向上につながるとも考えますが、いかがでしょうか。

5点目に、停電が続き、携帯電話の充電ができない状況になった町民が多くいました。充電の設置場所とその情報はどのようにしたのか。

6点目に、断水が2日ほど続き、給水は本町にとって初めてのことであったと思います。保健福祉センターとつくも学遊館の2カ所で配布をしていただきましたが、配布場所まで遠く取りに行けない高齢者の方もいました。そこで、給水車は何台確保され、配布場所を増やすことができなかったか、お伺いいたします。

また、瓦や屋根が一部飛ばされ、ブルーシートで応急処置をしなくてはならない中、町からの配布はとてありがたく思った方も多いと思います。しかし、せっかく配布されたのに、初日の配布の仕方に問題があり、町民からかなりのお叱りがあったと思います。実際、私のほうにもありました。職員の皆さんは一生懸命頑張ってお働いていたことはわかっております。ありがとうございました。そこで3日間、このブルーシート配布していただき、何枚配布されたのかお聞かせください。

7点目に、乳幼児用液体ミルクは、水が不要で常温保存できるため、非常時に役立ちます。山武市では、県内でもいち早く導入していたため、9日の停電から4日間で約400本も配布

しました。手軽で便利な液体ミルクは、私も以前から要望しておりますので、今後の取り組みをお聞かせください。

8点目に、内閣府は9月12日に台風15号に伴う大規模停電で、千葉県25市15町1村に災害救助法の適用をされたと発表しました。そこで、災害救助法は本町にとってどのような適用があるのか。

以上8点、答弁をお願いいたします。

2項目めに、交通弱者対策についてお伺いします。

今回の町議選では、多くの町民から本町には移動手段がない、巡回バスかデマンド型乗り合いタクシーを走らせてほしいと多くの声をいただきました。大矢町長も多分同じだと思います。過去に同様の質問を何度もしておりますが、一向に進んでおりません。

本町では、ますます高齢化が進行し、交通弱者が相対的に多くなっております。今回の災害時でも、移動手段がなく困っていた方もいました。交通弱者が安心できるシステムの導入が早急に求められるところです。今後、町民の移動手段として、どのような取り組みを考えているのか御見解を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

初めに、災害対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の台風15号の被害についての御質問ですが、9月9日月曜日の未明から昼にかけて、千葉県を通過した台風第15号による被害状況ですが、9月24日現在の状況を説明いたします。

人命にかかわる被害の報告は受けておりません。住家被害では、全壊、半壊はありませんでしたが、屋根等の一部損壊は125件でした。農業関係では、水稻、ネギ、トマト、キュウリなど、農作物被害が57.7ha、農業施設のハウス被害が120件、畜舎被害が7件、中小企業関係施設では14件、水産業関係施設では12件でございます。

次に、公共施設関係では、こども園及び小・中学校施設、役場庁舎などの各施設において、小規模ではございますが被害を受けたところでございます。

2点目の災害対策本部及び総合窓口についての御質問にお答えいたします。

今回の台風第15号への対応として、9月8日午後3時に自主避難所を保健センターに開設し、その後、大雨警報、暴風警報に対応するため、午後6時に第1配備体制をとったところでございます。

9月9日には、町内の広範囲で停電が発生する中、職員による被害状況の確認を実施いたしました。停電の解消が見込めないことや、この停電の影響により、断水が懸念されたことから、9月10日に庁議を開き、災害の対応を協議し、以降、連日庁議を開催して状況を共有したところでございます。

その後、9月12日午後8時に、千葉県から災害救助法が適用される旨の連絡を受けたため、13日から災害対策本部を設置し、災害対応に当たったところでございます。

次に、総合窓口についてお答えいたします。

災害に関する総括は、総務課が所掌いたします。そのため、住民の皆様が最初に電話をかけ、問い合わせ先が総務課となる場合がございますが、各課が所管する災害における事務分掌にかかわる問い合わせにつきましては、担当課へつなぎ対応しているところでございます。

3点目の町民に対し町の情報周知についての御質問にお答えいたします。

今回の災害に関する災害発生状況、町の各種対応の内容、その他外部機関における住民サービスなどにつきましては、防災行政無線、九十九里町ホームページ、安全・安心メール、ツイッター、フェイスブックなどを利用し、町から住民の皆様へ情報提供したところでございます。

4点目の自主防災組織及び地区防災計画についての御質問にお答えいたします。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神に基づき、地域の皆様の連携、協力による各地域における災害の予防、被害軽減などの活動を行う組織でございます。現在、町内の6自治区で結成されております。

また、地区防災計画ですが、組織の結成に合わせ、基本的な事項である防災組織としての活動の目的、活動内容等を計画として定めております。

5点目の携帯電話の充電施設設置と情報についての御質問にお答えします。

携帯電話の充電については、停電発生後9月10日から、役場庁舎、保健センター、つくも学遊館、中央公民館でコンセントを開放しました。翌11日からは、携帯電話会社の災害対応充電器をお借りし、保健センター並びにつくも学遊館にて御利用いただきました。

情報提供については、停電解消の見込みが延長されたことに伴い、9月12日から実施したところでございます。

6点目の給水及びブルーシートの配布についての御質問にお答えします。

給水につきましては、9月9日、断水が発生する見込みから、給水に関する住民周知を行い、保健センター前に給水車を配備し、飲料水を供給いたしました。

翌10日には、自衛隊の給水車の応援をいただき、臨時給水所を開設し、住民への給水を実施いたしました。また、つくも学遊館においても、飲料水として1人につき500ミリリットル入りペットボトル2本を配布いたしました。その他、生活用水として消火井戸からくみ上げた地下水の提供も行いました。

翌11日には、断水がおおむね解消されたため、午後5時をもって臨時給水所を閉鎖したところでございます。

ブルーシートの配布につきましては、天候の悪化が予想されることから、急遽9月13日に備蓄分の200枚を配布いたしました。しかしながら、その数では被害住宅の件数に足りないことから、県及び県内市町村、災害協定の提携先などに連絡し、ブルーシートの確保に当たりました。翌9月14日には844枚、15日には429枚を配布したところでございます。

7点目の幼児用液体ミルクの備蓄についての御質問にお答えします。

非常時において、容易に利用できる液体ミルクの有効性は、多くの市町村で認められているところでございます。2018年の法改正により、国内での製品化が可能となり、現在2つのメーカーで製品化されております。本町においても、製品の賞味期限等を考慮し、災害時等に供給できるよう備蓄及び供給システムの構築について、積極的に取り組んでまいります。

8点目の災害救助法は本町にとってどのような適用があるのかの御質問にお答えします。

千葉県では、台風第15号による停電により、県内市町村において多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としているため、県内41の市町村に対し、災害救助法を適用することとしたものでございます。

この災害救助法の適用により、市町村が行う災害救助活動のうち、避難所の設置経費などについて、国と県が負担することとなるものでございます。

次に、交通弱者対策についての御質問にお答えします。

町民の移動手段についての御質問ですが、御承知のとおり、民間事業者による路線バスと、タクシーが移動手段としてございます。また、社会福祉協議会により、地域福祉向上のため、高齢者外出支援事業が実施されており、本年度、町では車両の更新費用を補助するなど、機能強化を図ったところでございます。

さらに、昨年度から、作田岡地域周辺の公共交通空白地域の解消に向けた取り組みとして、

路線バスの運行ルート見直しについて、ちばフラワーバス株式会社に対し要望書を提出し、協議を重ねてまいりました。

この結果、本年9月に国からルート見直しの認可があり、明日10月1日から新ルートでの運行が開始されます。これにより、作田岡地区周辺の交通の利便性が向上するものと考えております。引き続き、バス事業者などの関係機関との連携を密にし、本町の交通弱者対策に取り組んでまいります。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

それでは、再質問をいたします。再質問は、1項目1点ずつ質問させていただきます。

最初の被害状況におきましては、町長答弁いただきまして、一部損壊の件数が125件と、かなりあったと思います。24日時点ですので、これで間違いないか再度確認をしていただきたいと思います。

また、農業、商業においても、漏れのないように確認をお願いいたします。これは質問はいたしません。

次に、災害対策本部及び総合窓口について。

強い台風が9日未明に接近することがわかり、近隣自治体の中で一番早く、8日午後3時に自主避難所を開設していただいたことには、町民も安心できたと思います。ありがとうございました。早い対応でよかったと思います。

役場も9日朝10時ごろまで停電しており、その中で各課の職員は取り組んでいたと思います。10日に庁議を開いたのに、災害対策本部が、何で13日に設置されたのでしょうか。

東金市は9日に設置され、聞くところにきょう解散されるようです。山武市は、もうあの台風が来るとわかっていたので、8日の夕方には災害対策本部が設置されたと聞いております。災害対策本部があつて、そこから指令を出すことになるわけですね。きちんと指令がないと、各担当班は困ってしまいます。

そこで、もっと早い段階で設置ができなかったのか、また、解散はされたのか、お聞かせください。また、総務課が総合窓口なのはわかりますが、私が総務課に行ったときに、職員は電話に迫われ業務ができない状況でした。町民が電話をかけても、あちこちの担当課に回され、時間がかかることもあったと聞いております。総合的に縦割りになっているため、1カ所ではわからないのが現状だと思います。

そこで、総務課だけではなく、危機管理課または係を設置し、災害に対応できる行政改革を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。見解を求めます。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、災害対策本部の設置に関する内容でございますが、設置の基準といたしまして、地域防災計画では地震、津波、風水害及び大規模災害を想定し、設置基準を定めております。この中で、風水害では気象に関する特別警報が発令された場合、もしくは真亀川、作田川において水位が氾濫危険水位に達し、町長が必要と認めた場合に設置されるという規定でございます。

では、これ以前はどうかといいますと、職員の第1配備体制、第2配備体制、第3配備体制という配備体制がございます。

まず、台風等の接近が予想され、大雨等の影響があるという場合には、それぞれの部門の代表である者がまず集まる第1配備ですね。主には総務課、それと産業振興課、まちづくり課でございますけれども、これが第1次配備。

今度は、第2次配備になりますと、それにそれぞれ職員を増員していき、被害に対する町からの住民へのサービスの量に応じて、スタッフを増やしていく、こういう形になっております。

災害対策本部の設置についてでございますが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、県の災害救助法の適用、これがあつたのが答弁書のとおり、9月12日午後8時に千葉県から本庁に対し災害救助法の適用がされる旨の連絡を受け、13日に、翌日ですね。災害対策本部を設置し、災害対応に当たったということでございます。

決して災害対策本部をつくらなかったから、各課の主業務が行われていなかったわけではございません。これも答弁にございましたが、災害対策における会議を毎日開きまして、各状況確認、それから、各課における住民サービスの状況を確認して、対応に図ったところでございます。

それから、災害対策本部の解散の時期でございますが、これは連休明けに東京電力の停電、これが災害救助法が指定された一番大きな理由でございました。本町における停電の復旧は連休中に全てゼロとなっておりまして、隠れ停電、これの対応も全て終わったということで、連休明けに災害対策本部を閉じたところでございます。

東金、大網につきましては、この隠れ停電が残っているということで、その後も災対本部

を設けるといふふうに聞いております。

それから次に、総合窓口の関係でございます。

住民の方の問い合わせは、そのほとんどが防災業務を担当する総務課の電話番号へおかけいただいております。総括である総務課にて各班で行っている業務の一覧表を作成して、応答できる内容については可能な限り対応しておりましたが、総務課にて判断しかねる事項、もしくは総務課ではなく各班が決定すべき事項につきましては、当然のごとく各班の対応になりますので、お電話はお回しするという事になったと思います。この辺が、住民の皆様には思うようにつながらなかったというお声になったかと思っております。

これからの災害配備の運営につきまして、その点については特に改善を図っていきたくと思っております。

それから、それに合わせて危機管理部門の創設ということでございますが、これは議員がおっしゃるとおり、災害だけではございません。危機管理の事項というのは、行政とすれば全ての面に危機管理を行わなければならないと思っております。総務課の防災担当といたしましても、この防災を含めた危機管理に対する部署を増強していきたくは考えております。

現在、町のほうで行政改革を進めておるところでございます。この組織機構の見直しの中で、そういう部署について強化するような考え方で総務課は当たっていきたくと思っております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

私も地域防災計画は何度も見ました。でも、今回は台風が接近するという事は、もうわかっていますよね。だから、早く自主避難所を開設したんです。その自主防災計画に基づいてやるのは確かなんですけれども、でも、こういうときはきちんと対策本部って必要なんじゃないかと思っております。

12日に災害救助法が適用されることがわかって、13日に災害対策本部が設置されたというのは、ちょっとここ私には考えられないんですけれども、このことをずっと言ってもしょうがないので、停電で信号機もとまったままが続き、片貝西の交差点はとても危険な状態でした。

発電機を使って信号機を稼働させることもできたと思いますが、本町から警察や県に要望しなかったのか、お答えください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、停電によって、道路の信号機でございますね。所管は東金警察署になります。災害対策本部を設置されますと、その中に当然のごとく関連行政機関であります東金警察署、それから東金の消防本部、こういう機関との連携を図ってやるということになっておりますので、道路の安全確保の上からも、信号については町のほうからお願いはしておったところがございます。

ただ、これも3.11の地震のときもございましたけれども、東金警察署管内、多分東金のほうから順次やってくるということだったため、本町は大分おくれていたのかなと。その中でも、主要の広域農道との片貝県道の交差点につきましては、いち早く自家発電機による信号機の運用というのがなされたと思っております。

町といたしましても、東金警察署とは連携を密にしながら取り組んでおるところでございます。御理解をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

今、課長のほうから災害対策本部があって、県、消防のほうに要望するというような答弁がありましたけれども、13日に災害対策本部が設置されたら、やっぱり要望も遅くなりますよね。その間ずっとあそこは、そういうふうに答弁なかったですか。しましたか。

じゃ、本当にあそこの信号は、ずっと最後まで停電になっていました。本当に危険な箇所でした。御存じのように、片貝県道と準県の交差点です。もう事故がなかっただけよかったかなと思っております。どんなときでも災害対策本部は早急に立ち上げるべきではないでしょうか。町の対応が遅いと、町民も安心できません。今後、このようなことがないようお願いいたします。

それでは、情報周知についてですが、情報周知は防災無線や九十九里安全・安心メール、ツイッターで情報を流していただきまして、ありがとうございました。私もSNSを活用し、この町からの情報をLINE、フェイスブック、ツイッターで流しました。停電で困っていた方からも、そういう町民からも、タイムラインを見て、タイムラインでの情報ありがとうございます、感謝、感謝ですと喜びのLINEをいただきました。

町のほうから防災無線等を活用して情報を流していただきましたが、停電初日の9日、10日の情報が遅かったと思います。9日の朝、回りながら訪問したところで、九十九里町の情報を知りたい、聞きたい、また、防災無線が聞こえない地域には公用車を走らせて情報をア

ナウンスして回ってほしいとも言われました。このような広報車での対応はできなかったのか、お答えください。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 停電に係る住民への情報周知として、広報車両を使ったアナウンスという御質問だと思います。

停電当初、町のほう、それから東京電力におきましても、その対応に当たっておったところでございますが、まず給水とブルーシート配布ということで、職員がかなり割かれていたという状態でございます。

町がお願いしたのは、東京電力に対して、東京電力の広報車両を利用した周知はできないのかと、こういうお願いを当初から東京電力にしておりました。町はやはり公助という中で職員が不足していることから、ほかの機関の応援をお願いしたいというところで東京電力にお願いをしたところでございます。

しかしながら、東京電力では町内における断線箇所の全体像がつかめなかったということ、それから、東京電力においても初期対応の現場対応職員が不足していたということで、私どもの広報等のお願いが非常に難しいというようなお話でした。

その後、各電力会社からの応援職員の増加によって、東電としても業務の実施ができるという御連絡をいただきましたので、東京電力の広報車両をお願いし、停電地域について町から原稿を渡した内容で周知をしていただくと、そういう方向でお願いをしたところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

東京電力にお願いして回っていただいたということだと思いますけれども、町にもスピーカーがついた車が、公用車があると思います。原稿があるのなら、職員が難しいのだったら区の誰かに頼むとか、協力を得て回るということが一つの手だと思いますので、そこもこれからは必要じゃないかと、やっぱり共助のほうもお願いすることも大切だと思いますので、よろしくをお願いします。

地域防災計画の中に、広報の手段として聴覚・視覚障害者、外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な避難者には、適切に情報が伝達されるよう、各種ボランティア団体等の協力を得るなどして、適切な広報活動を実施するとあります。

聴覚障害者には防災無線は届きません。広報紙を配布するとか、コミュニティや公共施設に掲示板を活用した伝達情報はどうだったのか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えいたします。

聴覚に視覚にしる、身体の不自由な方への対応というのがやはり災害時には求められる事項でございます。

先ほど町長の答弁にありましたように、本町におきましては、まず音声情報として防災行政無線による子局及び戸別受信機による周知、視覚的には町ホームページ、安全・安心メール、ツイッター、フェイスブック等、今、町が使える情報手段全てを利用して周知を図ったところではございますけれども、今回初めてツイッター、フェイスブックの活用も行ったところですが、まだまだこれを使える方も少ないし、お年寄りの方に対応するというのは、まだ難しい状態であります。

今、議員がおっしゃられたとおり、各施設へその辺を周知させるような方式について、町のほうも真摯にそれを受けとめまして、今後の対応の中で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

何事にも情報は早目にわかるよう、よろしくお願いします。

それでは、自主防災組織及び地区防災計画について、地域防災計画第1節、自助・共助による地域防災力の向上の中に、地域での防災知識の普及・啓発、自主防災組織の立ち上げ、地区防災計画の作成など記載されております。

現在、6自治区で結成されていると答弁いただきましたが、この6自治区の認識及び活動ができているのでしょうか。また、地区防災計画に関して、どのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 町内の防災組織の関係でございますが、先ほど町長から申しましたとおり、28年度より取り組みを行っておりますが、現在6地区で6組織の組織結成がされております。

まだ町内6組織ということで、町内におけるそれぞれ共助の上の地域活動としては、まだ万全とは言い切れないのかと思っております。町といたしましても、引き続き組織の設置、

育成に向けて取り組み、設立後は防災に関する研修への参加や、組織体での防災訓練、町と連携した町防災訓練など、町を挙げての防災活動が行えるよう、今後も取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

今回の台風で自主防災組織が大切だと感じました。各自治区それぞれ被害の状況が違います。有志で炊き出しをしてくれた人たちもいます。また、何かしてあげたいけれども、どうしたらいいかわからなかったと思った人もいたと思います。給水やブルーシートの配布にせよ、職員だけではできないことでも、自治区でできることがあります。

災害には自助・共助が必要です。地域住民の方々が平常時からお互いに協力し合い、助け合っていくことを望み、これからも自主防災組織及び地区防災計画の普及・啓発活動をお願いいたします。

携帯電話充電、これはちょっとまとめさせてもらいます。

携帯電話は今は必需品です。充電ができないと連絡がとれないし、情報もわかりません。10日に公共施設のコンセントを開放し、11日から災害対応充電器を借りて対応したが、情報提供は10日でもできたはずです。町民から充電ができないのかと言われたこともありました。早くに情報を流すことが必要です。公共施設の入り口や施設の中に充電できますとの張り紙でもいいので、今後の対応をお願いいたします。

給水について1点お伺いします。

給水車のほかに、500mlのペットボトルの配布をしていただき、ありがとうございました。先ほど言いましたが、配布場所まで遠くて給水に来られない高齢者、また、障害者の方の対応はどうだったのか、答弁をお願いします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 給水の関係でございますので、私のほうから御答弁させていただきます。

災害発生時、あるいは災害発生直後に重要であるというのは共助、つまりは日ごろからの御近所づき合いというものが非常に重要であると認識してございます。

今回の災害においても、9日14時40分に給水が停止いたしました。その後、断水が徐々に拡大し、本町においても夕方ごろには各地で断水が発生してございます。

こういった状況を受けまして、保健センター前に臨時の給水所を開設いたしました。地

域の助け合いという中で、御近所の方などが給水に来られる方も多く見受けられました。

私どもも1人当たりの給水量に制限を設けさせていただきましたが、こういった状況も配慮しながら対応させていただいた次第でございます。

また、今回の断水におきまして、近隣からの支援、近所からの支援も受けられないといった方に対しましては、手前どもの地域包括支援センターに仲介をお願いしてございます。

また、仮に復旧が長期化する場合にあっては、ボランティア団体等に協力要請をし、支援体制を整えてまいりますので、御理解をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

給水もブルーシートも配布場所まで来られない人のために、どうしたらいいのか。また、共助も求められるところです。今回の災害を教訓として、今後の対応をお願いいたします。

それでは、液体ミルクについて。

無菌でパックされているため、災害時に衛生状態が悪化する環境でも使いやすいとされています。今回のように長く続く停電でも、乳幼児に手軽に飲ませることができます。

今後は、先ほど答弁をいただきました中でも、早急に対応するというようなことがあったと思いますけれども、今後の補正でも対応できないか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 液体ミルクの備蓄に関する御質問だと思いますが、先ほどの町長答弁にございましたとおり、現在、国内で2つのメーカーから製品化されており、この賞味期限は6か月から1年ということではございます。

緊急時の利用を含め、災害時にすぐ提供、供給できるシステムの構築ということで、町長は答弁してございますが、現在、一般食料等を供給するシステムということで契約を結んでおります、災害時における医薬品及び応急生活物資の供給に関する協定、これを何社かと結んでおりますけれども、これを活用して液体ミルクを手に入れることは可能な状態にあります。

災害時に、お子さんを抱える方のニーズ、これを素早くとることによってこの協定を使い、必要なときに必要な液体ミルクを供給できるように、今後努めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

早急に対応をお願いいたします。

それでは、災害救助法について。

本町にとっては何もないということなんでしょうかね。しかし、20日に政府は災害救助法の対象にならない住宅屋根の修理なども、国費で支援する方針を表明しております。自治体が独自に一部損壊の住宅を補助する場合、国がその費用の最大9割を助成する方針です。

そこで、本町は一部損壊の住宅に補助するお考えはあるのか、見解を求めます。また、激甚災害に指定されると、被災自治体の復旧事業に対する国の補助率がかさ上げされます。本町の農業用ハウスや水産業施設は復旧支援の対象になるのか、お尋ねいたします。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） 住宅の瓦屋根被害に対する補助金についてお答えさせていただきます。

9月26日付で千葉県より、台風15号により被災した住宅の瓦屋根の補修に対する助成について、国の防災・安全交付金の効果促進事業の対象になる旨、通知がありました。

これまで国の指針では、家屋被害を全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4つに区分し、全壊、大規模半壊、半壊までが国の支援対象でありましたが、このたびの台風15号により、千葉県の家屋被害は屋根などの一部損壊が多かったことから、一部損壊についても支援対象にすることを決定しました。

この防災・安全交付金を活用した補助制度ですが、市町村が補助する補助金に対しまして、補助金の2分の1が国費補助となり、防災・安全交付金から補助され、残りの2分の1が市町村補助となり、このうちの8割が特別交付税で措置されるものです。

千葉県では詳細は別途通知するとされておりますが、本町では実施する方向で関係部局と調整をしております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、激甚災害についての農地、農業用施設、水産業施設が適用になるかというお話でございますが、これにつきましては、個人への適用は全くございません。

この中で農地という言葉が出てきますが、この農地の復旧事業につきましては、例えば土砂災害ですとか、河川の氾濫で農地が被害を受けた場合に、地方公共団体である町等が復旧

作業に行った場合の補助事業ということになりますので、個人には適用がないということになります。

しかしながら、現在、平成28年の台風9号の際に、農業用被害が多く出ていまして、その際に国、県が補助制度の創設をしております。今後、同じような補助制度が創設されまして、その補助金を利用しての復旧作業ということが見込まれておるところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

わかりました。一部損壊に対し、防災・安全交付金がありますので、それを活用し、今、課長答弁ありましたように、本町でもぜひお願いいたします。

また、農業用パイプハウスの補強に、被害農業者支援型強い農業・担い手づくり総合支援交付金がありますので、農業者のために活用ができるのかと思いますので、そこもちょっと調べていただきたいと思います。また、水産業施設の復旧支援もお願いいたします。

最後に、最後とはこの災害のほうの最後では、ふるさと納税を活用して復興支援に伴う緊急寄附を受け付けているようですが、今後どのように活用していくのか、答弁をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

今回の災害を受けまして、見舞金を九十九里町のホームページ上で12日に公表させていただき、募集をさせていただきました。結果、現在279万円、90件を超える多くの方々より善意を受けているところでございます。

こうしたお気持ちを大切にした上で、今回の災害に対する経費に貴重な財源として充てていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

このふるさと納税、寄附していただきましたので、無駄にしないようお願いいたします。

災害は忘れたころにやってくるとよく耳にしますが、今は災害は忘れないうちにやってくるとも言われております。それに対して、備えあれば憂いなしとも言われます。自助、共助、公助が連携して、災害対策ができる取り組みをお願いします。

交通弱者対策について、町民の移動手段の中で、さっきちょっと町長答弁にありましたように、確かに高齢者外出支援事業は、利用者さんがとても喜んでおります。

また、ちばフラワーバスさんが作田地域を運行してくださることはありがたいことです。私も、補助金を出しているのならルート変更していただき、少しでも町民が乗れるようにと要望したこともありました。作田岡や小関地域に路線バスが運行するのは、多分初めてだと思います。一歩前進したのかと思います。ありがとうございます。

それとは別に、全町民が必要なときに必要な場所へ移動するデマンド型乗り合いタクシー制度の導入が必要だと思います。私は県内初めて乗り合いタクシーを導入した酒々井町の状況をお伺いし、平成17年3月定例議会で乗り合いタクシーの質問をしてから約14年、その間、町長を初め、課長、議員も変わっています。変わっていないのはいつも同じ答弁です。県内自治体の中で、乗り合いタクシー、または巡回バスを導入していないのは本町だけだと思います。いつになったら導入するのか見解を求めます。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

長年にわたり庁内検討会議の中で、さまざまな福祉の分野、あるいは商工業の分野、そういった職員を交えながら九十九里町にあった交通対策について検討、協議を進めてまいりました。

昨年度につきましては、その中で九十九里町における公共交通の空白地に視点を置きまして、この解消に向けた取り組みを具体的に進めてきたところでございます。

今後、有識者、あるいは国、県の助言をいただきながら、九十九里町に合った政策を具体的に進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

昨年質問したときに、今、課長答弁がありましたように、公共交通庁内検討会議において、本町に合った交通弱者対策を検討していくと答弁いただきました。今もその答弁、同じですね。

それでは、この公共交通庁内検討会議は年に何回行い、その中で乗り合いタクシーや巡回バスの検討はされているのか。また、高齢者が免許証を自主返納した場合、一部割引がありますが、本町の足である九十九里鉄道さんと、これから、あしたから運行していただく、作

田地域を運行してくださるちばフラワーバスさんは、その一部割引があるのか、答弁をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

庁内検討会議の中で、さまざま委員の皆様方からいただいた御意見等を踏まえ、いろいろと協議、検討を進めてきたところでございます。デマンドタクシー、あるいは巡回バス、そういうものが近隣自治体でサービスが進められているところがございますけれども、その費用については大変な予算をかけているところがございます。

そういった実態を踏まえ、九十九里町が事業を進めていく上で、責任ある継続的な事業を育てていかなければいけないという認識でございます。

時間がかかっていて大変申しわけない部分が多々ありますが、今後、先ほど御答弁させていただいたとおり、国、県や有識者、事業者を交えながら、先進地事例を含め、具体的な事業を今後できるだけ速やかに進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

答弁の中でいつも同じで、本当に検討してくださっているのは、わからないわけではありません。でも、国、県、有識者、これ、町民さんがすごく要望というか、求めていることなんですよね。ですので町長、本当に町長も回っていて、このことは聞いていると思うんですね。やはり、これ、責任ある継続的な事業って、責任ある継続的な、ここ、責任を持ってやってもらわなきゃいけないことだと思うんですよね。やはり皆さんの足はないと困りますので、そういうところからお願いしたいと思います。いずれにしても、町民の移動手段を早急に実現していただくことを強く望みます。

以上で質問を終わります。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は10時45分です。

(午前10時34分)

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

（8番 荒木かすみ君 登壇）

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木かすみです。

議長のお許しをいただきましたので、令和元年9月定例議会におきまして、一般質問を行います。

9月9日未明に発生した台風15号による被害は、本町でも大変に大きな被害でございました。千葉県としても、激甚災害の指定を受けました。全ての被害がまだつかみ切れていない中ですので、復興には大変な時間がかかることと思います。被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の被害は、かつて経験したこともないほどの災害でございました。電気、水、その後の対応に戸惑い、多くの財産を失い、対処がおくれたことは大変に悔やまれます。災害対応の方法なども、これからの懸案事項として取り組んでいかなければならないと痛感をいたしました。地域の共助の力を強化することも、課題であると考えます。

また、その中で、東千葉メディカルセンターの被災状況をお伺いいたしました。災害指定病院として電気、水の確保、これはしっかりとされていたようで、心強い思いがいたしました。DMAT機能も働き、派遣医師、派遣看護師の手配もいただき、飲料水は他に支援できるほどの量であったと聞いております。近隣の病院でも停電のせいで空調がとまり、家族が氷を運んで対応するという事態もございました。自家発電の重要性や、飲料の備蓄も課題となりました。さまざまな課題も順を追って検証し、改善のためにともに考えてまいりたいと思います。

それでは、皆様からいただいたお声をもとに、3項目8点について質問をさせていただきます。町長並びに当局の明快な答弁を望みます。

初めに、空き家・空き地の相続についてお伺いをいたします。

本来、空き家となった家と土地を死亡された方の所有となっていることが不自然なことで、相続が何年も何十年も放置されているのは、残された家族、当事者、及び行政にも責任があると思います。

固定資産税の支払い規程だけをつくり、相続を放置してしまえば、どんな小さな土地でも、壊れそうになった家でも、誰も手をつけることがなく、近隣住民にとっては大きな負担となる可能性があります。そして、やがて1人の土地に対して、相続人の数が何十人となり、膨大な事務処理となります。

次に、現在、死亡等により相続人が確定していない土地、家屋の件数についてもお伺いいたします。

それから、その中の固定資産税未納などの問題についてもお伺いいたします。固定資産税のみを継承した人が住むつもりもない土地に税だけを払うとなれば、何かの事情、高齢であったり、代ががわったりすると、支払い意欲が低下した場合、未納となるのではないかと懸念がされます。この点についてお伺いいたします。

処理、つまり相続などが進まない案件について、相続放棄などの問題が起きると思いますが、行政としてはどのように対応されていくのか、お伺いをいたします。

次に、2項目めについて、入国管理に関する新たな外国人材の受け入れと、共生社会に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

今まで外国の方の出入国に関しては、本町でも多くの中国、ベトナム等の方々を技能実習生として受け入れてきたと思います。3.11を境に、中国に帰還された方もありましたが、現在では加工業を中心にたくさんの方に来ていただいているようです。その方たちも含め、技能の高い方に、日本で仕事を持って在留していただくよう、制度の変更がありました。

そこで、新体制の変更点、技能実習と特定技能の違いなど、概要についてお伺いをいたします。

次に、本町における外国人材の受け入れ体制、生活者としての対応についてをお伺いいたします。最近、中国系の若い方が自転車に乗って買い物に行く姿は珍しいことではなくなりました。楽しそうな元気な姿は、すがすがしいとさえ思うこともあります。現在、住まいや言葉について、この方たちにどのように指導、支援をされているのか、お伺いをいたします。

次に、役場の手続の支援などについてお伺いをいたします。

現在は民間のエージェントに任せていると伺いましたが、災害発生時の対応、困り事や法的な相談など、生活をするとすると生活者としての多言語対応の職員が必要になるのではないかと考えられますが、お考えをお伺いいたします。

最後に、子育て支援の状況についてお伺いをいたします。

30年近く前になってしまいました。我が子が小学校に通うころは東京にありました。給食

費の援助申請は、よほどの高所得でなければ誰でも受けられた支援でございました。埼玉に住んでいたときには、同じ所得でありながら援助は受けられないと言われてきました。当時からも、子育て支援には大きく地域差がありました。現在でも医療費や給食費などに、市町村または県の支援格差があります。現在、問題となっている給食費が未納となった御家庭では、給食費以外の生活費にも困窮が見られるとのこと。そういう方への取り組みを本町ではどのように対応されているのか、お伺いをいたします。

市町村の財政力と就学援助制度の利用が比例するとの統計がありますが、これは千葉県の実績が平均値が大変低いということもありますので、本町での取り組みをお聞かせください。

次に、準要保護と要保護の医療費の違いの中で、準要保護に一部の医療費の援助とありますが、内容についてお伺いをいたします。6種の医療費の補助となる根拠と、それ以外の医療費についての対応をお聞かせください。

1回目の質問は終わります。

再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 荒木かすみ議員の質問に対し、町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えします。

なお、子育て支援の状況についての御質問については、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いたします。

初めに、空き家・空き地の相続についての御質問にお答えします。

1点目の現在、死亡等により相続人が確定していない土地、家屋の件数についての御質問ですが、空き家・空き地に限定した件数は把握しておりませんが、今年度は固定資産税の納税通知書発送件数約1万件のうち、24件が相続放棄等を要因として相続人が不在となっております。また、そのほかに現在15件の相続人調査を行っております。

2点目の固定資産税未納などの問題についての御質問ですが、所有者が亡くなり、法定相続人が相続放棄しており、徴収することができないことが明らかな固定資産税については、地方税法第15条の7第5項の規定により、納入する義務を直ちに消滅させております。

3点目の処理が進まない案件について、どのように対応されていくのかとの御質問ですが、法定相続人が相続放棄をしている案件であっても、立地状況や権利関係により売却が見込める不動産については、民法の規定による相続財産管理人の申し立てにより、債務履行を行い、

所有権移転を行っております。しかしながら、条件に合った不動産が少ないのが現状ではございますが、引き続き課税客体の把握及び税収確保に努めてまいります。

次に、入国管理に関する新たな外国人材の受け入れ、共生社会に向けての取り組みについての御質問にお答えいたします。

1点目の新体制の変更点、技能実習と特定技能の違いなど、概要についての御質問ですが、出入国管理及び難民認定法等が改正され、この4月から施行されております。改正内容といたしましては、従来の入国管理局が改められ、出入国及び在留の公正な管理を行うため、出入国管理庁が新たに設けられております。また、新たな在留資格として、特定技能1号、特定技能2号が創設されております。

技能実習と特定技能の違いですが、技能実習は雇用契約に基づいて、業務に従事しながらその技能を習得し、習熟させるための活動でございます。また、今回新たに創設された特定技能は、既に相当程度の知識、または経験を持つ外国人が、不足する人材の確保のため活動できるというものでございます。しかしながら、現在、本町に特定技能の在留資格を持つ外国人の住民登録はございません。

2点目の本町における外国人材の受け入れ態勢、生活者としての対応についての御質問ですが、外国人材の受け入れについては、平成29年11月から外国人技能実習制度が改正され、実習期間を3年間から5年間へ延長するとともに、受け入れ人数枠の拡大や新たに介護職種が対象として追加されるなどの拡充が図られております。

町内においても外国人材を活用しており、8月31日現在、231人の技能実習生がおります。また、生活面においては、実習実施企業の指導等を行う監理団体の許可制度の厳格化など、技能実習制度の適正化が図られており、不当に安い給料で働かせることがないよう対策がとられております。

3点目の多言語対応の職員が必要ではないかとの御質問ですが、監理団体が技能実習生と実習実施企業を中継する現在のルールの中では、対応ができている状況でございます。

以上で、荒木かすみ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 荒木かすみ議員からの御質問のうち、私からは子育て支援の状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の、市町村の財政力と就学援助制度の利用が比例するとの統計があるが、本町の取

り組みはどうかとの御質問ですが、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学校教育に必要な援助を行うことにより、小・中学校における義務教育の円滑な実施に資することは大変重要なことと認識しております。

町では要保護児童・生徒に対し、修学旅行費と交通災害保険料、準要保護児童・生徒に対しては、学用品費や学校給食費等計10項目の就学援助対象経費に対し、援助を行っております。

制度の周知につきましては、新小学1年生の入学説明会や町ホームページ、広報、学校だより等で今後も積極的に周知していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の準要保護と要保護の医療費の違いの中で、準要保護に一部の医療費の援助とあるが内容についての御質問ですが、準要保護児童・生徒が感染症または学習に支障を生ずる恐れのある疾病6項目にかかった場合に、教育委員会が医療券を交付し、6,000円を限度額とし、治療するために要する経費を負担しております。

なお、町の支給要綱に規定しております6項目につきましては、国庫補助金交付要綱に則し制定しております。また、6項目以外の疾病及び限度額を超えた場合には、子ども医療費助成受給券を利用し、受診していただいております。

以上で、荒木かすみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

ただいま町長より1万件の固定資産税納税通知書が発行され、相続放棄24件で相続人が不在であるとありました。また、15件の調査中ということでございました。

この相続放棄が成立すれば、翌年は固定資産税の支払いがなくなるとも言われました。この24件という数は少ないように思いますが、これは有史以来の相続放棄の数なのかどうか。そうでなければ、現在まで相続放棄の累計はどれほどになっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

また、放棄された土地の名義はどなたになっているのでしょうか。先日の台風15号で、お墓の杉が倒れ、墓地の持ち主が杉の伐採をしたいという案件がございました。そのお墓では何件も相続の名義変更がされていない土地が、何とか兵衛、何とか左衛門という名で何代も前の所有者でありました。

確かに、固定資産税だけ払っていけば法的には問題がないという状態ですが、子や孫もど

こにいるのか。名字も変わり、追跡も大変なことです。まして守秘義務という壁に阻まれ、誰に聞くこともできない。手がかりは開示された登記資料のみです。こういった納税通知数がわかっているので、在宅家屋数を引けばおおよその不在地主数が出てくるのではないかと
いうふうに思いますが、この点をお聞かせください。

そして、さらに問題なのは公共施設や道路など、その土地の使用を必要としたとき、膨大な数の許可を行政職員が拾い出し、事務処理を行うなど、経費と時間がかかります。この点
についての御見解をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） それでは、ただいまの24件、これは有史以来の相続放棄の数で
しょうか、放棄された土地の名義はどなたになっているのでしょうかという御質問にお答え
させていただきます。

24件につきましては、令和元年度の固定資産税当初賦課時点における相続人不在の件数と
なっております。なお、有史以来の相続放棄の累計につきましては、正確な件数の把握はで
きておりませんので御了承ください。平成30年度の当初賦課時点、昨年ですね。この時点
では、相続人不在の件数22件でございました。

なお、放棄された土地の名義につきましては、相続人が不在という状況でありますので、
亡くなられた被相続人の名義のままとなっているのが現状でございます。

それから、納税通知書から在宅家屋数を引けば、おおよその不在地主数が出てくるのでは
という、この点についてお答えさせていただきます。

納税通知書発送におきましては、内容としましては土地のみを所有する方、家屋のみを所
有する方、土地、家屋の両方を所有する方などがいらっしゃいます。税務課において、在宅
家屋数の把握はしておりません。このことから、納税通知数から在宅家屋数を引くことによ
り、不在地主数を算出するということは困難でありますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

累計すると、相当な数に上ると思います。この24件というのは本当に1年分なんですよ。
そういうことなので、ぜひこの全体像を把握していただきたいというふうに思います。公共
施設や道路をつくるときに、相続人が大変な数になるというのは、私も2回ほど経験してお
ります。やりとりが大変で、そして売ってくださいというような、最後、数になるんですけ

れども、大変な労力が要るものですから、ここら辺をやはり改善していかなければいけないなというふうに感じておる次第です。

では、もう一回質問させていただきます。

相続放棄はもとより、固定資産税のみ払っている方、または望まない相続を受けた不在地主にとっては、その土地がどうなっているのか興味も薄くなってまいります。今回のように、大変な被害があって瓦が飛んできた、物置が飛んできたなど、また、笹竹が覆いかぶさり、隣の家にも押し寄せ、草はぼうぼうとし、家は崩れて有害鳥獣のすみか、こういうふうになっても、近隣住民は手も出せないわけです。

ですので、相続人の決定を努力義務でも、慣例でもいいので、今生きている人に呼びかけ、土地、家屋をきちんと管理するような取り組みを、とりあえずはお願いしたいところでございますが、当局のお考えをお伺いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） ただいまの土地、家屋をきちんと管理するような取り組みについての御質問にお答えさせていただきます。

固定資産税の賦課徴収の立場からお答えさせていただきます。固定資産所有者、納税義務者の死亡により、死亡届け出人に相続人代表者指定届に係る種類を送付し、相続人代表者、納税義務者を決めていただきます。応答がない場合は、戸籍から相続人調査を行うなど、手順に従い、相続人代表、納税義務者を決めております。しかし、調査の限界であったり、相続人放棄により相続人が確定できない状況もあることは、議員も御承知のことかと思っております。

町の取り組みということですが、税務課といたしましては、この相続人代表者指定届の提出をお願いする際に、いつまでも相続人が決まらないことにより想定される後々の困り事等をお知らせしまして、早目の相続人の決定を呼びかけるということは可能であろうかと思っております。

税務課の業務からはちょっと離れてしまいましたが、令和元年版土地白書、これが国道交通省のホームページで公表されておりますが、その中で所有者不明土地問題への対応と土地の適切な利用管理の推進といたしまして、現状、課題、今後の対応等を示しております。

所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議において、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針が決定され、所有者不明土地法などの円滑な施行を図るための対策とともに、土地所有に関する基本制度や民事基本法則の見直しなど、重要課題について2020年までに必要な制度改正を実現すると位置づけられたとありました。今後、この動向を注視し、

改善されていくことを期待するところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

今お伺いしたとおり、努力はされているということと、限界があるということもわかりました。ですが、この行政の負担がかなり大きな問題になるということを心配しております。

都市部と地方では、土地の価値が著しく違っております。この問題は地方にこそ声を上げ、改善をしていくべき問題であるというふうに思われます。

国の法律で対処できないなら、地方で規則や慣例をつくっていくよう要望いたします。例えば、3年以内、5年以内に相続人を決めましょうというような決まりがあれば、混乱を防ぐ手だてになるのではないかとこのように思います。また、土地所有者本人もエンディングノートなどにどうしてほしいのか、希望を書いておくという方法もあろうかと思っております。

現在の感覚では、子や孫に家を壊すための費用負担などをかけさせたくはないという考え方が主流でございます。町に寄附をしたいと望む方や、公共施設使用を望む方も大勢いらっしゃいます。町が所有し、移住者への貸与など、いろいろな方法は考えられると思っておりますが、この問題は所有者不明土地の収用手続きの合理化、円滑化を図ること、収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進することなど、確かにこれからの課題となっていくと思っておりますので、どうか検討いただきたいというふうに思います。

農地の課題については、次回以降に質問させていただきます。

次に、入国管理に関する再質問をさせていただきます。

今回新しく設けられた特定技能の中で、1号、2号と言われる制度、これをもう少し詳しくお聞かせください。

といたしますのは、本町では農業、漁業などの後継者不足が問題となっております。例えば、事業継承者として外国人の受け入れをするようになれば、長期の滞在となってしまいます。この長期就労、事業継承者として家族との同居、資格の取得など、対応についてはどのようにしていくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） では、特定技能の1号、2号の詳細について御説明させていただきます。

特定技能は、人手不足の産業への対処を目的として創設された在留資格で、特定産業分野、

介護、ビルクリーニング、建設、造船、船用工業、それに農業、漁協を含む14分野の就業を可能とするものです。

特定技能の1号は、技能実習2号を修了した外国人、または試験等でその水準に達していることが確認された外国人で、家族の帯同は基本的に認められていません。

日本語能力については、技能実習2号を修了した外国人以外は、生活や業務に必要な日本語能力を試験等での確認が必要です。受け入れ機関による支援の対象となっております。

比べまして特定機能2号は、日本語能力水準が既に一定以上であり、現時点では建設、船用工業の2業務のみで就業が可能な在留資格でございます。熟練した技能を要する業務に従事し、家族の帯同が可能であり、受け入れ機関または登録支援機関による支援の対象外となっております。

1号、2号の詳細については以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、外国人の受け入れ、技能実習生の受け入れということではよろしいでしょうか。

受け入れにつきましては現在、企業単独型と団体監理型の2つのタイプがございます。企業単独型は全体の3%です。団体監理型の受け入れが97%ということで、ほとんどの受け入れが団体監理型を適用しているところであります。

本町におきましては、現在、団体監理型ということで3団体の監理団体が設立されておまして、169名の技能実習生がおります。この技能実習生についての生活面、それから日本語の習得等につきましては、これは監理団体の役目ということになっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

ただいま町長より特定技能者がいないということで、多分技能実習生のお話をいただいたというふうに思うんですけども、これから特定技能を持つ方が入国をされるということで、このことを問題にしていかなければいけないというふうに感じております。

また、事業継承者については、将来どうしても受け入れていかなければならないかなという感じますので、本当にこれからの課題、現在対応はできているというのは実習生に対してのことだと思っております。ですので、特定技能を持つ方がどういうふうにしていくの

か、これを考えていただきたいということで問題提起をさせていただきました。

まだ始まったばかりのことですので、これから調査研究いただきながら、ともに暮らせる社会になればというふうに考えております。

さまざまな困難を乗り越え、ブラジルやハワイに行かれた日本人移住者は、現地でしっかりと根を張り、その国に社会貢献された歴史がございます。優秀な外国の人材を受け入れることは、将来の本町にとって有効な手だてになるのではないかと期待をして、次の質問に移ります。

給食費未納の方に対して、就学援助制度等の活用を推奨されているのか。この点についてお伺いいたします。

給食費の格差が市町村によって大きな違いとなっておりますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それでは、給食費未納者の方に対しての就学援助制度の活用ということでお答えさせていただきます。

最初に、就学援助制度の周知についてですが、こちらは先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、入学説明会や学校だより等により周知を図っておるところでございます。給食費未納の方に対しましては、納付相談等の際にあわせて周知を行っているところでございます。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

できれば給食費無料になるといいなというふうに思いますけれども、これはまた次に譲ります。

次に、この6種類の医療費の援助となる根拠についてお話をいただきました。この点は具体的に言えば、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、とびひ、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、虫歯、寄生虫、おなかの虫と呼ばれる、こういった6種類でございますが、いずれも児童がかかりやすい病気となっております。

これ、6,000円という補助が出ますよと言いましたけれども、6,000円以上かかった場合がどうなるのかなということと、このほかに病気についてどのように対応されているんでしょうか、お聞かせください。医療券についてももう少し詳しくお聞きしたいと思います。

といいますのは、病気の通院、入院実費など有料部分の詳細、この辺がわかればなというふうに思います。できれば子育て世代の負担軽減のため、全児童の医療費の無料化が望まし

いところですが、まずは準要保護の医療費の無料化を要望いたしますが、この点についても当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それでは、お答えさせていただきます。

最初に、医療券についてですが、医療券につきましては学校保健安全法の規定によりまして、児童または生徒が感染症または学習に生ずるおそれがある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けたときには、その疾病の治療のための費用について、必要な援助を行うものとするものとされておるところであります。

疾病に罹患した準要保護児童・生徒の保護者に医療券を交付し、保護者が負担すべき医療を当該医療機関の請求に基づき、教育委員会から医療機関に直接支払いを行うものとなっております。

6,000円以上、限度額を超えたものにつきましては、先ほど教育長答弁にもございましたとおり、子ども医療費助成制度の利用をお願いしたいと考えております。また、6項目以外の疾病や限度額につきましては、今後、国庫補助制度の動向や財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

実費分についてちょっとお話がなかったようなので、通院、入院、実費など、この有料部分についての御見解、資料があればお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それでは、実費分部分についてでございますが、先ほどの答弁と繰り返しになるかと思いますが、6,000円以内のものについては医療券になります。それ以上かかったものについては子ども医療制度、こちらの助成が対象となりますので、こちらの制度で御活用をいただきたいと考えております。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

わかりました。細かい点については、また担当の方にお伺いしたいというふうに思います。

医療券で今のところはカバーされているということがわかりました。ですが、これから制度が変わっていくというか、この制度ができてからもう年月も大変たっているんですね。修学旅行の考え方など、随分変わってきております。集団で見学する旅行という意味合いから、

修学旅行は学習であり、校外活動である、また、グループで何かを体験する機会となっているというふうに、修学旅行一つをとってもこれぐらい変わっているんですね。

ですので、子供の生活面においても、今はスマホや小型ゲームの使用とか、障害を持つ方の増加とか、お母様の子育ての苦労も大変変わってきております。これからも時代に合わせた、子供の成長に寄り添ってのきめ細かい支援をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前 11時26分)

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時55分)

○議 長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、11番、細田一男君。

(11番 細田一男君 登壇)

○11番（細田一男君） 令和元年第3回定例会において、通告してあります6項目9点について一般質問を行います。

質問に入る前に、去る9月9日未明から早朝にかけて発生した台風15号は、千葉県を中心に大きな被害をもたらしました。九十九里町においても、多くの皆様が強風や大雨を元凶に多大な被害に遭われております。心よりお見舞いを申し上げますとともに、一時も早い復興、回復ができるようお祈りしております。

また、9月20日には国、農林水産省より、河野義博農林水産大臣政務官が台風15号の被害状況の現地調査のために、八街市、九十九里町、山武市に来町されました。九十九里町においては、漁業、水産加工業関係の施設や漁具、工場の屋根や停電による冷凍庫の稼働停止による冷凍保存してある加工原料や、製品の解凍による劣化など、多大な被害を受けました。

漁港において現況報告がなされ、小栗山漁業協同組合組合長と、水産加工業協同組合組合長である私が説明報告をいたしました。その際には、町長、担当課長にも出席をいただき、強く支援の要望をしていただきました。まことにありがとうございました。また、議会から

も多くの議員の皆さんに出席をいただき、支援をいただいたことに深く感謝を申し上げます。

また、本町においては8月25日、町長選挙、議会議員選挙がとり行われ、大矢町長が2期目の当選をされました。まことにめでたうございます。心からお祝いを申し上げます。町長におかれましては、4年間の経験を生かされまして、町行政発展、推進のために、さらなる御尽力と積極的な行政運営に取り組んでいただけるよう、よろしくお願いを申し上げます。

そして、町議会においては新しく14名の議員が誕生し、私もその1人であり、5期目に入りますが、大矢町政をしっかりと支え、町行政発展、推進のために努力してまいりたいと思います。

また、中には3名の新人議員さんがおりますが、新人議員の皆様には、一日も早く九十九里町議会の議会運営の空気になれていただき、町政運営の発展、推進のために努めていただけますように期待をしております。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目の県道飯岡一宮線の作田川架橋の建設計画についてであります。この質問については平成15年9月、議員として就任し、町行政を担う1人として12月定例会の一般質問に取り入れて以来、16年間にわたりお願いをし続けてまいりました。いまだ大きな進展がなく、前町長、現町長を初めとする執行部、担当部局の積極性のなさに、大きな落胆の感を感じております。前回の定例会でも質問しておりますが、現在ではどのような進捗状況になっておるのか、答弁を求めます。

2点目に、県道飯岡一宮線の排水路の整備状況についてであります。この件についても定例会が開催されるたびに再三再四質問しており、現場、現況を確認しておりますが、依然として解消されておりませんが、どのような計画予定で進めておるのか答弁を求めます。

3点目に、子育て支援や子育て環境の充実についてであります。少子高齢化の社会現象は日本国中で起こっており、本町も類に漏れておりません。子供を育て増やすには、行政としても、親としても、精神的にも、経済的にも、若い人たちを支援していかなければならないと思います。町財政が厳しい状況は理解できますが、そのような中で小・中学生の給食費の無償化について、以前から同僚議員からも取り組んでいただきたいと要望は出ておりますが、どのような状況、判断になっておるのか答弁を求めます。

それから、安心して遊べる公園づくりについてであります。海の駅の建物外の敷地駐車場の前にちびっこ広場という施設が整備されておりますが、屋外トイレの新設計画が中断、おくれております。どのような状況になっておるのか答弁を求めます。

4点目に、福祉の充実についてであります。午前中、同僚議員より同じような質問がありました。方向性を変えて質問をいたします。

高齢者や交通弱者に対する、九十九里町に合った地域交通アクセスの構築はどのように考えておられるのか。デマンド乗り合いタクシーや町内巡回バスの運行などの予定、計画などは考えておられるのかどうか答弁を求めます。

5点目に、九十九里浜沖洋上エネルギーの建設計画についてであります。まだ県の研究構想段階だとお聞きしておりますが、町としてはどのように捉えておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

6点目に、防災対策についてであります。津波、台風、風水害などの災害はいつ来るのか、発生するのかわかりません。そのような状況の中で、九十九里町において今、片貝漁港に防潮堤の建設計画が進められておりますが、その後の進捗状況はどのようになっているのか。また、片貝中央海岸で建設整備が行われておる防砂堤の進捗状況はどのようになっているのか、答弁を求めます。

それから、避難道路の確保や整備はどのような計画、予定を考えておられるのか。あわせて、避難タワーや築山公園などの避難場所の構築、整備などは考えているのかどうか、答弁を求めます。

町長を始め、執行部の皆様の明朗で簡潔な答弁を求めます。

なお、再質問については自席にて行います。

○議長（内山菊敏君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 細田一男議員の御質問にお答えいたします。

なお、子育て支援や子育て環境の充実のうち、給食費の無償化についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

初めに、県道飯岡一宮線の作田川架橋の建設計画についての御質問にお答えします。

進捗状況はどのようになっているのか、また、どのように取り組んでおられるのかとの御質問ですが、令和元年8月16日に開催されました知事と市町村長の意見交換会において、千葉県に対し、（仮称）新九十九里大橋の早期着工を要望したところでございます。

知事からは、橋梁計画について地元と調整が図れるよう努めていくとの回答があったところでございます。今後も引き続き県と連携を図りながら、地元住民の御理解と御協力が得ら

れるよう努めてまいります。

次に、県道飯岡一宮線の排水路の整備状況についての御質問にお答えします。

産業道路の悪臭対策はどのようになっておられるのかとの御質問ですが、悪臭対策につきましては、産業道路を所管する千葉県山武土木事務所では、円滑に排水が流れるよう、定期的に排水路の清掃を行っております。あわせて町では排水が滞留しないよう、海水を排水路に流すなどの対策を行っております。今年度につきましても、現在、排水路清掃について県へ要望しておるところでございます。

次に、子育て支援や子育て環境の充実についての御質問にお答えいたします。

2点目の安心して遊べる公園づくりについての御質問ですが、町では海の駅九十九里の駐車場の隣に公園を整備し、本年7月に一般に開放したところ、住民や海の駅九十九里のお客様の憩いの場として大変喜ばれており、多くの方に御利用をいただいております。今後も適切な維持管理を行い、安全で安心して利用できる公園を心がけてまいります。また、トイレの設置につきましては、補助制度の内容を精査し、設置について再度検討しているところでございます。

次に、福祉の充実についての御質問にお答えいたします。

高齢者や交通弱者に対する地域交通アクセスの構築はどのように考えておられるのかとの御質問ですが、町では公共交通庁内検討会議において、高齢者等の移動手段の確保について検討を行っております。

本年度においては、町社会福祉協議会が実施している高齢者外出支援事業に対して、車両の更新費用を補助するなど、機能強化を図ったところでございます。また、ちばフラワーバスの運行する海岸線について、運行ルートの見直しが行われ、明日10月1日より運行が開始されます。これにより、作田岡地域周辺の交通の利便性が向上するものと考えております。引き続き、バス事業者などの関係機関との連携を密にして、本町の交通弱者対策について検討してまいります。

次に、九十九里浜沖洋上エネルギーの建設計画についての御質問にお答えいたします。

建設計画が進められていますが、その後の進捗状況はどのようになっておられるのかとの御質問ですが、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき、国が都道府県に対し、有望な区域に関する聞き取りを今後実施すると伺っております。

次に、防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の津波や風水害に対する防潮堤などの建設計画についての御質問ですが、漁港区域内の津波対策について、千葉県銚子漁港事務所に確認したところ、作田川左岸側につきましては、コンクリート被覆の堤防が作田川との接点部分を除いて完了予定と伺っております。右岸側片貝海岸隣接部につきましても、漁港内との接点部分を除いて完了予定と伺っております。

また、漁港内及び周辺の整備につきましては合意形成を図るべく、引き続き地元住民との意見交換会を開催し、理解が得られるよう努めるとのことでございます。町といたしましては、住民が安全で安心して暮らせるよう、早期の事業完了を県へ強く働きかけてまいります。

2点目の避難道路の整備や確保についての御質問ですが、平成27年3月に津波避難計画を策定し、町内7路線を避難道路に指定しております。指定については、避難対策地域の外まで避難するために適した道路を基本としております。現在、避難道路として指定している県道25号線及び75号線については、引き続き県へその機能維持を図ることを要望するとともに、町道の5路線についても舗装、補修などを実施し、避難道路としての機能の確保に努めてまいります。

3点目の避難タワーや築山公園などの構築についての御質問ですが、津波警報等が発令された場合、迅速に内陸まで避難することが原則でございます。万一逃げおくれた場合に備え、津波避難タワーを設置、津波避難ビルを設定しております。今後の避難タワーや築山の構築につきましては、土地の確保、建設費などを考慮しつつ検討を続けてまいります。

以上で、細田一男議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 細田一男議員からの御質問のうち、私からは給食費の無償化についてお答えをいたします。

学校給食費については、学校給食法により経費の負担区分が定められており、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに学校給食の運営に要する経費については町が、それ以外の経費については学校給食を受ける児童・生徒の保護者が負担すると規定されております。

現在の給食センターにつきましては、昭和58年に建築し、35年が経過しており、施設の老朽化が進んでおります。また、耐用年数を経過した調理機器の入れかえや修繕等の費用が見込まれます。

給食費の無償化に当たっては、毎年多額の費用を町が負担することとなりますので、現在の九十九里町の財政状況から見て、国、県等の補助金がない中で実施することは大変困難な状況でございます。

今後も、施設の維持管理及び運営に係る経費については町が負担し、食材料費の負担については保護者の皆様をお願いしてまいります。

以上で、細田一男議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

ただいま町長並びに教育長より、事細かな御答弁をいただきました。ありがとうございます。

一問一答で再質問を行いますので、先ほども申し上げましたが、簡単、明朗、簡潔な御答弁を期待いたします。

1点目の県道飯岡一宮線作田川架橋、ただいま町長より御答弁いただきました。令和元年8月、県知事と懇談があり、県知事に再度要望を出したと。知事の回答は、地元との協和、理解をとっていただけるよという要請というか、そういうお答えがあったと。

町長、担当課、私この質問は平成15年9月に議員に就任以来、12月定例会から、先ほども申し上げましたが、16年間にわたり質問してまいりました。先ほど町長は県知事とも懇談で要望は出せたと、その回答も前知事の堂本知事から、前町長川島町長がもらった回答と同じじゃないですか。何度も何度も何度も何度も申し上げておりますが、地元の理解を得てくださいと。まだその段階じゃないですけども。

なぜ私これ質問しているかという、先ほど来出ているんですけども、漁港後背地を利用の産業振興という形で今、動いている道の駅、海の駅、あるいは国有地問題、作田川架橋、産業道路の排水、この4点が私が議員として立候補した公約に近いものなんです。国有地問題と海の駅の後背地利用計画は、今のところ予定していたよりも若干おくれましたが、順調に解決し、推移されておりますが、作田川架橋問題と産業道路の排水問題は16年間質問していて、1cmも進んでいないんですよ。

先般、前定例会でも質問し、御答弁いただいております。県道飯岡一宮線バイパス期成同盟かな、そういう団体があるんですけども、その事務局は本町の事務局。そして、県道飯岡一宮線バイパス期成同盟は、一宮町さんから横芝光町さんで終わっている。この組織というのは、方向性は変わるんですけども、長生土木事務所、山武土木事務所が終わっているわけ

ですね。県道飯岡一宮線と言いつつ、匝瑳市、銚子あたりの市町は入っていないわけだ。

その中心である九十九里町に事務局はあり、再三再四にわたり、毎年毎年定期的に行われている期成同盟の総会と言っているのかな、その中で要望書を出しています、要望書を出していますと、同じ答弁で、同じくずっと推移しているんだけど、その内容は臆測にすぎないんだけど、本当は憶測は言っちゃいけないんだけど、作田川架橋、山武市さんの木戸川架橋、強いて言えば栗山川の整備、これが要望書の中に入っていると思われるんですよ。

それならなおさら、一宮から横芝光町さんまでの市町で一緒になって、九十九里の作田川架橋、木戸川架橋、栗山川架橋の要望で、強く出せると思うんです。それには、何度も申し上げているように地元からの要望、あるいは地元からの意見を持っていかなければ、100回言ったって知事の答えは地元の理解を得てもらえたんですかと、ずっと同じことをやっているじゃないですか。それが進んでいないということなの。

幾ら言っても、ずっと同じ質問でずっと同じ答弁だから、この辺でやめちゃうけれども、同じでしょう。答弁、多分同じだと思うんだよ。私の言っていることは、間違いなくずっと同じだもん。

先ほども平成15年12月の定例会の議事録を見てきたら、間違いなく3項目にわたり質問していますよ。要は、町長、執行部はやる気があるか、ないかのことを私は今聞いているんだからね。もう8分になっちゃったから、この辺でやめるけれども。だって、答えはないでしょう、課長。今言ったとおりでしょう。

排水路について、県が定期的に排水路整備をやってくれていると。先ほども申しあげましたが、前回の定例会でも、粟生地先から片貝地先まで整備を県がやっていただけたという答弁があったんだけど、私も現場に近いので何となく排水路の中を見て、調査でないけれども、見ているけれども、一向になっていないよね、掃除は。整備が。

先ほどもあった、ずっと言っているんだけど、排水路に太平洋から大きな大きなお水を汲んで放流していると。その効果はあったのかどうかも疑問なのよ。何度も何度もお願いしているように、水を幾ら流しても、上水が流れるだけで、根本である汚泥を取り除けなければ、悪臭対策にはならないと、私はそういう考え方でいるんだけど、課長、どうですか、その点は。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃったとおり、県では昨年度までに片貝、須原付近先から栗生の分水嶺まで、排水路清掃を一旦終了したという認識であります。

先日、須原地区で悪臭が若干あるということで、山武土木事務所を呼びまして堆積状況を確認しましたところ、部分的に20センチ堆積部分もありますし、実際のところ三、四センチのところもあります。

県としましても、排水路の堆積状況を確認し、今年度実施の有無を決定するという事でお話はいただいておりますので、20センチ堆積している部分については強く要望して、ぜひ今年度もしゅんせつをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

ただいま課長から力強い御答弁をいただきました。やっとな私に要望していることに対して県に強く要望してくれて、県が動いてくれたかなという感があるんですけども、ぜひともその点についてさらなる要望をしていただきますようお願いいたします。

ちょっと話が戻るんですけども、先ほどの県道飯岡一宮線に対して要望書を提出するのにどうしても地元の必要、あれがあるので、町長、一日も早く地元との検討、協議をお願いしますよ。

3点目、子育て支援や子育て環境の充実について、先ほど来、教育長から給食の無料化について御答弁いただきました。

私も理解はしているつもりなんです。確かに給食は、事業は、特別会計で行っている事業であり、先ほど給食事業法という法のもとに行っていると。それは理解できるんですけども、あわせて給食センターが昭和58年築で35年経過し、大変老朽化されているということなんですけれども、私が教育福祉常任委員会にいたときに、学校関係に施設の訪問ということで、その間に給食センターにお邪魔した時点では、何か天井にボルトがさびていて、何か鉄のさびが下へ落ちて、給食の食べ物の中に入ってしまうような状況だったということで、その次の年から大改修をやって、やり直ししているんですね。

町の行政の進め方が、どうしてもこういう後手後手になっているんですけども、給食費は無料化できない、されど建物の償却、あるいは改築、増改築等は発生するようなことをわかっていながら、これ、何年後かには建てかえなきゃいけないでしょう。よそに預けるわけにいかないでしょう。

給食費は上げられない理由はあるんだけど、そういう施設の増改築等が押し迫っているから、給食費は無償化にできない。子供たちを守るためには、親として両てんびんでやらなきゃいけないと思うんですよ。給食事業の内容と、それに合わせて今度は施設が変わっていくんだから、町もそういう施設に対しての例えば積み立てをやるとか、そういうことをやっていかなければ、何年か後には給食センターが壊れた場合には、急にまた得意の債券を発行してやらなきゃいけない。そういう考え方で給食費を無償化してくれといったって、それは無理ですよ。法律も絡んでいるし、財政的にも絡んでくるという答弁だったんですけども、その点は教育委員会でもう少し煮詰めてもらって、両方で何とか子供たちを育てられるような環境づくりに励んでもらいたいと思います。

そして、3点目の海の駅の公園、何かちびっこ広場とかいう名称で看板が出ているんだけど、名称はちびっこ広場だと。昨日、私、目先にあるので、あそこはもう朝晩に目を通してはいるんですけども、昨日は久しぶりに親子連れで、若い奥さんと子供たちを、あれは三、四十組ぐらいかな。上にのぼって、親が下で転がらないけれども、降りてくるのを待っていて、きゃあきゃあ声が聞こえたのよ。見えたのよ。私がお願いしていて、やっとそういう大きなものではなくて、本町に合った、あそこの海の駅に合った施設で十分だと思いますよ。財政はないんだからね。

ただ、先般からずっとお聞きしているように、親子連れが多くなってくると、どうしても子供たちはトイレが近いので、外便所をつくるという話であったんだけど、何、補助金の出方が違った。何でおくれているのかな。トイレの設備、設置が何でおくれているの。答弁。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、公園の近辺にトイレという御質問ですが、トイレの設置につきましては、千葉県の観光地魅力アップ整備事業という補助金を活用しての設置を考えております。

この補助金ですが、実際に年度内に全ての事業を終了させるという条件がついておりまして、補助金の確定後、設計業務の委託をかけ、さらにその年度内にトイレを設置完了をするという条件がかなりきついもので、その辺をさらに精査して、どのように設置していくか検討している段階です。

年度内完了でないところの補助金の適用ができないというところで、補助金の内容を今一度精査をして、活用について検討しているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

課長、先ほど来申し上げているちびっこ広場という、何というの、あれは小山、遊び場をつくったと同時に、外トイレは設置するというのでやっていたんだけど、事業年度というのはいつよ。去年、おとし。これはもう動いているのにトイレを年度はまたがったということ。築山の整備と、ちびっこ広場の整備と、外トイレの整備というのは、事業が違うということなの。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） ちびっこ広場については、町単独費で建設をしたところがございます。トイレの設置につきましては、昨年度議会のほうでも御答弁していると思いますが、一旦、昨年度の事業は打ち切りというところで、御破算状態にしてあります。

今年度、新たに検討しているんですが、やはり同じような問題で3,000万近くの多分トイレ設計にはなるとは思います。それにつきまして設計を組んで工事着工というところになりますと、かなり年度内には厳しいものがあると。建物等について再度、今は検討しているところがございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

これ、3度目なのかな。4度目なのかな。3度目でいいのかな、これで、課長。せっかくあそこまでいって、たかがトイレ、されどトイレ。お客様を迎えるのにトイレを設置しますと言いつつ、事業年度がまたがってしまった、来年にしますと前回答弁があった、それで今言いつつまた今年の事業年度では、申請補助金の申請等は少しきついですと。いつやるのよ。もうだめだ、これは質問しても。早急にやっていただけるようお願いします。

時間がないので、4点目に福祉の充実。先ほど同僚議員からもありました。同じ質問で、同じような答弁になっていますが、私は少し方向性を変えて、本町に合った交通アクセスをお願いしたいと思うんですよ。

九十九里町に交通弱者と言っていいかわからないけれども、そういう人たちは何名ぐらいいるという数字は持っているのかな。担当課長。総務課長でもいいし、福祉、どっちだ。交通弱者と言われる、例えば高齢者とか、障害者さんとか、そういう人たちが九十九里町にどのぐらいいるのか。そういう数字を持っていますか。検討会議をつくっているとか、検討会

議で協議しているという答弁があるんだけど、検討会議は何を協議しているんですか。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

先ほど来、議員の方々に御説明をさせていただいているところでございますが、検討会議の中では昨年度、公共交通の空白地について議論を重ねてきたところでございます。

その結果として、あすから作田岡の地域の空白地の解消に一助となった結果を得ることができました。その空白地における今後の年齢層、あるいは人口、そういったものをデータ化し、どういったサービス展開が必要なのか、そういったところを今後、庁内検討会議、あるいは今後設置をしていきたい国、県、有識者、事業者を交えた議論を重ねていきたいと考えております。

具体的な人数、そういったものが今は御答弁できませんが、お許しいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

課長、この福祉に合わせた地域交通アクセス、最近の問題じゃないですよ、これ。強いて言えば、東千葉メディカルセンターがやろうというところから、遠いよと、あそこは。本町にとっては、かなり距離が遠いよと、そういう問題からもこういう問題が発生している。それは、距離が遠いというのは東千葉メディカルに行く場合の距離であって、私が今お願いしているのは、空白地って誰が決めたんですか、その空白地。誰が思ったんだ、それを空白地って。九十九里町全部、交通アクセスに対しては空白地じゃないですか、でしょう。豊海から片貝に、片貝から豊海になんて相当の距離ありますよ。役場まで来られない高齢者もいる。せっかく東千葉メディカルから寄贈されたバスで、役場からメディカルに車が、バスが走っているというんだけど、この役場まで来られない人が交通弱者なのよ。役場まで来られる人は、自分の家から役場に来ないでメディカルへ行っちゃいますよ。

だから、そういう本町の交通アクセスがどのようになっているかを検討しなければ、他町村がやっている巡回バスだとか、そういうことを私は要望しているんじゃないんです。本町に合った交通アクセスの充実をお願いしているんであって、豊海の真亀から作田も、山武市寄りまで行くのに何キロあると思いますか。およそ4キロ以上ありますよ。その真ん中だって2キロ。2キロは高齢者が歩けますか。こういうので歩けますか。歩けない人はもう病院

に行ったり、施設に入ったりしているのよ。

町長も公約でうたっているんだけど、人づくりとか、健康環境づくり、子育て支援、介護予防拠点づくりとうたっているんだけど、そういった小さな小さな町の地域に合った交通アクセスの構築を少し考えてくださいよ。町長はそれで選考公約で出ているんだよ。出ていると思います、これ。これ、持ってきていますけれども。

先ほども申し上げましたけれども、もう少し行政運営に積極性を取り入れてもらいたいと思いますよ。これ以上言っても無駄なので、次に移ります。

5点目に、九十九里浜沖洋上エネルギー、これはまだ私も県のホームページ等を見て多少勉強させてもらっていますけれども、まだまだ県も国も研究構想段階だと。そういう次元だと思えます。

これ以上聞いても無駄なので、6点目に防災対策についてであります、先ほど申し上げました片貝漁港の防潮堤並びに片貝中央海岸の防潮堤らしきもの、防砂堤、この建築計画についてであります、県にお願いしますという答弁をもらったんだけど、もう終点が見えているんじゃないですか。何度も何度も地元の地域との住民さんと意見交換をやるなんて答弁もあるんだけど、もうそういう次元じゃないでしょうよ。産業振興課長、まちづくり課長、それぞれ立場は違うんだけど、もう県はこれでいくと言っているでしょう。いくと言っているのに何でまた県にお願いしますという答弁をするんですか。それじゃ県と同じじゃないですか。

先般、サンライズ、何月何日でしたかね、波乗り道路の不動堂のインターかな、あそこのアンダーパスのところに閘門だっけ、あれをつくるときにも、山武土木事務所の次長は答弁がありましたよね。これ以上事業を変えられないと、このようにいきますと。あの閘門をつくること。もう一つ、ちっちゃなあつみ堤、それに反して、片貝中央海岸の整備はもうこれでこれ以上やりませんと、このままでいきますという答弁をしているんだよ。次長はそうやって発言しているんだよ。それなのに、県にお願いします、県に要望していますと答弁しちゃいけないと私は思うんだけど、どうですか、両課長。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 私のほうからは、漁港区域内の津波対策というところで御答弁させていただきますが、町長答弁でもありましたように作田川左岸側、それから右岸側の片貝海岸隣接部までにつきましては、今年度内で事業完了予定と伺っております。

漁港内につきましては、地域住民との合意形成がまだ図られておりませんので、今後10月

中旬以降、早急にもう一度地域住民との説明会を開催し、方向性を定めていきたいと県のほうから伺っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

山武土木が進めている津波対策についてですけれども、現在、まず築堤の整備を行っていると、町が今後県のほうに要望していくというのは、議員の皆様並びに町民の方からも築堤では不安だと、もっと強度な築堤が欲しいというような要望がありますので、コンクリート被覆について今後も県のほうに要望していくという回答をさせていただいているところであります。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

時間がないので、端的に。漁港の防潮堤というのは、地元でやはり何度か意見交換会、地元の説明会には伺っているのである程度見えているんですけれども、まちづくり課長の片貝中央海岸、堅牢なということは、次の事業だよ。今やっている事業は復興事業とあって、あの砂防でいいという。ただ、あの砂防というのは、九十九里町だけの工法なのよ。旭市や匝瑳市、あるいは白子町にも若干あるんだけど、海岸線から住宅地、民地にかなりの幅、幅員があるのよ。幅員があるから、防砂堤でも盤が大きいので、あの工法でいいんだよ。本町は、海から住宅、民地まで幅員がないのよ。幅員がないところに同じような砂防では、効果がないと私は言っているわけ。

それをずっとずっと言っているんだけど、それを推し進めていかなければ、県はただ高さだけ確保しますよと。じゃ、次の段階に入るかということ、やらないと言っているじゃないですか。

最後に、避難道路の確保、あるいは避難タワー、築山公園、あわせて避難道路の整備。

さっき道路で25号線、75号線というのは片貝県道、豊海県道のことを言っているのかな。町道は7本、14本あると。5本。町道とその県道、豊海県道、片貝県道を避難道路用に整備するということなんだけど、町道は縦道なのか、横道なのか。片貝県道、豊海県道、2本しか県道はなくて、高いところに逃げろということ東金市さん方面に避難するんだけど、そこに住民が車で集中したら、渋滞で動けないよ。まさか海に逃げる人いないですよ、九十九里で。津波が来るのに。半分しかないんだから、九十九里は。海と土地と。必ず東金市方面に逃げるのは人間の心理ですよ。それと、歩いて絶対に逃げませんよ。先般の東日本

大震災で私も九十九里小に逃げましたけれども、家族それぞれ長男、女房、私、全部自分の車で逃げましたよ。時間がちょっと差があったのでね。

ということは、町民が半分以上海岸線いるんだから、九十九里町は。準県という道路に2割ぐらいかな、人口の割にして。ほとんど海岸線に近い市街地にはある九十九里町なの。そうすると、ここの住民が、海に近い住民が、一斉に東金に向かって車で逃げたら、片貝県道や豊海県道、1本や2本で逃げられますか。

そういう相対的な考え方で避難道路整備とか、去年の定例会かな、中学校あたりの道路を整備してくれと同僚議員からも出て、それはやりますよなんて話していたんだけど、避難場所は九十九里中、九十九里高校は一応、避難場所に指定され、なっているんで、あの近辺に逃げる人もかなりの数いると思いますよ。

先ほど来言っている、町長にもお願いしているんですけども、今日、明日やらなきゃいけないのも行政。5年、10年、100年後のこともやらなければいけないのが行政ですよ。もっともっと全職員で一丸となって、町が防災に対してもそうだけれども、行政全般が前に進むように頑張ってくださいよ。だって、築山どうのこうのなんて今のところ考えていないと言っているんだから、これ以上質問したって財源がないと言えればそれまでだからね。質問してもしょうがないんだけど、町長、執行部、よろしく御検討のほどお願いして、質問を終わります。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は2時5分です。

(午後 1時51分)

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時03分)

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、4番、鏑田貴俊君。

(4番 鏑田貴俊君 登壇)

○4番（鏑田貴俊君） 4番、鏑田です。

議長の御承認をいただきましたので、令和元年第3回定例会における一般質問を行います。

質問に入る前に、先に登壇された議員の方々からお話がありましたが、改めまして台風15号で被災された方々には心からお見舞い申し上げますと同時に、家屋等の被害について一日も早い復旧をお祈りいたします。また、町内各所においてボランティア活動に携わっていただいた方々及び役場職員、関係機関の皆様には、この場をおかりして感謝とお礼を申し上げます。

質問事項は大きく3つの項目についてお伺いします。

まず、最初の項目は、高齢者に対する町単独施策の課題についてであります。

毎度人口の話を持ち出して恐縮ですが、9月1日現在の本町の人口は1万5,763人です。そこで、高齢化について検証してみますと、本町の高齢化率は1年前の資料では36.3%でしたが、現在は38%程度になっていると聞き及んでおります。

そこから計算しますと、現在65歳以上の高齢者は約6,000人と見られます。一方、そのうち介護等を受けている方々の割合は、認定率を15%とすると約900人でありまして、これを差し引き計算しますと、高齢者のうち介護等を受けていない方々は、大ざっぱな計算で約5,000人ということになります。

そこで、1番目の質問の趣旨は、それら5,000人の高齢者の方々がどのような生活環境や生活状況で暮らしているかという視点からであります。

そして、さらにこれら高齢者のうち、体は健康で身の回りのことは一応自分でできて、介護等は必要ない。しかし、長い時間歩くことが困難で、かかりつけの医院や買い物にも行けないという方がどの程度の割合いるかということについて、関心を寄せるのは果たして私だけでしょうか。

また、今後についても、団塊の世代が一斉に後期高齢者になるという、いわゆる2025年問題も近い将来大きな課題となってまいります。

そこで伺います。高齢者の生活状況の実態を、町として把握しようとする考えがあるかどうかについてお聞かせください。

次に、午前中の質疑にもありましたが、高齢者のみの世帯の外出支援策として、デマンド型交通、具体的には、乗り合いタクシーの導入に対する考えをお聞かせください。

デマンド型交通に係る乗り合いタクシーについては、これまでも何度となく議論されてきたところです。そして、その際、町としても重要な課題として認識の上、継続して検討いただいていることも十分理解しております。しかしながら、それでも質問項目として上げざるを得ないということは、依然として住民からの要望が強いこと、そして、まさに待ったがき

かない喫緊の課題になっているということでもあります。

次に、大きな項目の2つ目、ふるさと納税制度への取り組みについてお聞きします。

ふるさと納税制度に関しましても、6月定例議会で質問させていただきました。そして、町としても今後力を入れ充実させていくとの回答がありました。

確かに取り組みの御努力により、返礼品目数も20件程度増えており、寄附額の増加も期待が持てると思われれます。一方、その寄附額についてですが、さまざまな御努力により、平成30年度は593件、905万円と前年度に比べ倍増以上の成果がありました。しかしながら、今年度の当初予算では、549万円と控え目です。そのことについては、寄附をいただく立場で、余り多くは見積もれない事情もあると思います。

そこでまず、ふるさと納税制度を今後一層の拡充を図るべき施策と位置づける考えがあるのか、御意見をお聞かせください。

また、次に、ふるさと納税の返礼品として、日本郵政が行うみまもり訪問サービスや、シルバー人材センターなどと提携しての家周りの草取り、庭木剪定サービス組み入れを検討するお考えがあるかお伺いします。

最後に、大きな項目の3つ目、県が進める海岸線の津波対策事業に対する町のスタンスについてお伺いします。

この質問も6月定例議会からの継続になりますが、その後、担当する千葉県山武土木事務所担当者の意見などを聞く中で、早急に具体的なアクションを起こしていかないと、現実的に果たして土堤のコンクリート被覆はできるのだろうかと不安に陥ってしまいます。

そこで、改めて防潮堤の擁壁化交渉は、土堤完成後ではなく、今から手を打たなくて本当に大丈夫なのかどうかについてお伺いします。

先般、9月15日に有料道路下の開口部に設置する囲み堤防等の工事概要について、山武土木事務所により説明会が開かれました。その時期は、台風15号による被災直後でもあり、地元住民の参加が少なかったため、関係する自治区住民には後日、工事概要の資料を回覧または配布するとしたものの、説明会は再度開催しないとされました。

そこで、最後にお伺いします。有料道路下の開口部に囲み堤防を設置するに当たり、概要資料を配布するとしておりますが、それだけで地元住民に避難対応とあわせた理解が行き渡るのかどうか、町の見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 鎌田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 鎌田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、高齢者に対する町単独施策の課題についての御質問にお答えいたします。

1点目の高齢者の生活状況の実態を町として把握しようとする考えはあるのかとの御質問ですが、現在3年ごとに作成する第8期介護保険事業計画に向けて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の準備を進めているところでございます。

また、日ごろから地域包括支援センターやケアマネジャーなどと連携をとり、高齢者の生活情報の共有に努めておりますので、これらの情報を介護保険事業計画の策定に生かしてまいります。

2点目の高齢者のみの世帯の外出支援策として、デマンド型交通乗り合いタクシーの導入に対する考えはどの御質問ですが、高齢者の交通手段の確保は、高齢化が進行する中で重要な課題であると認識しております。

このため今年度、町社会福祉協議会が実施している高齢者外出支援事業に対して、車両の更新費用を補助するなど、機能強化を図ったところでございます。引き続き、デマンド型交通の取り組みを含め、高齢者の交通手段の確保について検討してまいります。

次に、ふるさと納税制度への取り組みについての御質問にお答えいたします。

1点目のふるさと納税制度を今後一層の拡充を図るべき施策と位置づける考えはあるのかとの御質問ですが、ふるさと納税制度は自主財源の確保の観点から、重要な取り組みと認識しております。このため、町の特色を生かした返礼品のより一層の拡充に取り組む必要があるものと考えております。

2点目の日本郵政が行うみまもり訪問サービス及びシルバー人材センターなどと連携しての家周りの草取り、庭木剪定サービスの組み入れを検討する考えはあるのかとの御質問ですが、これらのサービスについては返礼品としての導入に向け、日本郵政及びシルバー人材センターと協議を実施しているところでございます。

次に、県が進める海岸線の津波対策事業に対する町のスタンスについての御質問にお答えします。

1点目の防潮堤の擁壁化交渉は、土堤完成後ではなく今から手を打たなくて大丈夫かとの御質問ですが、現在、千葉県では防護高さの確保を優先し、土堤の工事を進めているところ

でございます。

町としては、津波に対して粘り強い構造とするための、コンクリート被覆の早期着工を千葉県山武土木事務所に要望しているところでございます。引き続き、コンクリート被覆の早期実現に向けて、県へ働きかけてまいります。

2点目の有料道路下の開口部に囲み堤防等を設置するに当たり、概要資料を配布しているが、それだけで地元住民の避難対応とあわせた理解が行き渡ると考えるかとの御質問ですが、県の津波対策事業により6mの津波を想定した九十九里有料道路のかさ上げが完了し、開口部の対策として囲み堤防が整備されることとなっております。

津波から身を守るための最大の対策は、迅速に海岸から離れ、内陸へ避難することです。住民の皆様には引き続き避難行動の重要性を周知してまいります。

以上で、鎌田貴俊議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） 4番、鎌田です。

それでは、まず、高齢者の生活状況の実態把握に関連して再質問します。

先ほど、町長の答弁では介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の準備を進めていると、また、地域包括支援センター、ケアマネジャーとも連携していくと伺いました。

実は、本質問の趣旨は別のところにもありまして、この点は通告した質問の表現が十分でなかったと反省しております。つまり、今回特にお聞きしたかった点は、介護など社会保障の対象となっていない方々の生活状況についてであります。

冒頭でお話ししたように、該当する高齢者は約5,000人になるのではないかと申しましたが、それら高齢者の生活状況はさまざまです。例えば、仕事をまだしている方、子供世帯等の家族と同居して生活している方、御夫婦のみで生活している方、お一人で生活している方などです。そして今回、何らかの形で生活状況の実態調査が必要であると感じたのは、今申し上げた区分の中で、特に高齢者の御夫婦のみ、またはお一人で生活している方々です。

そして、これらの方々は、一見外から見ると何も不自由なく暮らしていると思われがちですが、中には外出の手段がなく、または長い歩行ができないなどのため、通院や買い物にも出かけられず、大変困っている方々が多いです。

そのような境遇の方々は、私たちの周りやお知り合いにも多くいるはずで、この場におられる皆さんも少なからず認識されていることと思います。

もちろん、これらの調査のためだけに労力と費用をかける余裕はないと思います。一方、

これらの方々はおおよその割合が把握できなければ、この先の質問に係る企画立案もしづら
いのではないかと考え、あえて最初の質問にさせていただいたわけです。

そこでお伺いします。先ほど、町長の御答弁で日常生活ニーズ調査において、こういった
高齢者のひとり暮らしや高齢者で夫婦のみの世帯の実態調査は、ニーズ調査を行う準備をし
ていると伺いましたが、これは今申し上げましたひとり暮らしや高齢者の夫婦のみの世帯の
実態調査はできないのかどうか、見解をお聞きします。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

今後、高齢者が増加し、ひとり暮らしの高齢者または老人のみの世帯、いわゆる老々世帯、
こういった方々の増加が予想される中で、高齢者の実態を把握するという事は議員御指摘
のとおり非常に重要なことであると認識してございます。

そこで、今年度実施を予定してございます介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、この中
では独居老人であるとか、老々世帯の方なども含めて、日常に不安を抱えている方々の傾向を
調査するとともに、今後の計画、それから支援策、そういったところにつなげてまいりたい
というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

今お話ありましたように、いわゆる独居や老々世帯の方々でも、現実的には親族が町内
または近隣自治体に居住していて、生活必需品の買い物や通院などをアシストしているケース
も中にはあると思います。

しかしながら、親族が仕事をしていたり、互いの生活のため十分フォローできない場合も
あると思いますし、また、近くに全く親族等がおらず、近所の方に依頼しているケースもあ
るのではないかと思います。

一方、今は大丈夫でも将来的にはわからないという予備軍的な方々もいらっしゃると思
います。例えば、家の中では一人で身の回りのことができていたが、あるとき転んだりして外
出が徐々に難しくなっているケース、これまでは夫が車を運転して一緒に用を足していたが、
夫がけがや運転免許証返納等により外出できなくなってしまうケースなどです。

そして、これらの方々の選択肢の一つが、住んでいる自宅を売却、あるいは空き家にして
生活する上でもっと利便性の高い町外へ、引っ越ししてしまうことです。

そこでお聞きします。親族や近所の方々から支援を受けられなくなった高齢者が、そのまま暮らすことが困難となり、引っ越しすることも人口減少の一因になっているのではないかという意見について、どのような見解をお持ちかお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、民間の調査会社によれば、小規模の市町村から近隣の都市部への高齢者の転入が起こっていると。また、東京都などの巨大都市においては、高齢者の転出超過が起きておりまして、この転出先といたしまして近隣の人口15万人以上の都市が選ばれているといった結果が出ております。まずもって、総論といたしましては便利な都市部を好む傾向にあるというふうに考察してございます。

一方で、本町の傾向を申し上げますと、リタイア期が始まる60歳から64歳に転入超過となっておりますが、その後は転入が減少いたしまして、75歳からは転出超過というふうになってございます。

今後、高齢者福祉施策の課題といたしまして、高齢者の方々が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるということが重要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 4番、鏑田です。

ここで選挙の話を持ち出すのもなんですが、先般行われた選挙では投票率が下がりました。もちろん、いろいろな要因が複合的に重なった結果ではあると思いますが、一つの見方として、あくまで推測にすぎませんが、先ほど例に挙げた高齢者が投票に行きたくても足がなく、やむを得ず棄権せざるを得なかったケースもその要因の一つになっていなかったでしょうか。

そこで、項目1に係る質問の最後として、別の角度からお聞きします。

今現在、民生委員の方々の御協力で毎年1回独居の高齢者を調査していると聞きましたが、その中で、外出支援のニーズについて調査を組み込めないものでしょうか。御回答ください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

民生委員さんの御協力のもと、年に1回実施しております独居老人調査でございますが、これは住民基本台帳では確認ができない独居老人の実態を把握する、それから、もう一つの

理由といたしまして、民生委員さんと御老人の方とのつながりを、高齢者をつなぐを築きまして、高齢者が孤立しない、そういったことを目的としたものでございます。

先ほど議員から御提案がございました外出支援のニーズの調査、これにつきましては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、この調査項目に加えることができるのかどうなのか、そういったところから検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

高齢者の福祉という観点から見れば、もう既にさまざまな施策に取り組んでいただいていることは十分認識しているところであります。

一方、ただいま述べさせていただいたケースに関しましては、行政としても十分予測ができると思いますので、今後ぜひ前向きに取り組んでいただければ幸いに思います。

それでは、次に乗り合いタクシーの導入に関して再質問させていただきます。

本日も午前中、あるいは先ほど質疑がありました。担当課長のほうも、またかと言わず前向きに御回答をお願いしたいと思います。

そこで、過去において議論されてきた論点について、幾つか整理したいと思います。

まず、民間バス事業者やタクシー事業者との競合についてですが、果たして現実的に競合するのでしょうか。私はこの考え方は、極めて机上の理論ではないかと思えます。

例えば、路線バスについて申し上げますと、東金駅を起点として県道のみを巡回で運行する路線バスと、乗り合いタクシーとはエリア的に競合する点は少ないのではないのでしょうか。そもそも乗り合いタクシーの対象となる利用者は、バスの停留所に行くまでができません。かえって乗り合いタクシーを導入することにより、その相乗効果により、例えば片貝駅または、近くの停留所までタクシーで行けば、そこでバスに乗れると。そうすれば、今、総合計画等で掲げているパーク・アンド・ライドの推進にもつながる面が出てくると思います。それでも事業者の理解が得られなければ、導入するタクシーの運行範囲を制限するなどして、事前に協議して調整することは可能ではないのでしょうか。

そして、タクシー事業者については、町内に1つある業者さんも、町とは福祉タクシーに関する協定も締結しておりますし、それでも理解が得られなければ、一部乗り合いタクシーとして契約する方法もあろうかと思えます。

総体として言えることは、バスなど利用者自体の減少が見込まれる中では、競合面を心配

するよりも、相互に補完し合うことにより、結果として利用者全体の増加につなげたほうが得策ではないでしょうか。

このことについて、似たような事例を具体例で挙げますと、当初、海の駅においては集客のイベントをやり過ぎると、地元の商店の売り上げが落ちると危惧した意見もあったようです。しかし、一方で来遊客を相対的に増やすことが相互に好影響を及ぼすのではないかとの考えで、今は盛んにイベントを実施しております。

海の駅では、きのうもハマグリのかみ取りイベントがあったようですが、果たしてそのことにより、地元ではハマグリを提供するお店の売り上げに影響があったのでしょうか。

大変回りくどい説明をさせていただきましたが、当局の考えはそれでも他の公共交通事業者と競合するというのか、御見解をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

本町では、2業者のバス路線で公共交通は保たれているところでございます。この路線によりまして、通勤、通学など、町民の日常生活や観光地としての交流人口の増加を目指す本町にとって、大変重要で不可欠な公共交通網であることは否めません。

そうした中で、今議員の御提案のとおり、そういった中でも共存、共有できる道筋があるのではないかというところは、可能性はないとは言えません。

こういったところ模索する上でも、先ほど来議員の方々からの質問でお答えさせていただいているとおり、よりよい九十九里町の公共交通を生み出すために、国、県そして事業者、その中にバス事業者等を入れていただいて、共通理解のもと、そういったサービスの展開を図れるよう今後努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 4番、鏑田です。

今の御回答いただいた中でちょっと気になるのは、確かにバス路線は通勤、通学とかに大切な交通手段ということはおっしゃるとおりなんですけど、今ここでテーマに挙げているのは、要は、短い距離しか、ほんの少ししか歩けないという方をどうしようかということですので、ちょっとその辺が御回答とずれているのかなと思いましたが、それはそこまでにしておきます。

次に、これまで出た議論の中で、町社会福祉協議会の高齢者外出支援事業が住民に好評で、

当該事業の動向を見きわめるといふ説明も過去にありました。しかしながら、同事業の利用登録している住民が何名いるか御存じでしょうか。片貝、作田、豊海の各地区合わせて五十数名です。

しかも、利用者登録をこれ以上余り増やすことができない事情がありますので、動向を見きわめるといっても現状維持が精いっぱいです。

そうすると、デマンドについて真に導入が困難な理由として考えられることは、もう財政上の問題しかないと思います。そのことが一番悩ましい問題かもしれません。

しかしながら、お金がないからといって、これからも増加の一途をたどる交通弱者の高齢者に有効な対策が打てないまま我慢してくださいと、いつまでも理解を求められるのでしょうか。さらに、高齢者の町外への転出が増加すれば、先ほど申し上げましたように人口減の要因となるとともに空き家も増えます。そして、一方では空き家が増えたら空き家バンクの活用を奨励すると。どうも対策が空回りするような気がしてなりません。

そこで伺います。本事業は、国の補助事業あるいは県の事業により助成を得られるまでできないのか。私は現状を認識すれば、借金をしてでも導入すべきであると極端に考えますが、それも難しいとなれば、あとは本件事業を優先事業と位置づけて、他の事業の資金を振りかえる、いわゆる事業仕分けにより資金を捻出、確保するしかないと考えますが、この辺について当局のお考えをお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

今現在、第5次総合計画の策定に向けてアンケート調査を実施しているところでございます。その中で、抽出ではございますが、年齢別にこの公共交通についてのアンケート調査をしているところでございます。その結果を踏まえながら、その具現化に向けて今、議員御提案の内容についても十分議論していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 大矢町長は先日の施政方針の中で、本町で住み続けたいと思う町民を大切にしていけると表明されました。これは主に介護と社会保障の体制を充実させる意思ともとれますが、中には健康だが住みたくても住みづらくなっているという隠れた弱者の町民も多いことをぜひ御認識していただければ幸いです。

次に、ふるさと納税制度の拡充策に関して再質問します。

先ほども、町長からさらに拡充を図っていくとの御答弁をいただきました。そこでお聞きします。寄附額を増加させる観点から、今年度新たに実施してきた取り組み、また、今後さらに拡充に向け取り組んでいく上で、何か検討している具体策があればお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

今回、9月20日時点でございますが、201件、440万の寄附をいただいているところでございます。昨年同期と比較しますと、約2倍の効果があらわれているところでございます。

要因としましては、やはり総務省により制度の見直し、新制度に移行したことが大きな要因であるかと認識しているところでございます。今回、生産者、事業者の方々のいろいろな返礼品の拡充に向け、協力を得ているところでございますが、町の魅力を発信できる、そういった返礼品をこれからもつくり出しながら、この事業を充実させ、生産者、そして事業者の方々がPR効果、そして売り上げ効果につながるような事業の展開を生み出し、育んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） 先ほど御答弁いただいた中で、次に質問しますみまもり訪問サービス、シルバー人材サービスへの取り組みに関連して、再質問します。

先ほどこの2つのサービスについては、現在協議を実施していると御回答をいただきました。この2つのサービス、いずれのサービスも先ほど議論した高齢者世帯の生活状況とも深くリンクします。

そのような意味で、ふるさと納税による寄附をいただきながら、高齢者対策も同時に一定の効果が得られるとしたら、これらのサービスはまさに渡りに船と言えるのではないのでしょうか。

そこでお聞きします。現在実施を協議している中で、これらのサービスを取り入れる上でネックになるものがあるのかどうか、もしもわかれば具体的にお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

まず、郵便局のみまもりサービスについてでございますが、これは今、前向きな形で郵便局の方々からも意見をいただき、協議を進め、実現化に向けて今は努めているところでございます。

もう一方の社会福祉協議会、そしてシルバー人材センターからのサービスでございますけれども、これにつきましては昨年度から依頼をしているわけでございますけれども、なかなかいい御返事をいただけないのが現状でございます。これにつきましては、シルバー人材センターの人的な問題であるということで伺っております。こういった人材の環境が整い次第、サービスを取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） この2つのサービス、みまもり訪問サービスは前向きに今、具体的に検討していると伺いました。

これらのサービスは、他の自治体でも既に取り入れているところがありますが、先行している自治体へは照会されたことがありますか、あるかどうか御回答ください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

先進地への照会はさせていただいておりません。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） 前向きに検討するというのであれば、実際に県内でも5つの自治体ぐらいがもう既に入れておりますので、この近くでは勝浦市とかです。何かそういう支障がないのかどうか、そういう意味でぜひその該当の自治体へは照会していただいたほうが私はいいと思います。

先ほど課長の回答の中で、シルバー人材センターについて、昨年度から依頼しているけれどもなかなか難しい、それには人的な問題もあるようだ、と御回答いただきましたが、本町のシルバー人材センターは、ネット等で見ますと社会福祉法人、これはつまり介護事業所などと同様の位置づけだと思います。

主に、市が主流だと思いますが、他の自治体では公益社団法人、公益財団法人などとして、高齢者として働く高齢者を広く求め、依頼される仕事も範囲を広げているようです。

そこでお伺いします。働く場の提供、依頼作業の需要に応えるなど、この一石二鳥のシルバー人材センターに関して、財団法人はともかく、せめて社団法人に昇格させて業務を拡大することについて、どのようなネックがあるのでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 鎌田貴俊議員、最後の質問、4回目になりますので、この次はほか

に。

○4番（鏝田貴俊君） いや、ならないと思います。これは質問の項目をどういうふうに捉えるか、みまもりサービスと人材サービスを合わせて3点ということですか。

（「暫時休憩しますか」と言う者あり）

○4番（鏝田貴俊君） いや、結構です。それは、じゃ、私のほうからの意見ということでお聞きいただければ結構です。

それでは、次に、県が進める津波対策事業に関して、再質問させていただきます。

先ほども議論がありまして、重複する点があるかもしれませんが、土堤コンクリート被覆について、先ほど千葉県山武土木事務所に早期着工を要望していると伺いました。

そのことについて、実際に要望書を出されたのかどうか。もしも要望書を出されたのであれば、内容は提出年月日、要望書の提出者名及び提出先の宛名、要望書の具体的な内容等があればお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

要望書につきましては、令和元年7月5日付で千葉県山武土木事務所長宛てに、九十九里町長名で提出をさせていただきました。要望書の内容は、九十九里海岸における津波対策の進め方として、海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策に適合した構造とされていることから、堤防のコンクリート被覆が必要不可欠であります。人命、財産を守るため、土堤による防護高さが確保された後、一日も早くコンクリート被覆がなされるよう強く要望させていただきました。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

防潮堤の設置に関する事業は、有料道路のかさ上げとともに、東日本大震災の復興事業として計画されたと聞いておりますが、そもそも当該復興事業の中に、コンクリート被覆は含まれていたのかどうか、町として把握できますでしょうか。

もしも含まれていないとすれば、コンクリート被覆は千葉県にとって計画外の事業であり、今後、予算化の補償も現時点ではない、いわば絵に描いた餅となりかねません。見通しは全く立たないと言えますが、そのあたりの感触はいかがなんでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

基本的には、復興事業の中にコンクリート被覆は含まれていないものと聞いております。平成27年の住民説明会から、海岸堤防及び有料道路の囲み堤防については、防護高さの確保を優先に、土堤での整備を行うこととされております。しかし、海岸線に近い箇所において、堤防が高潮等により崩れるおそれがあることから、有料道路アンダーパスの囲み堤防の海側にはコンクリート被覆による整備がなされることとなりました。

千葉県としても土堤のコンクリート被覆は必要であると認識はしておりますので、町としても一日も早くコンクリート被覆がなされるよう、県に強く働きかけてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） ありがとうございます。囲み堤防については、県としてもコンクリートをやると。だとすれば、土堤についても県のほうに早く予算化をお願いするということで、引き続き御努力をお願いします。

冒頭お話ししました9月15日に開催された山武土木事務所による説明会では、参加者が少ないにもかかわらず、再度の説明会は行われないと先ほど申し上げました。このことは、場合により生命を左右しかねない工事にもかかわらず、大変失礼ながらいかにもお役人仕事との感を抱きましたが、一方で、県の担当者の立場から言えば、予算で承認された範囲の事業を確実に執行するとの立場であり、職務に忠実であるという点ではやむを得ないのかもしれない。

しかしながら、誰も悪くないとしても、予期せぬ災害はやってくるわけですし、県と地元住民との間に立つ町にここは一肌脱いでもらうしかないと思っております。

先ほど、住民に対しては迅速に避難をすることについての行動の重要性を周知していくと答弁いただきましたので、大変だと思いますが、引き続きぜひ御努力をいただくようお願いいたしまして、以上で今回の質問を終わります。御協力ありがとうございました。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は3時5分です。

（午後 2時49分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時02分)

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

（13番 谷川優子君 登壇）

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

住民の福祉と暮らしを守る立場に立ち、2019年9月定例議会の一般質問を行います。

9月9日の台風15号は、千葉県や伊豆諸島に甚大な被害をもたらしました。この台風や豪雨により被災された方に心からお見舞いを申し上げます。

日本共産党千葉県委員会では、台風被害から誰も取り残さないとの思いで、国や県に繰り返し被災者支援の強化を求めてまいりました。また、被災された方が一日も早くもとの生活に戻ることができるようにすることは政治の役割であり、責任でもあります。地方自治体の一番の仕事は、住民の福祉の向上です。被災者に寄り添った行政を強く求めます。

一般質問に入ります。

8月に行われました町議会選挙では、福祉と暮らしを守る九十九里町を目指し、乗り合いタクシー、循環バス実現、学校給食の無償化、国保税と介護保険の負担軽減、東千葉メディカルセンターの充実、津波対策など防災対策の推進の、この5つの重点基本政策を日本共産党の私は掲げ、選挙戦に挑みました。私は政策実現のために頑張ることを申し上げ、一般質問に入ります。

まず、交通弱者に対する政策をお伺いいたします。

1点目は、乗り合いタクシーや循環バスの取り組みです。

買い物や通院など、お年寄りの移動手段の確保は今、大変切実な問題です。今や、どの自治体でもまちづくりの基本となっています。高齢者にとって免許返納後の暮らしが成り立たなくなるなど、大きな不安を抱えております。

お伺いします。交通弱者対策はどのように考えているのでしょうか。

2点目は、特に公共交通空白地域への交通対策が早急に求められています。喫緊の課題です。交通空白地域への交通対策は、どのように考えられているのでしょうか。

3点目は、そのための地域公共交通活性化協議会設置についてお伺いいたします。地域公共交通活性化協議会設置については、私自身、過去何度か質問をしています。平成22年9月

の一般質問を行っていますが、そのときのまちづくり課の課長は、地域公共交通活性化協議会設置をまず立ち上げることが必要だと回答しています。実施している近隣自治体でも、地域公共交通活性化協議会を設置して、そして、乗り合いデマンドタクシー、地域公共交通についての計画を立てております。ぜひ協議会設置に向けてのまちの計画をお答えください。

次は、災害対策について質問をいたします。

災害対策基本法第3条では、国は国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有する。また、地方自治法第1条の2では、住民の福祉の増進こそが地方公共団体の存立の目的と、国と地方公共団体の責任と役割が明記されております。

お伺いいたします。

- 1 点目、台風15号による町の被害状況をお答えください。
- 2、避難行動要支援者の名簿が今回どのように生かされたのかお答えください。
- 3、断水、停電の中で要介護者の連絡や対応はどのようにされたのでしょうか。
- 4、自主防災組織との連携はどのようにされたのか。
- 5、自主避難された方のその後の対応はどのようにされたのでしょうか。
- 6、防災無線の苦情の対応はどのようにされたのか。

以上、お答えください。

再質問は自席で行います。

○議 長（内山菊敏君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、交通弱者に対しての基本政策についての御質問にお答えいたします。

1点目のデマンド乗り合いタクシー、循環バスへの町の取り組みについての御質問ですが、本町では、人口減少などにより公共交通機関の利用が減少傾向にある一方で、超高齢社会を迎え、交通弱者に対する対策は重要な課題であると認識しております。

近隣市町においては、デマンド乗り合いタクシーなどを導入している事例もございますが、本町の実情を踏まえた持続可能な交通弱者対策に取り組んでいく必要があると考えております。引き続き、関係部署が連携し、調査研究を行いながら、本町に合った交通弱者への取り組みを実施していきたいと考えております。

2点目の公共交通空白地域への政策についての御質問ですが、ちばフラワーバス株式会社

が運行する海岸線について、町からの運行ルート見直しの要望が実現し、明日10月1日から新ルートでの運行が開始されます。これにより作田岡地域周辺の交通の利便性が向上するものと考えております。

3点目の地域公共交通活性化協議会設置についての御質問ですが、協議会の設置には至りませんが、現在、国や県、有識者などを交え、本町の地域公共交通のあり方について検討していく機会を設けたいと考えております。

次に、防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の九十九里町の被害状況の御質問ですが、善塔議員からの御質問に対する答弁と同様となりますが、台風第15号による9月24日現在の被害状況につきましては、人命にかかわる被害の報告は受けておりません。住家被害では、全壊、半壊はありませんでしたが、屋根等の一部損壊は125件でございます。農業関係では、水稻、ネギ、トマト、キュウリなどの農作物被害が57.7ha、農業施設のハウス被害が120件、畜舎被害が7件、中小企業関係施設では14件、水産業関係施設では12件でございます。また、公共施設関係では、こども園及び小・中学校施設、役場庁舎などの各施設において、小規模ではございますが被害を受けたところでございます。

2点目の避難行動要支援者名簿の活用についての御質問ですが、名簿登載者には災害による健康不安や家族のメンタルケアなどについて、県から派遣された保健師の支援を受け、個別に電話相談や訪問を行い、きめ細かな健康ケアを実施したほか、住宅が被災された方には、自衛隊によるブルーシートでの応急補修を優先して実施したところでございます。

3点目の断水、停電の中で、要介護者の対応についての御質問ですが、今回、台風の被害により家屋が破損した方、あるいは断水、停電により、御自宅での生活が困難な要介護者や要支援者の方には、福祉サービス事業所と連携をとり、応急措置としてショートステイやデイサービスなどの受け入れをお願いし、安全を確保いたしました。

4点目の自主防災組織との連携についての御質問ですが、平成28年度より自治区を単位とした自主防災組織の結成に取り組んでおり、現在、6組織が結成されております。大規模な災害が発生した場合には、行政による公助だけでは限界があり、被害を最小限度に抑えるためには、地域の皆様の連携である自主防災組織による共助の力が必要となります。引き続き、各自治区と協力し、自主防災組織の結成促進及び育成を図り、連携を強化してまいります。

5点目の自主避難者の対応についての御質問ですが、自主避難所は町地域防災計画に定める避難勧告や、避難指示を発令した際に開設する指定避難所とは異なり、あらかじめ災害の

発生が予想され、自宅にすることが不安な方などを対象として、一時的に開設するものでございます。このため、自主的に避難された方には、各自で食料や必要となる日用品を用意することをお願いしているところでございます。

6点目の防災無線の苦情はとの御質問ですが、停電や断水などのライフラインの状況のほか、災害対策として実施する住民サービスなど、提供する情報の増加に伴い、最大で放送時間が10分程度かかる状況となりました。このため、住民の方から、放送の内容がよく理解できない、聞きとれないなどの問い合わせがありましたので、情報を整理するとともに、放送の間隔を2時間とするなどして、きめ細かな情報提供に努めたところでございます。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する私から答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

一番最初、乗り合いタクシーや巡回バスの取り組みの再質問を行います。

今回、町長も御自身の選挙で、高齢者の福祉の拡充、デマンド乗り合いタクシーの導入を掲げておりましたけれども、実現に向けてきちっとやっていただきたいということが第一の要望なんですけれども、先ほどから聞いていると検討、検討、調査検討、そういう話しか出てこないんですよ。

私は、計画は現実的にいつごろこういうふうにして、こういうふうにするという計画はいつごろ出るんですかという質問をしたんですけれども、それは今要するにこれから検討するという解釈でよろしいのでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

本事業につきましては、先ほど来御答弁をさせていただきますが、まず、国、県、事業者、そういった方々の御意見、情報、先進地事例を伺いながら、慎重に今後の方向性を決めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

公共交通空白地域への交通対策の再質問を行います。

今、公共交通空白地域、特に一番ひどいのは作田岡、そしてフラワータウン、準県に今までバスが走っていないくて、先ほど町長はこれから、あしたから路線が変更されて走るとい

ような、利便性が図れるだろうという回答をいただいたんですけれども、課長、お伺いしますけれども、いわゆる公共交通空白地域の基準って、なんだと思いますか。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

昨年度、庁内検討会議の中では話し合われた公共交通空白地につきましては、その中でお年寄りが歩ける距離、これを500mと想定し、停留所を点とし、円で描き、それに漏れた地域を空白地域として考え、進めてきたところでございます。

この500mという基準は定かではございません。定かというか、まず、町の検討者内での基準でありまして、今後この500mについての議論はあるかと思えますけれども、今はこういったことを基準として、空白地域について解決策に向けて議論を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

公共交通空白地域への再々質問なんですけれども、これは500m。80、90の年寄りが500m歩けますか。私が平成22年に質問したときの、その当時のまちづくり課の課長は、300mないし400mと言っていました。

じゃ、例えば300、400、今回あしたから新ルートで走るバス、作田岡、フラワータウンから300m、400mでそのバス停まで歩いてこられますか。調査しましたか。研究しましたか。300m、400mでとても来られませんよね、あの準県までね。

そういったことを調査研究しますと言いながら、きちっと空白地域だということをしちっと研究されていない。例えば、準県の妙智會の下のあの九十九里小学校から準県に向かってきたところの住宅の高齢者は、含雪堂、西のバス停まで行くんです。40分、50分かかるんですよね。1キロ以上あるんです。そういった人たちが、公共交通空白地域が対象なんですよ。

九十九里町全体がそういう状況なんだという認識を、まず持ってほしいと思うんです。課長はいろいろ検討します、協議しますというお話をされているんですけれども、町長、よく聞いてくださいね。平成22年の私の一般質問の、その当時の課長の答弁では、既に近隣自治体の調査は済んでいる。九十九里町の道路状況では、道路幅員を考えると小さなマイクロバスかデマンド型乗り合いタクシーのほうがいいのではないかと。必要に応じて走らせるほうが

効率的ではないか。早急に検討したいと、こういう回答があったわけなんですよ。たしか平成22年だと思いますよね。

そのときから調査研究がされているわけなんだけれども、全然進展がない。検討、検討で進展がない。これ、いつ計画をこのように計画を立てて、こういうふうにやりますという、そういったのはいつごろ出るんですか。

○議長（内山菊敏君） 谷川議員、3回目ですけれども、よろしいですか。

○13番（谷川優子君） はい。また、所管の課長が変わったりなんかすると、そのとき調査したものはなしになっちゃうんですか。それをお答えください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

こうした事業もそうですが、継続性のあるものにつきましては、そういった大切なデータ、調査資料につきましては、継続して話を進めているのが基本だと認識しております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

地域公共交通活性化協議会の設置について再質問をいたしますけれども、先ほど言った平成22年、24年の公共交通空白地域対策について、私もまた質問しているんですけれども、交通会議検討協議会を持つと。つまり、そのときの課長というよりも、行政全体のこれは答弁だと思って私たちは聞いていますけれども、そのときに会議の中で地域の実情に合った運行形態を協議していくという、その平成22年にもう既にそういった回答がされているんですよ。それはどうなんでしょうか。生かされるのでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

その平成22年の答弁をさせていただいた基本となる資料等をいま一度確認をさせていただき、今回これから九十九里町として重要課題として進めている本事業について、いま一度整合性を保ちながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

これ、地域公共交通活性化協議会設置について、もう議事録を見ると書いてありますよね、

議事録に。それを今見て、また研究するという回答なんですか。そのときに、私に対して回答したその議事録を見ればわかるわけじゃないですか。それはどうなんですか。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

その当時、議員のおっしゃる協議体としての記録については、先ほども御答弁をさせていただいたとおり、いま一度確認をさせていただきたいと思います。

ただ、その年代にたしか公共交通庁内検討会議が始まった時期でもあったということで、私も記憶しているところがございます。そういったこともいま一度確認をしながら、精査をしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） とにかく22年、23年、24年で取り上げている、一般質問の中で取り上げているものをよく見て、そのような回答がされているわけなので、きちっと調査をされていると思うんですよ、そのときのね。

だから、それを生かして、一日も早くデマンド乗り合いタクシーの実現に向けて、計画を立ててください。

次は、災害対策について質問をいたします。

お伺いしますけれども、先ほど被害状況の説明はあったんですけれども、事務連絡、内閣府から弾力的な判定をとということで、今回の住宅被害の判定について、内閣府は台風の浸水で被害の程度が高まる場合が想定されるとして、被害の実態を十分に管理して、弾力的に評価することを関係自治体に通知しています。

事務連絡文書は20日付で、これによりますと一部損壊でなく半壊またはそれ以上と判定させる住宅が増えれば、災害救助法や被災者生活再建支援法に救済対象となる。文章では、屋根の損傷に伴い、雨による天井全面への被害が生じる場合は、周辺にも損傷が想定されるという指摘があって、そして、損傷面積率を過少に評価しないよう、内閣府は今回の台風、雨の被害を踏まえて自治体に注意を喚起したと。この文章が今回、罹災証明や何かを発行する際に活かされたかどうか。どうなんですか。過小評価はしないと、それはどうなんですか。

○議 長（内山菊敏君） 税務課長、中川チェリ君。

○税務課長（中川チェリ君） 罹災証明の件についてお答えいたします。

住家の被害の認定につきましては、国が示している災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づいて判定をしております。罹災の程度区分につきましては、御存じかと思いますが、全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らずの4区分でございます。

議員がおっしゃってありました件につきまして、半壊に至らずというところが弾力的なものによって半壊になるというようなことをおっしゃっているのかと思うんですけれども、当町の場合には、幸いにも半壊に至るというような状況の家屋は今のところは出ておらないところではございます。

過少に判定をしたりというようなことはしておりません。皆さんが被害に遭っているところですので、この指針にのっとって正確に判定しているところでございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） きちっと状況に応じて判断してほしいと思います。

では次に、避難行動要支援者の名簿の活用について再質問をいたします。

長い間の断水と停電の中で要支援者が、いわゆる災害弱者の方の対応を先ほどお答えいただいたんですけれども、行政は自助、共助、公助と言われます。でも、現実的に今、例えば法的な問題、個人情報保護法があって、避難行動要支援者の名簿がこの共助の中で生かされたのかどうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、災害対策マニュアル、この中では在宅の避難行動要支援者で、自治区などの共助だけでは避難できない要支援者に対しては、福祉サービス事業所などの協力を得て、避難支援を実施するというふうにしてございますが、今回、災害を受けた方1名の方が緊急通報システム、こちらから警察であるとか消防署の協力によって避難をしております。

このケースであっては、独居老人に対する支援策が功を奏したというような形になりましたが、高齢者を災害から守るために、日ごろから御近所との交流が重要であるというふうに考えてございます。引き続き、地域での助け合いの輪を広げられるよう、体制づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

避難行動要支援者の再々質問を行います。

こうした災害時には、先ほど町長の最初の話の中でも保健師の役割が大変重要だったと思

います。保健師の方が派遣された方が、高齢者の名簿に基づいて電話をしたり、安否確認をしたということは聞いています。

その保健師不足の問題なんですけれども、データを見ますと九十九里町の保健師は3名ですね。類似団体や近隣と比較しても、大変少ない状況にあると思うんです。

例えば九十九里は1万5,589人で3人の保健師、睦沢町が6,946人で6人の保健師、神崎町は5,953人で3人、つまり、九十九里町の保健師はこの中で考えると、全体のよその近隣自治体に比べても3分の1ぐらい。やはり保健師の役割が大きいということが今回よく認識されたわけなんですけれども、保健師の募集は今後増やす予定はあるのでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

今回の災害に当たりまして、千葉県から派遣された保健師3名の方には非常にお世話になり、感謝をしているところでございます。また、本町の保健師につきましては、議員が先ほど申し上げたとおり3名でございまして、類似団体、それから近隣と比較しても少ない状況にあると。

そういった状況から、増員に向けて募集をしているところではございますが、なかなか応募がなく、採用に至るのは厳しいといった状況でございます。

したがいまして、今後も引き続き人材の確保に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

福祉避難所の設置についてお伺いいたします。

断水、停電の中での要介護者の対応の中で、今回のように断水、停電が長期化して、避難生活の長期化が予想される状況の中で、福祉避難所の開設が必要だったと思いますけれども、たしか今回、福祉避難所の開設はされなかったようですけれども、それはなぜされなかったのでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

避難生活が長期化しまして、避難所での生活が困難な配慮者の受け入れが必要となった場合に、福祉避難所を開設するというふうにしてございます。

今回の災害に当たりましては、福祉避難所の開設というのはしてございません。しかしながら、停電の影響によりまして自宅での生活が困難な方、かつショートステイの受け入れ先がない方等々につきまして、デイサービス事業者等の御協力をいただきながら、ショートステイ、あるいは保健所の要請によりまして、手前どもの保健センターで受け入れをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

国の考え方では、福祉避難所の設置について、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズを把握し、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うとともに、必要に応じて社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、実質的に福祉避難所として開設するなどの措置を講じるとなっております。

福祉サービス事業所との連携は確かに図っていたと思いますが、災害弱者を守るためにこの福祉避難所の開設というのは大変大きな問題ではないかと思えます。受け入れ先も結局被害を受けているわけで、その状況によってはなかなか難しい状況もあります。

私自身も実際、月曜日にいつものとおり、うちで家族がデイサービスにと思っていたら、いつもお世話になっている施設から電話があつて、冠水しちゃったのできょうはちょっと迎えに行かれませんか。こういった状況を私も経験しているので。今後、坂田苑だとかいろいろ受け入れる福祉事業所はあると思うんですけども、福祉避難所の開設については今後考えていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、福祉避難所についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、避難生活が長期化した場合に、避難所での生活が困難だという方を福祉避難所で受け入れるということになってございます。

今回、具体的な例を申し上げますと、断水、停電で1名の方、それから家屋が損壊した方1名の方、この2名の方をショートステイの事業所さんをお願いして受け入れをしていただいております。

また、先ほど私が申し上げました山武保健所の要請によりまして、福祉サービス事業所で受け入れができなかったお子様、この方がやはり家族と一緒に避難をし、ケアが必要だということがございましたので、保健センターで家族ともども受け入れを行ったというところで

ございます。

それから、受け入れ先がなかったらどうするんだといったような御質問でございますが、まず、災害等でショートステイを要するという場合には、福祉事業所では空床ベッドであるとか、空きスペースを有効活用を図ることで、一時的に受け入れの件数を増加させるというふうにしてございます。

また、議員が先ほどおっしゃったとおり、福祉避難所といたしまして山武郡市広域行政組合の坂田苑、こちらと災害協定を締結しているところでございます。

さらに、県では受け入れの施設の支援であるとか、調整を行うというふうにしてございますので、いずれかによって受け入れができるものというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

災害というのは、いつどのような状況であらわれてくるかわからない、出てくるかわからないというのが災害なので、十分にその考慮を。今回、断水、停電があって、昼間は高齢者が、エアコンの効いている保健福祉センターや何かに来ていたのは私も知っています。

でも、夜になるとおうちに帰らなきゃいけないわけじゃないですか、そういった。泊まっていたんですか。何人ぐらいが泊まっていたんですか。

○議長（内山菊敏君） 谷川優子議員、3回目ですので、質問を切りかえてください。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 次は、自主防災組織の連携と、自主避難の質問は関連があるので、一緒に質問させていただきます。

避難行動要支援者について健康福祉課長に質問をしてきました。昨今の災害によっては、共助というのは大変難しい状況にある。先ほども言いましたけれども、この自主避難の放送があると、いつも布団を持って御自分で用意してきてくださいというような放送があります。ある住民の方から、中央公民館に自主避難で行くんだけれども、とても足がないのでタクシーで行くと。このような電話を、私も相談を受けているんです。

この自主防災組織との連携、自主避難をする人が、例えば地元の地区のコミュニティ、あるいは地区の公民館などに自主避難ができるような、自主防災組織の中で、連携はできるのでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 自主防災組織、俗に言う共助の、まず地域での柱となる自主防災組織の関係と、災害弱者の関係ということになるかと思えます。

自主防災組織、町長答弁にございましたけれども、それから午前中の答弁でもありましたが、28年度より取り組んでおり、現在でまだ6自治区、6団体しかできていない状況でございます。

ただ、この自主防災組織が我々の公助を支える、地域の共助の柱として組織であるということから、先ほどの、例えばでございますけれども、ある地区の自主防災組織であって、その活動の中に、さっき言った地区防災計画なんかにも出てくるんですけれども、その活動の内容に近隣の災害弱者の方々との対応だとかというのを規定して、そういう活動を地元で独自にやっていくというふうな形を定めれば可能かと思えます。

ただ、それはあくまでも行政からの指導や命令ということじゃなくて、地域での助け合いのところから出てきた自主防災組織の活動という形になるかと思えます。

ただ、その辺につきましては、公助をフォローするための共助として絶対に必要だと考えておりますので、町といたしましても自主防災組織の設立、それから育成にかけて、今後も取り組んでいきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） やはりこういう災害になった場合に、自主防災組織の力、大きいと思うんですね。自主防災組織の育成を、具体的にもっとこれからやってほしいと思うんです。

みんなが例えば自主避難だからといって、町公民館にみんな来られるわけじゃないんですよ。中にはどうせ行かないんだから、不安なんだけれども行かないという住民もいるんですよ。行かれないと、足がないし。ということを考えたら、身近なそういったところで、知り合いの人たちがみんな集まっていられるということは、それこそ自主防災組織の最も基本的なことだと思うんです。

ですから、ぜひ自主防災組織を育成するという点で、そういったところにも力を入れてやっていただきたいと思えます。

最後に、防災無線の苦情について、また、具体的にどのぐらい苦情があったのかお答えください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 防災行政無線を活用した住民周知の関係で、苦情ということの御質問でございます。

午前中にも同じような御質問いただいていたところですが、まず、災害の直後は住民の皆様へ至急周知すべき内容がかなり多くありました。また、これをランダムに必要とあれば放送を流したという状況でございました。

こういう関係から、それを聞かれている住民の皆様が聞きづらい、わかりづらい、内容がどうもつかめない、このようなお叱りのお電話等をいただいたところでございます。

そういうことから、町としましては、まずお知らせする内容の整理をし、これは急ぎでとにかく知らせる内容をまずメインとする。それから、放送する時間をランダムの放送ではなく、定時に放送するということで、10時、12時、6時と、この放送時間帯に変えました。ただ、朝の時間には、その日に特別に臨時に必要なものをスポットで流すと、こういう形で情報を流す方法を整理をし、わかりやすい放送に努めたところでございます。

この辺につきましても、今後の大きな課題になろうかと思っておりますので、防災行政無線の利用につきましても、今後引き続き考えていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 災害による被害を最小限に抑えるために大切なことは、やはり災害被害の拡大を抑える防災のまちづくり、あと、住民の安全を保障する監視、観測、情報伝達、消防や地域住民を中心にした地域の防災力の強化、全ての被災者を対象にした生活、生業の再建と自立を進める支援が今大事だと思います。

そのための基本は、全ての被災者を対象に、被災者が自立した生活を取り戻すことだと思うんです。そのために、やはり行政は力を尽くしていただきたいと思っております。

最後にまとめますが、今回、台風15号によって被災された職員の方もいらっしゃると思います。そうした中でも公務員という立場で、だからこそ頑張っていたんだと思います。これからも憲法を遵守して住民を守る、そういった立場で頑張っていたいただきたいと思っております。

ぜひ先ほども言ったように、職員がこういうときこそ公務員が必要だということが住民の皆さんもわかると思いますので、公務員を減らすということではなく、公務員を増やすようにしていただきたいと思っております。それと、保健師を増やすということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日10月1日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時53分

令和元年第3回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和元年10月1日（火曜日）

令和元年第3回九十九里町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年10月1日（火）午前9時35分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1 号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）
議案第 2 号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 3 号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第 4 号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 5 号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 議案第14号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第15号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第17号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第18号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第19号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第20号 九十九里町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第22号 指定管理者の指定について
- 追加日程第1 議案第23号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）
議案第24号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 休会の件
-

出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	藤代賢司君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	南部雄一君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会 教育事務局長	篠崎肇君
農業委員会 農事務局長	吉田洋一君	教育委員会 教育事務局長 主幹	内山茂樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原正幸君	書記	伊藤さやか君
------	-------	----	--------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時35分

- 議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 諸般の報告

- 議 長（内山菊敏君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者のうち、本日から教育長が藤代賢司君となりましたので、御報告いたします。

◎日程第2 議案第1号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）

議案第2号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 議 長（内山菊敏君） 日程第2、議案第1号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）、議案第2号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）、議案第3号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）、議案第5号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

議案第1号から議案第5号まで順次、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関係する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） それでは、質問させていただきます。6番、古川徹です。すみません。

ページで言いますと14ページになりますけれども、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、20節扶助費の子育てのための施設等利用給付金493万5,000円ですけれども、先ほどの説明の中で無償化に伴う制度の周知等に使うということもございますけれども、この周知の方法、どのように考えているのか、どのようにやっていくのか、お聞かせ願いたいと思います。493万5,000円ですよ。

次に16ページにいきまして、5款農林水産費、3項水産業費、1目水産業振興費、13節委託料、実施設計業務委託料50万6,000円、これは、いわしの交流センターの2階の床の張りかえの分だと思うんですけれども、この工事がどのようなことでやられることに決まったのか、その辺の工事方法とか内容、そこを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

私の方からは14ページの2目児童福祉施設費、20節扶助費についてということで質問いただきましたので、こちらを説明させていただきます。

情報周知もございますが、こちらにつきましては私立幼稚園の無償化に係る部分に対する支出という形になります。無償化に係る部分が、上限額で月額2万5,700円、この10月から

来年の3月分までの6カ月分ということで、今現在うちのほうで控えております32人分、こちらを計算した支出を予定しておるものでございます。

情報の周知につきましては、11節の需用費、消耗品のほうでパンフレットを作成する予定で考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業振興費の13節委託料でございますが、これは海の駅というか、いわしの交流センター全ての床の張りかえの実施設計委託料ということになります。既に5年が経過し、皆さんも御存じだと思いますが、劣化等によりひび割れ、汚れ等々が発生しております。それに伴いまして、一度設計を組んで、どのくらいの工事費がかかるか、それによって来年度工事の着工のめどをつけていくというものでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。では、再質問させていただきます。

そうですか、私立幼稚園にかかわる分、32人分のものと、そのパンフレットにかかる金額と。先ほどの説明だと無償化に係る制度周知にということだったので、何でこんなに493万5,000円もかかるのかなと。制度周知と。制度周知と言いましたよ、さっき無償化の。だから今、社会福祉課の課長からそういうお答えをいただいたと思うんですが、それはそれでいいです、わかりました。

それと、先ほど言われた、いわしの交流センターですけれども、2階と聞こえたんですけども、これは全ての全体の床の張りかえということで、特に私が懸念するところは、2階のフードコート、その部分の床の面が清掃にかなり苦慮していたと、そのような心配があったもので、どのような床を張るのか、清掃しやすく、また、清掃したときに下に漏れるようなことがないのか、その辺のことも検討されたのか、もう一度お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 今回は設計の委託でございますので、そういった面も含めた中での設計委託ということになりますので、まだ工事発注には至りませんので、工事発注する際にはそういったものも含めた中で、今回の設計の中に取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

そういったことを含めて考えていただきたく、そういうことを考えながらやってもらっているのかということを確認とりたかっただけです。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかに。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

16ページの、いわしの交流センター実施設計業務委託料50万6,000円、全ての張りかえということなんでしょうけれども、張りかえのときは金額が変わってくるわけですね。これは、設計委託料だけでしょう。違う。私が聞きたいのは、そういったかかる費用を、どういった負担が、どちらが、要するに指定管理者が、それをお伺いしたくて。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、今回の50万6,000円の委託料ですが、これは工事をやるための設計を組む委託料でありますので、工事とは別になります。工事費については、今のところの予定ですと来年度当初予算で計上していく予定でありますので、あくまでも設計ですので、工事費がどのくらいになるかというのはまだ判明しておりません。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いや、それはわかっています。これは委託料になっているから。50万幾らで全てが張りかえできるなんて、幾ら私が素人でもそこまでは思いません。ただ、そういった負担が契約上の中でどちらの負担に、これ全部張りかえとなると、また新たなお金がかかるわけなので、それは九十九里町が全部負担するのか、そういったことを今お伺いしたんです。契約上どうなっているんですかということ。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 施設自体は町の所有となりますので、工事費は町が負担するものと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いや、そうなると、結局いわしの交流センターが果たして九十九里町にとって住民の負担にこれからなってくるんじゃないかと。5年で要するにまた張りかえや何かの設計がかかり、また、町の施設だから町が全てそれを今後やっていくということになると、そういった予算や何かも計画的にやっておかないといけないんじゃないかと思うんですけども、そこはどうなのか。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） いわしの交流センターの施設の維持管理につきましては、そういった面も含めて、来年度以降、順次計画を立てて入れかえ、そういったものは進めていきたいと思います。一括に多額のお金がかからないような方法を取りながら維持管理に努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

同じく、しつこいようですけども、5款農林水産業費、その先ほどから出ています実施設計委託料ですけども、先ほど当初の説明で床のひびだとか、その割れたところで全面的に張りかえるというお話なんですけど、御存じのとおり、あそこは特にそのカウンター、食事を提供する場所でありながら、カウンターの下がすごく汚れていると。食事を提供する場に、あんなに汚れが目立っていたのでは、これはどうかと、お客様は呼べるのかという懸念があったと思うんですけど、それで、その実施設計を委託するときに、あそこは多分、当初の材質が失敗したのではないかと、幾ら掃除しても汚れが落ちないと。そうであれば、今度、実施設計を委託するときに、材質はこういうものにしてほしいというのは設計に入らないんでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 先ほどもお答えをさせていただきましたが、実施設計ですので、そういったものを含めた中での設計ということになりますので、御理解よろしくお願いたします。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

そうしますと、確認なんですけど、今後はその掃除をしたら落ちると、そういう材質で委託

するということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) ほかに。

11番、細田一男君。

○11番(細田一男君) 議長、今の、いわしの交流センターに関連して質問するんですけども、いわしの交流センターは、なぜ水産振興費なのか。

それと、今の説明の中で、5年で壊れたとか汚くなったということで、床の張りかえをということなんだけれども、その後の説明で、これからもそういう問題が起きてくる可能性があるというんだけど、新しく建てて5年だよ、まだ。5年で床が剥がれるような設計をしたのかね。

10年、20年、30年で床はどうかのっていう話になるんだけど、私、素人目で見ても、余りいい材質を使っていないよね、建物は。それは、なぜ水産振興費になるのか、この科目がね。交流センターは、水産、そういう。例えばこれを設計に出して修理をまた来年度の予算で要求するんだろうけれども、繰入金が発生するのかな、積み立ての。そっちから充当するの。それで今回補正でこれを出したということ。だって、順調であれば、別に修理しなきゃいけないと補正を組む必要がない、来年の予算で出せばいいでしょうよ。緊急を要しているから補正で出したの。

○議長(内山菊敏君) 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長(篠崎英行君) まず、今回の補正で計上させた理由につきましては、今年度設計を組むことによって、来年度当初予算で工事費を組んで、すぐに着工できるというところが一つの理由でございます。

それから予算を充当してというところですが、いわしの交流センター及び周辺施設整備基金が昨年度できたことによって、この基金を活用して整備をしていくというところで、充当していただいて繰り入れさせていただいて、事業を行うものでございます。

○議長(内山菊敏君) 11番、細田一男君。

○11番(細田一男君) 11番、細田。

大体のことはわかるんだけど、今、次に質問しようと思ったんだけど、いわしの交流センター及び周辺施設整備基金繰入金の50万が今の設計委託料、いわしの交流センター及び周辺施設整備基金繰入金と、いわしの交流センターでいいんじゃないの。及びというのは、この周辺って何。

○議 長（内山菊敏君） 細田議員、提案ですか。

○11番（細田一男君） 違う、内容を聞いているんだよ。

○議 長（内山菊敏君） 確認ですか。

○11番（細田一男君） これは、床だけなの。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） いわしの交流センター及び周辺施設整備基金という名称については、昨年の12月に議会に提案し、皆さんに御承認をいただいてつくった名称でございますので、御理解いただきたいと思えます。

それから、先ほど、ちょっとつけ加えさせていただきますが、5年で床がだめになるとか、そういったお話だったと思いますが、設計当初については、そういったことは考えていなかったと思えます。しかしながら、実際にそういう事案が発生してしまったと。

私が、これから先といったものについては、空調関係、そういったものも塩害等により室外機がだめになる可能性がありますので、だめになる前に計画を立てて修繕を図っていくという意味でございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 今の説明で理解はできました。

その本冊の15節に工事請負費で821万7,000円、真亀川排水機場改修工事、先ほどの説明の中では、国、県、町負担の割合でこの金額が出てきたということなただけけれども、これは一般会計の本予算でも毎年こういう項目が出てきているただけけれども、それとはまた違うのかな。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 今回の真亀川排水機場改修工事でございますが、これは土地改良施設維持管理適正化事業の緊急事業というところに該当いたしまして、急遽、今年度工事ができるということで予算計上を補正で組ませていただいたものでございます。それに伴って構成市であります大網白里市、東金市からの負担金をいただきながら、工事を着工するものでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

そうしましたら、補正予算の15ページ及び16ページにつきまして御質問申し上げます。5款1項5目農地費、これの13節委託費なんですけれども、実施設計業務委託料と用地測量業務委託料、これの目的と経緯を、先ほどやすらぎの家というようなのがありましたけれども、これの目的と経緯を教えてくださいということと、次の15節工事請負費、真亀排水機場改修工事並びに19節蛭川適正化の事業の負担金について、これのポンプ等の改修という御説明がありましたけれども、これの完成時期について教えてください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） まず、13節委託料の実設計業務委託料でございますが、これにつきましては、15節の真亀排水機場改修工事のポンプ修理の設計業務委託でございます。先ほども御説明いたしました、緊急事業に該当したということにより、今年度すぐに設計業務に入り、年度内の工事完了をするものでございます。

それから、用地測量業務委託料でございますが、作田やすらぎの家がありますが、そこへ作田岡地区で新たに自治区民会館を設立する予定があります。それに伴って用地測量し、排水等の用地を分筆かけるものでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

そうしますと、やすらぎの家につきましては、部分的に区民会館にして、排水等を別にするために必要だと。これは、当初の建築のときにあった測量だけでは足らなかったということとよろしいですか。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） やすらぎの家でございますが、あそこは敷地が全て九十九里町となっていて、新たに作田岡地区で建設を予定しております区民会館は、現在建っている消防機庫の裏手に新たに新築をいたします。そうしますと、そこを分筆して作田岡地区に貸し出しをするというところで測量が入ってきて、あと、それに伴う進入路といいますか、排水設備、そういったもののために分筆を行うものでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。ほかにありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

議案第1号の採決を行います。

議案第1号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決を行います。

議案第3号 令和元年度九十九里町介護医療特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決を行います。

議案第4号 令和元年度九十九里町病院事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決を行います。

議案第5号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は10時45分です。

(午前10時34分)

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時44分)

◎日程第3 議案第14号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第3、議案第14号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第14号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、戸田佳子君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第15号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第4、議案第15号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第15号について提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第5、議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第16号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第17号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第6、議案第17号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第17号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第18号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（内山菊敏君） 日程第7、議案第18号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案第18号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川チェリ君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第19号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（内山菊敏君） 日程第8、議案第19号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第19号について、提出理由の説明を求めます。

社会福祉課長、山口義則君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第19号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第20号 九十九里町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第9、議案第20号 九十九里町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第20号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 九十九里町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第22号 指定管理者の指定について

○議長(内山菊敏君) 日程第10、議案第22号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第22号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、古川徹君。

○6番(古川 徹君) 6番、古川徹です。

この指定管理者についてでございますけれども、まずお聞きしたいのが、この公募をかけて何社の応募があったのかお聞きしたいのと、この指定について審査会が点数をつけてクリアされたと思うんですけれども、以前から指定管理者を指定するに当たり、今度の指定管理者には一部費用を持っていただくような話を前にされていたと思います。というものは冷凍冷蔵庫、そういったところも持っていただけるような指定管理者の公募をしたいというお話を聞いていたんですが、その辺も精査して指定されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長(内山菊敏君) 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長(篠崎英行君) まず、交流センターに伴う指定管理者の募集につきましては、平成31年3月25日から募集要項を配布いたしまして、6月28日まで受付を行いました。その

間、現地説明会には5団体が参加しております。そのうち、申請をされた団体は1団体ということとなります。

それから、冷蔵庫等の今後の関係でございますが、冷蔵庫のリースが令和2年3月31日まで町で借り入れた期間となっておりますので、それ以後につきましては指定管理者負担ということで進めております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第22号 指定管理者の指定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前11時16分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

◎日程の追加

○議 長（内山菊敏君） お諮りいたします。

ただいま町長、大矢吉明君から議案第23号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）、議案第24号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）が提出されました。

議案は、議会全員協議会で配付してあります。これを日程に追加し、追加日程第1とし、一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号及び議案第24号を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第23号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）
議案第24号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（内山菊敏君） 追加日程第1、議案第23号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）、議案第24号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

議案第23号及び議案第24号について、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関係する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

質問は盛りだくさんありますので、よろしく願いいたします。

歳出のほうで、6ページ、10款災害復旧費、1項、省略させてもらっていいですかね。節で申し上げます。11節需用費、修繕料73万1,000円、これは豊海保育所の屋根の補修ということでございますけれども、補修の内容は、どのような形でやられるのか教えていただきたいと思います。

それと、10款災害復旧費の3項文教施設災害復旧費のほうの、節でいいますと11節需用費、修繕料59万円、これは片貝小学校の体育館の2階のガラスの交換、さきほど「等」という説明がありましたけれども、ほかにどういうものがあつたのか。ガラス戸は何枚交換になったのか教えていただきたいと思います。

それと、13節委託料、この樹木管理委託料35万8,000円、そして樹木伐採業務委託料、これも内容は不透明でありまして、35万8,000円、どのような管理委託料がかかるのか、また、伐採については何本の伐採をしてやるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

それと、その下にいきまして、18節備品購入費の中の一般備品28万1,000円、これは恐らく集合台の金額になってくると思うんですけれども、これ全部しめまして31万6,000円とありますけれども、教材備品も含めた内容を、教えていただきたいと思います。集合台については、品質または見積もり等はどのようにされたのか教えていただきたいと思います。

次に、10款災害復旧費、4項厚生労働施設災害復旧費の中の節で15節災害復旧費470万8,000円、これは旧豊海幼稚園の園舎の屋根の工事と、また外壁等の補修ということでございますけれども、旧豊海幼稚園の屋根は老朽化していたことは私も確認しております。その中で、またそこで被害に遭われたということでございますけれども、この屋根の工事がどのような工事になるのか、教えていただきたいと思います。

そして最後に、10款災害復旧費、5項観光施設災害復旧費、11節需用費の中の修繕料134万8,000円、これは片貝海岸町営駐車場の料金所の補修ほかとなっております、「他」となっておりますけれども、補修にしては随分、134万8,000円かかるなど、その内訳を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それでは、私からは文教施設災害復旧費のほうの説明をさせていただきます。

まず1点目の需用費のうち修繕費の中身でございますが、まず先ほど企画財政課長から説明ございましたとおり、片貝小学校の体育館のガラスが割れたために修繕いたします。枚数につきましては2枚割れてございます。1枚につきましては、こちらは完全に割れてしまいましたので、先ほど話がありました予備費のほうから充当させていただいて1枚は修理します。今回、予算計上させていただきましたのは、ひび割れしたものについて予算計上させていただいたところ です。

そのほかに、九十九里中学校において、北側及び東側のフェンスが一部損壊してございます、そちらの修繕、また、正門前にございます外灯が故障しておりますのでそちらの修繕、あと九十九里中学校、体育倉庫、駐輪場等の雨どいの損傷、海の駅のイワシの水槽関係、今回イワシが全滅しました。その間に、新たに導入する前に、ろ過装置等のメンテナンス、そういったものを行った中で、イワシを今後また購入するということで、ろ過装置のメンテナンス、あとエアポンプを交換いたします。

修繕費につきましては以上になります。

13節の樹木管理委託料と樹木伐採業務委託料なんですが、樹木管理委託料につきましては、傾いた樹木が何本かございます。片貝小学校、九十九里小学校で3本になります。こちらにつきましては記念樹等がございますので、傾いただけでございますので、立て直して再度生かす方向で管理委託料ということにさせていただいております。

樹木伐採業務につきましては完全に倒木、倒れてしまった樹木の伐採、撤去という形をとらせていただきます。片貝小学校、九十九里中学校で合わせて13本の樹木でございます。

最後に、18節備品購入費でございますが、まず教材費、備品につきましては、片貝小学校の体育倉庫が倒壊してしまいました。中にございましたラインカーが破損したために、それを新たに購入するものでございます。

一般備品につきましては、同じく片貝小学校、議員のおっしゃったとおりグラウンドの集合台が損壊しました。こちらを新たに購入するための経費でございますが、材質につきましては、今まであったものと同じアルミ製品を購入する予定です。

見積もりにつきましては、前回の購入先から見積もりをいただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 私からは、10款4項1目15節の工事請負費、こちらの内容について説明させていただきます。災害復旧工事ということで470万8,000円計上させていただ

いておりますが、こちらにつきましては、現在のとようみこども園、もともとの豊海幼稚園側の園舎の事務室の屋上が大きく、屋根がスレッドと下地材が剥がれてしまったことによりまして事務室が浸水した関係から、その修繕を主に行うものでございます。あわせて、遊戯室につきましても床材の剥がれ等が発生しておりましたので、そういったものを含めての金額でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、私からは10款災害復旧費の5項観光施設災害復旧費の修繕について御説明をさせていただきます。この修繕料でございますが、不動堂海岸の、監視詰所のドアの破損、シンボルトワーの北側にあります管理棟、その出入り口のドアの破損があります。それと、同じく不動堂海岸の北側公衆トイレの脇フロアが塩害等により漏電しておりますので、その修繕ということになります。

それから、いわしの交流センターの前に旗の掲揚用のポールが立っております。それが強風により傾注しておりますので、その立てかえ修繕ということになります。それから、片貝海岸町営駐車場の北側料金所の毀損と、それから不動堂海岸の駐車場、南側料金所の外壁一部破損というところの修繕になります。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

詳細に御説明いただきまして、わかりやすかったです。大体のことが今の説明で金額と見合ってきたのかなとは思いますが、1点気になることは、やはり片貝小学校の集合台が28万1,000円ですよね。これがアルミ製と、私もこの間ちょっと財政課長に説明をしてもらったときに、どんな立派なものがつくのかなと、ちょっといいものをつくんだらうかと、オールステンですね。そのような期待もあったんですけども、同じものが28万1,000円。今現在は多分修復して使っているんですかね。今現在はいいんですか。なし。そのような形であれば、早急に用意はしなきゃいけないんでしょうけれども、その辺を、例えば1社に聞いただけでこの金額を出しているのか、何社か聞いてこの金額を出したのか。緊急性があるのかもわかりませんが、その辺をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

それと、とようみこども園旧幼稚園舎についてですけども、事務室のほうがやられてしまったと、遊戯室のほうも痛みがあったので一緒にあわせてやったということは、全ての旧

園舎のほうの屋根の工事が行われるということで間違いのないか確認したいと思います。お願いします。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまのようみこども園の屋根の補修についてということについて回答させていただきます。今回あくまでも災害復旧費という形で盛らせていただきました。台風によって被害があった部分の補修に係る費用を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それでは、私からは片貝小学校の集合台についてお答えさせていただきます。購入に当たりましては、1社だけではなく見積もりあわせ等になると思いますので、今回、見積もりだけはちょっと緊急性があつて1社からしか見積もりを取っておりませんが、購入の際には見積もりあわせ等で購入になるかと思ひます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

これは3回目になりますのでまとめます。先ほど一番初めの質問のときに、10款災害復旧費の中の1項公共施設公用施設災害復旧費の中で修繕料、これを旧豊海保育所の屋根の補修ということで聞いているんですが、その答弁をいただいていることと、この3,088万7,000円ですけれども、この金額に、要するに保険がどれだけの対応が当たるのか、この金額に対して保険を適用できると思うんですが、この金額に対して保険がどこまで出るのか教えていただきたいと思ひます。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

旧豊海保育所の屋根の補修でございますが、屋根の上に日が差すように飾り窓の施設のようなものがついております。そこから、窓の側面から水が入って雨漏りを起こしているというところで、その部分を改修する予算として今回計上させていただいたところでございます。2カ所です。

それと、保険でございますけれども、今その保険対応になるかどうか、保険会社と折衝しているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

今回の予算措置は基金からの繰入金で対応しておりますけれども、先日、国のほうからも災害補助金、援助金ですか、の検討等あるようですけれども、公共施設についてもそういうものを要望していくのか、また、今後の見通しをお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま災害救助法の適用を受けているところでございまして、細かな通知は来ておりませんが、事前にその辺の調査をしながら、対応できる今回の被害に遭った予算について適正に申請手続きを進めていきたいと考えているところでございます。

施設に関しては、具体的な説明、指示等はございません。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 御答弁ありがとうございます。

国のほうにこれから要望していくという、そういうような活動ですね。その辺をどのように考えているかお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、要望の前に具体的な国からの通知等を待ちながら、その内容を精査した上で、足りないものについては県を通してお願いをしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算及び特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

議案第23号の採決を行います。

議案第23号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決いたしました。

議案第24号の採決をいたします。

議案第24号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を原案
のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 休会の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第11、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日2日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、明日2日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

10月3日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 午前11時47分

令和元年第3回九十九里町議会定例会会議録（第4号）

令和元年10月3日（木曜日）

令和元年第3回九十九里町議会定例会

議事日程（第4号）

令和元年10月3日（木）午前9時42分開議

- 日程第 1 議案第 6号 平成30年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 7号 平成30年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 8号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 9号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第10号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第11号 平成30年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第12号 平成30年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第13号 平成30年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 2 報告第 1号 平成30年度九十九里町一般会計継続費精算報告について
- 日程第 3 報告第 2号 平成30年度九十九里町健全化判断比率の報告について
- 日程第 4 報告第 3号 平成30年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 5 報告第 4号 平成30年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 6 報告第 5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について
- 日程第 7 報告第 6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの平成30事業

年度における業務実績に関する評価結果について

日程第 8 休会の件

出席議員 (14名)

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏝田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	藤代賢司君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	南部雄一君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会 教育事務局長	篠崎肇君
農業委員会 事務局長	吉田洋一君	教育委員会 教育事務局長	内山茂樹君
代表監査委員	小川卓尔君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原正幸君	書記	伊藤さやか君
------	-------	----	--------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時42分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第 6号 平成30年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7号 平成30年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 平成30年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 平成30年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 平成30年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、議案第6号 平成30年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第7号 平成30年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第8号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第9号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号 平成30年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議

案第12号 平成30年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、
議案第13号 平成30年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括
議題といたします。

議案第6号から議案第13号までの歳入歳出決算について、順次説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) 暫時休憩します。

再開は10時50分。

(午前10時34分)

○議 長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時48分)

○議 長(内山菊敏君) 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) 住民課長、戸田佳子君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) 健康福祉課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) 産業振興課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) 暫時休憩します。

再開は13時です。

(午前11時42分)

○議 長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時56分)

○議 長（内山菊敏君） ガス課長、中村吉徳君。

（提案理由説明）

◎日程第2 報告第1号 平成30年度九十九里町一般会計継続費精算報告について

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、報告第1号 平成30年度九十九里町一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

報告第1号について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（趣旨説明）

○議 長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第3 報告第2号 平成30年度九十九里町健全化判断比率の報告について

○議 長（内山菊敏君） 日程第3、報告第2号 平成30年度九十九里町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告第2号について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（趣旨説明）

○議 長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第4 報告第3号 平成30年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告について

○議 長（内山菊敏君） 日程第4、報告第3号 平成30年度九十九里町農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告第3号について、趣旨説明を求めます。

産業振興課長、篠崎英行君。

（趣旨説明）

○議 長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第5 報告第4号 平成30年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について

○議 長（内山菊敏君） 日程第5、報告第4号 平成30年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告第4号について、趣旨説明を求めます。

ガス課長、中村吉徳君。

（趣旨説明）

○議 長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第6 報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について

○議 長（内山菊敏君） 日程第6、報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてを議題とします。

報告第5号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、作田延保君。

（趣旨説明）

○議 長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第7 報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの平成30事業年度における業務実績に関する評価結果について

○議 長（内山菊敏君） 日程第7、報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの平成30事業年度における業務実績に関する評価結果についてを議題とします。

報告第6号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、作田延保君。

（趣旨説明）

○議 長（内山菊敏君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

暫時休憩します。

再開は2時です。

（午後 1時42分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議 長（内山菊敏君） 各会計の説明及び財政健全化法関連の報告が終了いたしましたので、代表監査委員に決算審査の意見を求めます。

代表監査委員、小川卓尔君。

○代表監査委員（小川卓尔君） お疲れのところでございますけれども、例年1時間半以上かけて説明していますが、なるべく簡潔に心がけたいと思います。

それでは、お手元に資料あると思いますが、平成30年度の九十九里町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査の意見書、この資料に基づいて意見を申し述べます。

1ページめくっていただきまして、審査の対象でございますけれども、ここに記載のとおり、一般会計と6つの特別会計、このことについて申し述べます。

審査の期間は、令和元年8月27日から30日まで。今まで3日間でやっておりましたけれども、今年から4日間かけて、より詳細に行うようにいたしました。

審査の方法でございます。

平成30年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、各会計の決算書と決算に必要な書類の作成状況、決算計数の正否、予算の執行が議決及び地方自治法並びに地方財政法の本旨にのっとり、適正かつ効率性を考慮し執行されたか等の諸点に留意し、あわせて証拠書類あるいは各種資料の提出、関係職員の説明を聴取するほか、現地調査及び定期監査、例月出納検査の結果も参考として、慎重に審査を執行いたしました。

審査の結果でございます。

審査した各会計の決算書は、法令の定めに従い作成され、関係諸帳簿、諸書類を精査照合した結果、計数は正確であり、予算の執行は議会の議決の本旨にのっとり適法かつ効率的に執行されているものと認めた次第でございます。

2ページをお願いします。

会計別決算審査の概要でございます。

歳入でございますが、この表の決算額118億7,003万2,000円、収入率99.6%でございます。下の歳出とあわせてコメントをしてありますが、後ほど御目通し願いたいと思います。2番の歳出については114億3,816万2,000円、収入率96%と、良好な状況で終わってございます。

3ページ、これから一般会計に入ります。

決算の状況でございます。これは3カ年で比較したものでございます。30年度一般会計は

58億3,659万8,000円の歳入に対して、歳出が55億5,101万8,000円。形式収支、単純なこの差し引きですけれども、2億8,558万円と。この単年度収支、赤字の5,809万6,000円となっておりますが、下に注釈があるとおり、単純に計算したんですが、去年からの繰り越しが3億5,272万9,000円あったんですね。これに対して、この繰り越した分以上、この形式収支で金額があればいいですけれども、足りないですね。だから去年繰り越しがいっぱいあったために、30年度は多少その繰り越し分を使いながら終わったと、こういうことが見えるわけでございます。

次に、4ページをお願いします。

4ページからは、町の歳入についていろんな角度から見て、いろいろ書いてございます。

歳出につきましては、予算で決まったものが支出する限度ですよ。予算以上出せないと。必要な場合には議会の議決で補正を組まない限りは出せないと、こういう歯どめがありますから、そう心配ないわけです。ところが歳入については、払うべき税金払わないで平気な人がいっぱい九十九里は多いですから、その辺をしつこくどうしたらいいのかというふうな角度で、何が問題なのかと、これを浮き彫りになるべくしたいなと、そういう形で見させていただきます。

歳入につきまして、平成30年度歳入決算額は58億3,659万8,000円で、前年度に比べて5,047万1,000円の増であります。地方交付税が32.9%を占め、依然として町税の26%をしのご、依存財源によるところが大きく、この傾向が改善されることが望ましいわけです。

一般財源については、総額が44億5,238万9,000円で、うち経常的なものが39億3,954万4,000円です。このうち経常経費に充当された額が33億8,966万4,000円であり、経常収支比率が86%となっており、前年度の85.1%と比べて0.9ポイント増加し、これはつまり自由に使える金が減ったということを意味していますね。だから悪くなったと、硬直化したと、こういうことになります。本町の財政構造が弾力性に乏しく、引き続き経費の抑制に努める必要がございます。

歳入の款別前年度対比、ここに表に書いてありますけれども、下のコメントでございます。ここで国庫支出金、県支出金、これは町が補助事業を多くやれば多くくると。補助事業が少なければこの金が少ないと。だから、やっぱりこのお金が増えてくるのが望ましいですけれども、ただ去年は臨時福祉給付金事業がありましたものですから、29年と30年は単純に比較できない側面がございます。

下のコメントでございます。地方交付税、国庫支出金、県支出金の歳入は、26億3,240万

円で、前年度よりも1億5,876万3,000円の減額、5.7%減となっている。これだけ大きく減っていますけれども、その中身は今言ったとおり、臨時福祉給付金事業がありまして、その部分ですから、そう心配ないわけでございます。

繰入金が前年度よりも3,488万4,000円減額となっており、特別会計繰入金で104万2,000円の減額と基金繰入金3,384万2,000円の減額によるものであります。繰越金が前年度より5,603万7,000円増額となっている。その他の歳入で3,099万8,000円の増額になっている。こういうようなことをこの表から読めるわけでございます。

5ページにまいりまして、町税の税目別推移を見ると、下の表のとおりになります。

この表は、自主財源で、他人に頼らないで、よそに頼らないで、町自身が自分の力で集めた財源だと、こういうことでございます。町税は前年度に比べ440万6,000円、0.3%の減収であります。町民税96万円、軽自動車税73万1,000円の増収であるものの、固定資産税159万4,000円、町たばこ税438万7,000円の減収でありました。また、町税収入総額は15億1,867万4,000円で、一般会計歳入総額の26%、前年度が26.3%ですから、0.3%下がっているわけですね。これを最近3カ年対比すると次の表のようになるわけです。

年度別町税収入状況でございますね。

下のコメントでございます。本年度の町税収入状況は予算額に対して107.7%となり、調定額に対しては88.4%であり、調定額に対する収入率は前年度より1.7%増となっております。

ここに調定なんて言葉が出ましたけれども、これは行政用語で役所特有の言葉で、今度は議員バッジおつけになった方は六法ももらったし、その中に地方財政法だとかいろいろありますから、やっぱりその辺精読して、行政用語もひとつ用語集売っていると思いますから、その辺をお勉強なさると、余分なことを言いますけれども。

不納欠損額においては本年度2,916万円であり、前年度の107%で、189万8,000円の増額となっています。ここで不納欠損額ということが出ましたけれども、つまり町の財産を帳消しして、もうなしにすると、こういうことですよ。だからこれは法律的に、こういう場合にしか不納欠損をしてはいけませんよということは、地方税法の中にきちんと書いてありますので、それに基づいてその分だけを落としていくと。つまりこれをちゃんと適正にしないと不良債権、価値のない財産を町が持っているような格好になっちゃいますから、これも怠慢なくきちんと法に基づいて整理しているかというところに私どももチェックしなきゃいかんと、こういうふうになっております。

それから収入未済額、これはその年のうちにもらうべきものをもらっていない、残っていますよというやつですね。これが1億6,929万5,000円で、前年に比べて3,680万2,000円減少していると。非常に喜ばしいことですよ。こういうふうな状況でございます。

6ページにまいります。

町税の税目別収入状況、これはこの収入率というところに一つ着目してまいりたいと思いますね。それで、町民税、固定資産税及び軽自動車税については、非常に頑張ってください、収入率が大幅に向上していますよね。これは評価すべき事項だと思います。

それから、次の税目別不納欠損状況。この不納欠損額を落とすのはなるべく少ないほうがいいんだけど、かといってやっぱり法に基づいて適正に落とさないといけないと、健全でないと。こういうものでございます。

それから、3つ目に収入未済額。これは今年納税してもらうべきものが納税していないと、これは残っていくと。次の年から延滞ということが言われますね。これが頑張ってもらわないと困るわけでございますけれども、7ページの冒頭のほうの本年度の町税収入額は1億1,867万4,000円で、前年度と比較して440万6,000円、0.3%の減少。

不納欠損額2,916万円は前年度と比較して189万8,000円、7%の増加。収入未済額が1億6,929万5,000円は、前年度と比較して3,680万2,000円、17.9%の減少となっており、徴収率が1.7%向上したことにより改善されていると。こういうふうに徴収率がようやく改善されつつあると、こういう状況でございます。しかしながら、町の税金がこの30年度だけで1億6,900万円、払うべきものを払ってもらっていない分が発生していると、こういう状況でございます。

町税収納状況、これは現年分と滞納分と、ここに両方ございます。ここで問題になるのは滞納分なんですけれども、下のコメントを読んでまいります。

町民税の徴収率は88.4%、固定資産税が87.5%、軽自動車税が81.3%、これは前年と比べるといずれもよくなっていますね。町税の徴収率は、前年度の86.7%から88.4%と1.7%の改善で、この改善率は県下第5位であるものの、徴収率は県下54市町村で53位であると、ワースト2です。

現年課税分徴収率97.6%に対し、滞納繰越分徴収率21.5%と極端に低く、滞納繰越分対策は改善のかなめであります。滞納になっちゃうともうなかなか払えないですよ。だから、滞納させないように、現年度の未済金のうちに始末をなるべくつけてほしいと、こういうことでございます。

町税調定額において、滞納繰越分の占める割合が本町は12%となっている。この県平均は3.8%であり、町村平均は6.9%となっており、本町の滞納割合が異常に高率となっています。今後一層の収納率の向上と収入未済額の解消に努められ、不納欠損額を極力減少するよう要望いたします。

8ページをお願いします。

歳入は終わって、今度は歳出でございます。

予算現額に対し、支出済額55億5,101万8,000円は執行率94.4%となり、前年度支出額54億3,339万8,000円に比べ1億1,762万円の増額、2.2%の増となっています。予算現額、この金額に対し、支出済額に翌年度繰越額2億3,816万9,000円の合計57億8,918万7,000円は98.5%となっております。

この下の表で、歳出款別比較の表を款別に並べてございます。

歳出のときに何がチェック項目かといいますと、執行率ですね。予算どおりきちんと仕事をやったかというのをまずチェックする。それから、不用額というのが出ますよね。不用額はいい意味と悪い意味がありますよね。一生懸命値切ったりいろいろ努力したりしたおかげで金を余らせる場合と、ずさんな計画の中で予算組んで金が余っちゃったよと、そういう体たらくなこともあり得ると、そういう角度からチェックをせざるを得ないわけでございます。

それでは款別に見てまいります。

議会費、この一番下の執行率ですね。99.6%、良好ですね。それから総務費98.1%、民生費98.4%。この民生費というのは55億円のうち18億円も占めるわけですから、非常に大きなものですね。

それから、第4款衛生費98.2%、それから、農林水産業費になってちょっと低くて91%なんですけれども、繰越明許費が1,073万円ありますから、それを入れて計算すると94.7%ということになって、ようやくまあまあかなと、そういうことです。

商工費が98.8%、それから、土木費が99.4%。

それから、消防費、これが98.9%、この消防費5億1,400万円、非常に大きな金額でございます。この5億円なんですけれども、常備消防、これに2億7,200万円もっていかれちゃうんですね、広域消防。それで、あと防災無線が1億7,700万円ということでかかりましたから、30年度は大きく金額膨らんだと。こういうふうな内容でございます。執行率は98.9%で良好でございます。

それから、教育費、執行率61.4%という、これは遊んでいるのかということでチェックし

ましたところ、学校等のエアコンの問題だとか、さっき担当課長が申しました外壁を直すなどで、繰越明許費が2億2,743万9,000円ありましたから、それを入れますと99.2%ということで、極めて良好な状況でありました。

それから、災害復旧費はありません。公債費が99.8%、諸支出100%で、最後のコメントでございます。

一般会計の歳出について、予算の執行状況は良好であり、計数的にも正確である。今後、財政運営が厳しくなる中で、一層の効率、効果的な執行に邁進するよう要望いたしますと。

12ページお願いします。

中身は説明いたしませんけれども、款別な各科目で30年度の特徴的なことを前年度と比べて差額とか出して、その主な理由を参考資料としてつけたものでございます。

それから、13ページをお願いします。

将来にわたる普通会計の財政負担の状況は下表のとおりであるということで、財政負担の状況でございます。これは各担当からもいろいろありましたけれども、将来にわたる財政負担57億1,379万9,000円、実質公債費比率6.9%。

下のコメントでございます。町債現在高は前年より1億1,304万4,000円減少し、債務負担行為の翌年度以降支出予定は1億5,890万9,000円の減少で、積立金が2億5,875万1,000円の増である。借金が減って積み立てが増えてきている。将来にわたる財政負担額は前年度に比べて5億3,070万4,000円の減であります。なお、実質公債費比率は6.9%で、前年度と同比率であるということで、わずかながら財政構造は悪いほうには行っていないと。いいほうに行っているまでは言えないですけども、悪くなっていない、幾らかよくなっていると、こういう状況でございます。

以上で一般会計について終わりにいたしまして、特別会計に入らせてもらいます。

14ページ、給食事業特別会計でございます。歳入は表の左側の一番下、1億4,009万5,000円でございます。

下のコメントですけれども、受託事業収入116万1,000円の減収は、給食受給児童・生徒18名、職員1名と、こども園の自園給食によりまして減っていると、こういうことでございます。

給食費の収入未済額418万9,000円、これはお金払わない子供というより親がいて、それで、この現年度分52万2,000円、繰り越しで366万7,000円。これは滞納世帯で70世帯、実人数98人と、こういう状況で、去年よりも増えていますよね。この常習化している滞納者の徴収活

動は非常に困難であろうが、一層の努力を継続するよう要望いたします。集金に行って、玄関行ったところが台所の電気ついていたけれども、とんとんとやったら台所の電気消えちゃったとか、いろいろ大変なようですけれども、粘り強くいただくものはいただくように頑張ってもらいたいと思います。

15ページ、歳出でございますけれども、1億4,009万5,000円。これはちょっと増えていますが、やはり施設が古くなって傷んで、施設修繕費に若干お金がかかってきているような状況です。食数について、18万8,347食は、前年度に比べて2.1%減少している。これは対象児童・生徒及び職員数が1,013名と前年より19名、これは1.8%なんですけれども、減少したことによるものです。

平成19年4月より調理、配送を民間委託しており、米飯についても、平成21年度の9月から給食センターにおける炊飯に切りかえられております。今後も安全衛生に十分注意し、町内産品の活用を進めるなど、魅力ある給食運営に努めていただきたい、これはコメントでございます。

16ページ、今度は国民健康保険特別会計でございます。

国民健康保険は平成30年度から県下広域化に移行いたしまして、町の特会としては大分気が楽になったんですけれども、ただ、この保険料について賦課し、徴収するという仕事やっぱり町の責任としてあるわけございまして、その状況について焦点を当てて見てございます。

歳入は収入済額24億2,965万5,000円と、これは去年と比べると加入者は少なくなっているんで減ってございますね。ここに不納欠損が4,668万3,000円も落としているんですけれども、また未済額が2億5,524万9,000円。30年度に健康保険税もらうべきものが2億5,500万円ももらっていないと、こういうことが発生しています。調定対収入にすると88.9%ということですね。

この中でこの国民健康保険税、町の仕事でございますけれども、これがよくなくて問題があるわけでございます。

下のコメント読んでまいります。一般会計繰入金1億4,298万9,000円、これは去年より少ないですね。歳入額の5.2%となっています。本年は基金繰入金ゼロでありました。

保険税調定額7億4,422万9,000円の収入額4億4,229万8,000円は、徴収率59.4%で、県下平均72.3%よりも大幅に低率であり、県下54市町村の中で50位であります。これは調定額の44.8%を占める滞納繰越分の割合が極めて高いことに課題があります。この県下平均は

27.3%であります。滞納が異常に多いと。

それから、不納欠損額は4,668万3,000円、239人であり、前年度の4,582万3,000円より1.9%増加している、金額で増加していると。人数は減っていますけれども。これについては地方税法第15条の7、第4項及び第5項並びに第18条第1項の規定に基づき処理されています。つまりここは不納欠損で落としていいのは、こういうことの場合にこうだよというのを法律に書いてありますから、お目通し願うとお勉強になると思います。

収入未済額は2億5,524万9,000円で、前年度3億3,939万8,000円の75.2%というふうに分減ってございます。

17ページにいきまして、徴収率は現年度課税分90.1%で、県下平均91.2%より幾らか低い形ですね。滞納繰越分は21.6%で、県下平均21.9%よりも幾らか低くなっていると。この率からいくと、そう大差ないんですけれども、その滞納マネーが異常に高いというところが一番問題ですね。

現状を改善するために、徴収率の向上と収入未済額の解消に努められ、不納欠損額が減少するよう要望いたします。

ここの歳出については先ほどの説明で省略いたします。

この保険給付費、つまり医者に払う分ですね、病気になってお金を医者に払う分、この金額も少ないほうがいいんですけれども、これが七、八千万か1億ぐらいつつ毎年減ったのが、30年度が今度は逆にぼんと増えちゃいまして、ちょっと問題があるわけでございます。この保険給付費、30年度の計、15億8,377万4,000円、被保険者数が4,859人、1人当たりの給付費が32万6,000円ということで非常に高い形になっております。保険給付費、前年度より5%も増加していますね。

国民健康保険会計の基金については残高が5億3,549万4,000円ということでかなり多額になっていますけれども、これをどう有効的に使うかというのは難しい問題で、みんなで悩んで考えなきゃいかんと、こういうことだと思います。

以上で国民健康保険終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

平成30年度後期高齢者医療特別会計は、歳入総額1億9,719万9,000円、歳出総額は1億9,472万8,000円で差し引き247万1,000円が翌年度に繰り越しとなっています。町の一般会計繰り入れは5,804万6,000円、これは前年より245万8,000円増額になっていると、こういうようなことでございます。

ここにいろいろ書いてありますけれども、歳出の下から2行目、被保険者2,969人、これは前年より1.9%増加しており、町の高齢化が非常に増加しているということで、国民健康保険会計は縮小していますけれども、この後期高齢者会計は年々大きくなっていると。2025年には団塊世代がもろにこれに入ってきて、大きな会計に膨らんでいくと、こういうことだそうでございますけれども、以上簡単ですけれども、後期を終わりました、介護保険特別会計であります。

後期については、これ1億9,000万円の会計規模ですけれども、介護保険になりますと、歳入総額16億3,513万5,000円ということで大きくなってきます。

この歳入歳出差し引き8,444万2,000円が翌年度に繰り越されたということで、歳入についてここにいろいろ細かく書いておりますが、ここはお読みになってもらったらいいと思いますけれども、この歳入の下の方で、収入未済額2,630万7,000円のうち滞納繰越分保険料が2,068万4,000円を占めています。滞納者の実人数が355人となっています。不納欠損額748万円が発生しています。この不納欠損を落としたのは、死亡とか生活保護等で105人分でありまして、そのほかの滞納保険料の徴収に努めるよう要望いたします。

それから、歳出に移りまして、下から3行目、第1号被保険者が6,065人と前年比70人増、要介護、要支援認定者が906人。これは前年度が895人でしたけれども、年々増加傾向にありまして、介護予防の一層の取り組みが重要となっております。

ただ、介護保険について九十九里は優秀で、自宅介護が多いですね、特色として。施設の介護にいと非常に町の負担も大きく増えていきますけれども、九十九里は自宅で介護するのが非常に高く、この介護保険としては九十九里は優秀というか、終始楽というか、そういう状況でございます。健康保険のような極端に悪いことはないです。

20ページにまいりまして、病院事業特別会計でございます。

ここでやっているのは病院事業の特別会計で、病院会計ではないです。病院会計はいろいろ問題ありますけれども、私の担当しているのは特別会計ですから、そういう中で、歳入歳出ありますけれども、3番の財政負担、平成30年度末の病院事業債の残高が19億8,789万1,000円、町の財政負担として病院事業債の元利償還は計画どおりでありますけれども、病院経営収支の不足資金への貸付金の財源確保が年々困難になっていることから、現在、この貸付金が9億7,580万円、ここまで膨らんでおります。病院経営収支改善への促進が急務になっているということで、これは病院経営に意見を言える立場の人に一生懸命に頑張ってもらわないとよくなっていかないと、こういうことでお願いしている次第でございます。

21ページ、農業集落排水事業特別会計でございます。

この1の歳入のコメント書いてある中段から、施設使用料の未済額54万6,000円、27戸についての一層の努力が必要であり、長期の延滞者には接続遮断措置をとるなど、これは難しいですけれども、垂れ流しとはまさにこのことでありまして、不納欠損処理を防止するよう要望する次第でございます。

歳出について、ここのコメントのとおりでございます。

この表でございますけれども、この加入戸数合計916戸に対して、接続戸数が677、接続率73.9ということで、立派な施設をつくってありながら、それに加入するよということで加入金を払っていながら利用していない。それが非常に多いので、何とかそこにもうちょっと適切な活用をお願いするように進めてもらいたい。

この事業が公営企業法の適用として総務省から通達を受けました。公営企業会計に移行するための一切の業務を業者に委託しておりまして、この委託料1,317万6,000円を支払い、この財源1,310万円を地方債として発行していると。これについてちょっと気に入らなかったんで、いろいろ難癖つけていろいろしたんですけれども、やむを得ない形かなど。

今までは町の予算と同じように予算を立てて、歳入歳出決算で終わったんですけれども、今度はガス課と同じように損益計算書つくったり、貸借対照表つくったり、固定資産台帳つくったり、かなり経理が民間会社並みに近くなってくると。こういうふうに移行していくということで、その辺の職員の訓練も十分できていないんで、過渡期的にある程度しようがないかなということですが、これからはその経営がシビアに見える形になってまいります。

地方債の現在高7億9,497万円であり、平成30年度元利償還額は8,321万9,000円で、全額一般会計繰入金で賄っております。この施設の運営管理に現在問題はないものの、加入者のうち、未接続者への接続活動への取り組みを要望すると、こういう次第でございます。

最後に、結びでございます。

平成30年度の本町住民税納税義務者は8,565人で、前年より43人減少している。この総所得は172億9,524万2,000円で、前年度より9,969万円の減である。この84.1%が給与所得で、営業等事業所得は5.3%である。

九十九里町は給与所得者の町だよ。だから、住民ニーズに応じていく。誰のために何をやったらいいんだ。やっぱりこの給与所得者がいいぐあいになるように、やっぱりお考えになるということは一番ニーズの大きいところでしょうね。

固定資産税について、納税義務者数1万1,421名で、この課税標準額465億2,632万1,000円の税額は6億5,103万7,000円となっています。

町税調定額17億1,712万9,000円は、前年の97.8%で、町税調定額に対する徴収額15億1,867万4,000円は、徴収率88.4%で、県平均96.3%であり、県下54市町村の53位となっています。町税調定額において、滞納繰越分2億584万3,000円は12%を占め、県平均3.8%と、本町は著しく滞納割合が高率であります。さっき健康保険税の滞納が多いと言ったけれども、地方税に対してもやっぱり同じ体質ですね。

平成30年度末における町税及び国民健康保険税の滞納者は1,700実人数であり、このうち無所得196実世帯、290実人数を初め、低所得者層の滞納割合が高い現状であります。一方、200万円以上の所得世帯の滞納が409世帯で、この者たちへの効果的徴収活動を求めたい。これは住民税、固定資産税のことを言っていますよね。だから、200万円以上の所得があって、住民税も払わないなんていうのは何とかしてよと、こうお願いしたいですよ。

一般会計における収入未済額2億754万7,000円の中で、町税1億6,929万5,000円、使用料246万4,000円、国庫支出金2,953万5,000円、県補助金624万7,000円となっている。現年度町税未済額は、町民税1,406万4,000円、固定資産税1,959万2,000円、軽自動車税255万3,000円であり、これらの滞納額3,620万9,000円が過年度分に加算されることから、現年度課税分の徴収率の改善が重要となっています。

不納欠損金2,916万円は、町民税1,309万円、固定資産税1,448万9,000円、軽自動車税158万1,000円となっています。

不用額8,863万4,000円について、補正措置を適時実施することにより、必要な事業資金として有効活用が可能となります。

予算の流用186件、予備費の充当45件など、改善がなされているものの、大分いいですね。予算編成時の事業積算の正確性向上が望まれる。

一般会計実質収支額は、前年度より5,809万6,000円の減額になっています。

町の財政力を示す財政力指数は0.45で前年より0.01向上したものの、自主財源確保と歳出抑制に効果的に取り組み、財政基盤の強化に努める必要があります。

町内の障がい者862名は、町民の5.5%を占め、郡内平均4.7%を上回っている。この障がい者に対する歳出3億6,589万8,000円は、一般会計歳出の6.6%を占め、毎年3,000万円以上増加を続けており、将来もこの傾向は考えられます。

23ページにいきます。

これは義務的性質の歳出であり、限られた歳入の中で、これ以外の歳出の効果的執行が求められます。障がい者が問題あるとかなんとかということは何も言っていません。ただ、これにお金がかかるし、したがって、ほかのやりくりについて相当やっぱり考えないと、こういうものの負担がどんどん増えていきますよと、こういうことに対する注意報を出したにすぎないです。

本町児童・生徒の急激な減少に対応した望ましい教育環境、施設の構想と具現化への取り組みが懸念されます。この問題は前年でも指摘し、議会においても再三にわたる質問にかかわらず、具体的な取り組みが評価されるよう関係者の奮起を求めたい。

新しい教育長もおるでしょう。これから期待ができるんじゃないかと、こういうふうに思っております。

本町の行財政運営に当たって、多様化する町民の行政ニーズを的確に捉え、最小の経費で最大の効果を目指し英知を結集して、町政の発展に邁進されることを切に要望いたします。

令和元年9月13日、九十九里町監査委員、小川卓尔、同、佐久間一夫。

以上で一般会計と特別会計の審査の意見を申し述べました。

引き続きまして、ガス会計の審査意見を申し述べます。

1ページでございます。

審査の対象、ガス事業、6月28日に行いました。これは公営企業法に基づいて全体的な事業も会計も報告も、その監督が厳しくされていることでございますね。

それで、この審査の概要でございますけれども、決算審査に当たっては、審査に付されたガス事業会計決算書、事業報告書及びその附属書類が、公営企業法並びに本町ガス事業会計規程等に準拠して作成されているか、公営企業の本来の目的である公共性、経済性の発揮に努めているか、また、計数は正確か否かを確認するほか、各種資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取した。

審査の結果、審査に付された決算報告書、事業報告書及びその他附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令の定めに従い作成されており、計数は正確であり、会計処理も定められた手続により行われ、かつ現金及び預金は適切に運用保管されており、本決算は適正なものと認められた次第でございます。

2ページ、審査の概要でございます。

このガス事業は、始めるときに約30億円相当の資金を投入いたしまして、国庫補助金と町債を発行して賄って行ったものですね。それで、平成29年度にこの町債については元金の返

済が終わりました。あと施設も大分古くなってきたんですけれども、この公営企業法に基づいた会計基準によった書類を先ほど担当課長が申しあげましたけれども、審査についても、それに準じた形で見てございます。収入、支出、これについては先ほど課長述べたとおりでございます。

次のページにいきまして、収益的収入、支出、それから資本的収入、支出、こういうふうに分けてやるように法で定められております。

4ページの経営状況であります。

業績、業務実績について、冬季の平均気温が例年を上回ったことにより、家庭用、商業用で暖房が抑制され、また、人口減少に伴い、閉栓件数が年々増えてきたこともあり、年間ガス供給量は前年より8%の減少でありました。30年度もガスが非常に売れなかった。東金は赤になったけれども、うちは赤に絶対するなということで、損益分岐点をつくらせまして、売り上げが幾らだったら費用を幾らかけていいんだと。それでないとそれ以上だと赤になるよと。そういうものを月々やらせて、その中で担当課長を陣頭で経営しろというふうにかなり教育をして進めてまいりました。

近年町の人口減少や電化への移行が進んでいることにより、供給先の減少が課題となっております。ガス1m³当たりの売り上げ96.2円に対し、購入原価は35.3円、原価を除くガス事業費用はほぼ一定することにより、供給先増加対策は急務となっております。装置産業ですから、仕入れ原価は安くて売り上げはある程度ある。ただ経費がかかる。その経費は大体一定額なんですよね。だから、売り上げをある一定額より多いか少ないかで最終の結果は決まってくるから、それを絶えず意識して、最終の売り上げを確保しろと。コインランドリーができれば、座り込んでも絶対ガスにしてくれとってこいというふうな、そのくらいにしていけないと赤になっちゃうよ。今かなり厳しい状況に追い込まれている。

あと細かいことについては時間ばかり費やしますから、この中で聞きなれないことがいっぱい出てくると思いますけれども、総務省が平成26年度から会計基準を変えまして、それで、当初始めたときには、国からの補助金、これについては固定資産から除却しちゃって、町が町債発行して負担した分だけを固定資産の価値として計上して、それで仕事やったんですね、一般的にはそうですね。

ところが総務省のほうから、その国からやったお金はやっぱり固定資産の取得にかかった金だから、固定資産の価格としなさいと。しなさいということは何を意味しているかという、つまり減価償却する分母が増えたから、直接経費の減価償却費ががばっと上がったんで

すね。それでそれでは大赤字になっちゃいますよね。その年に減価償却に持っていった分に相当する分を収益のほうに、国からもらった補助金を年間分割して、年々の減価償却に相当する分を収益に上げなさいと。つまりスーパーでねえかと。そういうふうなことを面倒くさくやれと。

それがなぜそういうふうに総務省は言ってきたかに問題がある、課題があるわけで、一般会計のところで申し上げなかったんですけれども、平成28年度分から町の会計についても東京都でやったような民間に近いような会計をやりなさいと。平成29年度から町では行政コスト計算書、固定資産台帳、それからキャッシュフロー、資金繰り、そういうふうな表をつかって国まで報告すると。そういうふうに変わってきました。

だから、ガスのほうについては古くなった施設を自分の固定資産で費用計上したんですけれども、それは外に出ていくんじゃなくて内部留保するお金だから、その金をためておいて、また施設を取っかえるような金に使いなさいと、そういうふうな健全経営をしなさいという指導だし、町のほうは住民がだんだん減って行って、町としての機能を将来も維持していくために行政コスト、そういうことを意識してやっていかないとたないよと。

この行政というのは全て法律に基づいて行政六法を初めとして、民法も関係してくるし、憲法も関係してくる、全部。それで細かいことまで全部総務省から指示があって、次官通達から施行令からいろんなやつがあって、それで、大きい都会も山の中の村も印鑑証明くれと言ったら、こういう様式でこういう申請出してこうやって、全国一律、全部同じで、法律に基づいて全部やっているんですよ。

だから、国は県庁も政令指定都市も山奥の村も一把からげて、地方公共団体ということですよ。地方公共団体はこの法律に基づいて、この施行令に基づいて、この通達に基づいて、この判例に基づいてやりなさいと、がんじがらめでやっている。だから、職員の数を幾ら減らそうたって、やっぱり役場としてやらなきゃいけない仕事はやらなきゃいけないんだよね。だから一律に無駄だとか効率だとかばかり追求できないけども、その中でもやり切る算段です。努力というものを求めていかなきゃいけない。要らんまた余分な話ししますけれども、そういうふうな世界でございます。

この経営分析についてもチェックしたところ、全て良好で問題がない次第でございます。

この建設改良について、町はガス管の本管と枝管とで160km埋めて、それを使ってやっていると。ところがガス漏れ等事故を起こしたら大騒ぎですよ。それでなくたってあちこちガスはわいているところなんですけれども、悪いところを適切に探して、そこをピンポイント

トで効率的にお金を使って、直しながら維持してずっとこの仕事をやっていくというところはポイントになるわけですね。だから、かなり努力しているけれども、まだ問題が若干あるわけでございます。

最後に、審査の意見、10ページでございます。

内容は間違いなくやられて、本決算は適正なものだと認めた次第であります。審査の結果の概要でございます。

ここが一番言いたいところでございます。本決算の状況は当年度純利益554万8,000円であり、前年比21.6%、2,013万2,000円の減となっております。丸っきりがらっと変わっちゃったんですね。ガス事業収益が前年比で93.3%、これに対しまして費用は98.7%、こういうことでしたね。だから、利幅が多くて損益分岐点ぎりぎりだったから、それがぎりぎりになったから落ちた。ちょっと売り上げが増えれば、それが増えた分ががばっと利益になる。こういうことでぎりぎりなところまでできました。

それから、2番目に、ガス供給量について。供給戸数が平成29年度18戸、平成30年度28戸と年々減少し、年末の需要戸数は4,222戸、こういうことですね。7,100世帯あると言いますけれども、年寄り世帯とか空き家とか新しくできた団地の田んぼの中の家だとか、いろいろやっぱりうまくいかないところがあるわけですが、平成30年度は冬季の平均気温が例年を上回ったことにより、家庭用、商業用で暖房が抑制され、また人口減少に伴い、閉栓件数が徐々に増えてきたこともあり、今後のガス供給先確保が懸念されます。

ガス供給戸数の確保と、家庭におけるガストーブ等の普及を初め、供給拡大への一層の努力を切望いたします。

3番目に、料金の未納状況について。過年度分滞納額230万9,000円、滞納世帯51戸のうち納付誓約済6戸、現年度滞納額146万5,000円、滞納世帯130戸のうち納付誓約済8戸となっております。現年度滞納額は前年度末より14万8,000円増となっている。現年度世帯は13戸増加している。過年度滞納額は2万円減で、世帯数は2戸減少している。滞納解消への一層の取り組み強化を願いたい。かなり細かいことを細かく見てやっていますけれども、金払わないのは栓を閉めちゃえというだけけれども、一律にそういかない面もあるらしくてですね。

4番目、ガス供給事業における基幹資産である供給配管網としての全管種全口径161kmのうち、経年本枝管が約103.4km、町内に埋設されており、この経年管の保守管理及び修繕と更新が経済的、効率的な方法で適切に実施されることが大切である。

その(1)、最後のページです。

導管漏洩調査における判定機器を導入したが、この活用が不十分である。(2) 経年管入替工事について、非開削工法の機器を導入したが、この活用はされていない。この二つについて、議会の了解をいただきましたですね。これがあつたらいいからお願いしますと、あいやとってやったら、大してうまく使っていないと、許されないと、こういうことです。

今後、公営企業としての経営の基本原則を堅持し、ガス事業の保安を確保しつつ、安定した供給サービスの向上と経営の健全化に関係職員一丸となって邁進されるよう提言いたしますと。

前回、台風の時、ガスについては何ら心配なく送り続けましたよね。ただ、自家発電を回しながら職員が寝ずにやりました。

令和元年7月22日、九十九里町監査委員、小川卓尔、同、佐久間一夫。

以上でガスを終わります。

最後にもう一つ。

平成30年度九十九里町普通会計・企業会計財政健全化・経営健全化、審査意見書。

さっき担当課長から大丈夫だといったけれども、本当に大丈夫かと。それを見なきゃいけないんで、それで、提出された計数について、これだけの元の基礎数字がいろいろありましてね、いいかげんな数字でやっていないべなということで、たっぷり数字査定し審査した次第でございます。

この審査について、普通会計とは何ぞやとさっきから言っていますよね。一般会計と給食会計と病院会計、この3つを合わせて普通会計という言い方をしていますけれども、それと、農業集落排水特別会計、町のガス事業会計、この日付の日に行いました。

普通会計、審査の概要。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。非常に手間のかかる仕事でございます。

総合意見、2ページでございます。

審査の結果、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる次第であります。この表はまたひとつごらん願いたいと思います。

個別意見として、実質赤字比率について、平成30年度の実質赤字比率はマイナス7.28%となっており、前年に比べ1.44ポイント増となった。早期健全化基準、これは15%が基準ですが、及び財政再生基準20%についても下回っている。

それから、上の表とあわせて見ていただくといいんですけども、2の連結実質赤字比率について、平成30年度連結実質赤字比率はマイナス16.12%となっており、前年度に比べ4.34%増となった。早期健全化基準及び財政基準については下回っている。

それから、3の実質公債費比率。30年度実質公債費比率は6.9%となっており、前年度と同比率。早期健全化基準と財政基準を下回っております。

それから、4の将来負担比率について。30年度将来負担比率は67.1%となっており、前年度に比べて26.8%減となった。早期健全化基準の350%を下回っている。大幅によくなっていますね。

4ページ、お願いします。

是正改善を要する事項。健全化判断比率の4項目について、基準より下回っているため、特に指摘すべき事項はないが、これからも財政の健全化に努めてほしい。

それから、特別会計に入りまして、農業集落排水。この審査についても、これは資金不足についてするようになっていきます。

その総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の一つとなる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた次第でございます。特に指摘する事項はありませんでした。

それから、最後にガスについてですね。

ガスについても資金不足比率についてチェックするようになっております。これについても、いずれも適正に作成されているものと認められた次第でありますし、資金不足も起こしていないし、特に改善を要することを指摘する事項もありません。

令和元年9月13日、九十九里町監査委員、小川卓尔、同、佐久間一夫。

以上で財政健全化、経営健全化の審査の意見を申し述べました。

以上で全て終わりです。長い間ありがとうございました。

○議長（内山菊敏君） 小川代表監査委員、御苦労さまでした。

内容説明及び代表監査委員による決算審査の意見が終了いたしました。

質疑、討論、採決は後日の本会議で行います。

◎日程第8 休会の件

○議長（内山菊敏君） 日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

10月4日から10月9日まで、常任委員会の開催及び議案調査のために、休会としたいと思
います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、10月4日から10月9日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長(内山菊敏君) 本日の日程はこれをもって終了しました。

10月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時06分

令和元年第3回九十九里町議会定例会会議録（第5号）

令和元年10月10日（木曜日）

令和元年第3回九十九里町議会定例会

議事日程（第5号）

令和元年10月10日（木）午前9時40分開議

- 日程第1 議案第6号 平成30年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第7号 平成30年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第8号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第9号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第10号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第11号 平成30年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第12号 平成30年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第13号 平成30年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定について

追加日程第1 議案第25号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

追加日程第2 発議第1号 議会改革推進特別委員会の設置について

追加日程第3 特別委員会の委員の選任について

出席議員（14名）

1番 西村みほ君

2番 小川浩安君

3番 原田教光君

4番 鎗田貴俊君

5番 中村義則君

6番 古川徹君

7番 浅岡厚君

8番 荒木かすみ君

9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	藤代賢司君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チェリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	南部雄一君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会会長	篠崎肇君
農業委員会事務局長	吉田洋一君	教育委員会主幹	内山茂樹君
代表監査委員	小川卓尔君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原正幸君	書記	伊藤さやか君
------	-------	----	--------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時40分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第 6号 平成30年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて

議案第 7号 平成30年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第 8号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定について

議案第 9号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定について

議案第10号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第11号 平成30年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第12号 平成30年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

議案第13号 平成30年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決
算の認定について

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、議案第6号 平成30年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第7号 平成30年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第8号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第9号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号 平成30年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議

案第12号 平成30年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第13号 平成30年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

各会計とも既に内容説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計決算について質疑を行います。次に、特別会計、事業会計決算について質疑を行います。

ただし、質疑の内容が各議案に関係する場合はこれを許します。

これより一般会計決算について質疑を行います。

質問者は質問内容を簡明に述べ、答弁者はその内容を理解し質問に対し明確な答弁をされますようお願いいたします。

それでは質疑ありませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

まず、決算書の本冊で、78ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、8目交通安全対策費、11節需用費の中の修繕料18万4,680円、これはカーブミラーの修繕料だと思いますけれども、常任委員会で、ちょっとお聞きできなかったものでお聞かせください。

次ページになります。80ページになります。2款総務費、1項総務管理費、8目交通安全対策費、15節工事請負費の中の交通安全施設工事、これはカーブミラーの新設の部分だと思いますけれども、その部分を、ちょっとお聞きしたいと思います。何方所にということで。

次に、82ページになります。2款総務費、1項総務管理費、9目諸費、19節の負担金補助及び交付金の中の一番下段になります。九十九里高校後援会補助金8万円でございますけれども、これは、毎年10万円の補助金を出していたと思うんですが、なぜ8万円になったのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

次に、152ページ、8款消防費、1項消防費、4目災害対策費、13節委託料、この中の設計監理委託料、また15節工事請負費の中の防災行政無線整備工事、防災無線に関しての、この設計工事費監理委託料とか含めてだと思っておりますけれども、非常に町民から聞こえが悪いという意見が多くあるんですが、この辺は設計監理委託料、お払い、これだけして、しつかりやってもらっているのかなど。業者にお任せするんでしょうけれども、町側としても、

そういったチェック等はしているのか、その辺をお聞きしたいのと、この防災無線に関しては、何かそういう調整ができないのかなということ、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 答弁をお願いします。

総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それでは、1つずつお答えをさせていただきます。

まず、78ページ、本冊78ページの8目交通安全対策費の修繕料18万4,680円、ちょっとお待ちください。

8目交通安全対策費、11節需用費、修繕料18万4,680円、これは議員御指摘のとおり、カーブミラーの修繕に係る経費がほとんどでございますが、その中には交通安全指導車、白黒の交通安全指導車の車検時の修繕費用も含まれております。

カーブミラーの修繕としましては、鏡面体で6カ所の修繕を行っております。交通安全指導車の修繕費、車検時の修繕費が18万4,680円のうち4万4,280円、残りがカーブミラーの鏡面の修繕工事になります。

それから続きまして、80ページの交通安全施設工事、こちらも議員おっしゃるとおり、カーブミラーの、こちらは新設に係る経費でございます、町内6カ所、6基を、平成30年には立てて、合計で29万9,808円ということでございます。

それから、82ページ、諸費の九十九里高校後援会費8万円でございます。

九十九里高等学校への補助金につきましては、毎年町の一般会計から後援会への補助金という形で支出をさせていただいております。

この支出の算出根拠が、部活動、九十九里高等学校の学生さんの部活動の援助費の15%の範囲に相当する額という形で毎年支出をしてきておりまして、平成30年度につきましては、その年の学校での部活動の総額から15%を見た金額が8万円台ということで、高校での後援会の総会時に、この8万円が決定されて町のほうへ8万円の請求がなされておるということであります。予算上は10万円を確保してございます。

それから、次が、152ページ、13節の委託料の設計監理委託料248万4,000円、それから防災行政無線整備工事、15節、1億7,669万3,280円ということで、3年間の継続ということで、3年目の最終年度を迎える予算で、額的には前の2カ年より増えておるということでございます。

御質問の設計監理がきちんと行われているかということでございますが、施工に当たりま

しては、この設計監理に基づいて、きちんと設計された場所に子局が建てられ、それから防災行政無線の個別受信機も各家庭に配付させていただいたところでございます。

今回の再整備に関しまして、防災行政無線、子局のスピーカーのシステムが、大分変更されております。昔の朝顔方式のスピーカーからストレートスピーカーということで、指向性の高いスピーカーを設置することによって、町内の子局の数を少し抑えることができるということで設計をし工事を整えたわけでございます。

確かに、台風時の暴風等により、子局からの音声聞きづらくなることはあるかと思えます。そういうことを想定した中で町は、全ての御家庭に戸別受信機の、配付をお願いしたところでございます。

また、この音声につきましては今後も、町としまして調査をしながら、聞きづらい点等については、これからの改良に向け検討を加えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

ではカーブミラーのほうですけれども、修繕が6カ所、修繕のものが6カ所で新設も6ということですのでよろしいですね。

修繕の、その内容というのは、例えばミラーが取れてしまってミラーの部分だけを修繕したのか、また柱ごと折れてしまって修繕したのか。これはかなり町内に立っているカーブミラー、大変老朽しております、汚れ等もかなり目立ってきているんですが、何か前に掃除をやっているということもお聞きしたんですが、その辺も含めて、再度お聞きしたいと思います。

新設については、もう意見はありません。

それと、九十九里高校の後援会の補助金ですけれども、部活の移動費とか、そういうのに対する15%ということだと思っておりますけれども、皆さんも御存じのように、大変今、九十九里高校、本町には1校しかない高校ですけれども、大変これ定員割れだとかしている状況でございますので、何とか町のほうからも、もうちょっと支援をできるような体制をとったほうがいいんじゃないかなと。これ部活だけではなく、そのようなことができないのか、お聞きしたいと思います。

防災無線については、子局のスピーカーを新しいものにして聞きをよくしてもらったということですが、これはほとんどの人が、前の、アナログのときのほうがよかったよと

いう意見が多いんです。

ですから、このデジタル化にするに当たって、遠達性が出るということで、聞こえがよくなるということで、私たちも承認をしていますので、こんな聞こえが悪くなるような、住民さんからクレームが出るような無線ではしようがないと思いますので、その辺の調整というか、その指導というものを、再度、できるもんだったら調整してもらいながら、これだけの金額をかけて設置したわけですから、やっていただきたいと思います。

では、それでちょっとお答えいただけますか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） まず、カーブミラーの修繕の内容でございます。

修繕の内容でございますが、ほとんどが鏡面体の交換でございます。6カ所は、全て鏡面体の交換で、600mmが4枚、800mmが2枚と、鏡面だけの交換と、1基だけ、基礎が交換をされております。

それから清掃につきましては、カーブミラーの修繕も、街灯もそうなんですけれども、各自治区の区長さん方をお願いをしております、情報をいただきますと町のほうから、向きの修理だとか清掃には伺っているところでございます。

それから、九十九里高校の後援会のお話でございますが、確かに九十九里高校さんの定員が少なくなっているというのは重々承知しておるつもりでございます。地元の町としましても、できることであれば、協力はさせていただきたいと考えておりますけれども、その辺については、今後ともお話をしなければいけないのかなと思っております。

それから防災無線の関係ですが、確かにアナログ時から比べると、基数が減っているのは、これは間違いないことなんです。

これにつきましては、そもそもデジタルに変えたというのが、電波法の改正で、以前のアナログの周波数が使えなくなる。それから、無線機自体も電波法の改正にのっとっていないということで、新たにしなければいけないというのがございました。

実際のお話を申し上げますと、この電波法に基づく無線局の許可をするのが関東通信局というところが行っておりますが、ここが本来であれば九十九里みたいな平たん地であると、無線局の出力を約1Wに切られてしまう。ところが一応本町は、結構デジタルについては新しいときに施工をかけましたので、通信局のほうでも、とりあえずは5Wくれておるという状態で、これはもう多分自治体の中ではトップクラスの電波の強さをいただいております。

ただ、議員がおっしゃるとおり、聞こえづらさがあるというのは、これは間違いないこと

ですので、これについては今後も委託業者等と検討を加えながら、変えられるものがあると思えば考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

本冊の140ページの款7土木費、目2、この、要は、見えていて流用が結構多いなど。金額は、そんなに大した金額ではないんだけど、同じ款項の中での流用は認められているのはわかるんですけど、もう少し予算化するとき、きちっと予算段階で、こういったのは何とかできないかなというところで課長にお伺いしたいと思うんです。ちょっと流用が多いなということ。

あと、もう1点は、款8項1消防費なんですけれども、ページ、152ページ、節19負担金、補助及び交付金、この自主防災組織設置促進事業補助金33万7,400円で不用額が216万2,600円出ていますけれども、やはり一般質問でも、私言いましたように、やはりこれから自主防災組織の協力が大変必要になると思うんです。

ただこの不用額が多い。たしか5組織が今、協力いただいているという説明をいただいたと思うんですけど、これもう少し何とか不用額を減らし、実際に自主防災組織が活躍できるような、そういった、総務課長として、方法がありましたら、お答えいただきたいと思えます。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、確かに流用が多かったのは事実でございます。

この13節の流用等につきましては、きどうみちの電球LED化、これに、例えば15節からの流用だとか重機借上費の予算を計上してありましたが、そういったものが使わなかったことから、少しでも、例えばLED化を推進するために流用をさせていただいたりしているのが現状でございます。

議員御指摘のとおり、当初から予算で計上させてもらって、その予算を今後使うように検討はさせていただきたいと思えます。

ただ、限られた予算で、せつかく配分で予算をつけていただいたので、残すことなく流用

でLED化とか、そういったものに使えればと思って流用をさせていただいたところがございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 総務課のほうからは、8款消防費の中の防災対策の関係で、自主防災組織設置促進事業補助金33万7,400円ということで、予算額が250万あるのに不用額が出ておるということで、こちらにつきましても、一般質問でお話をさせていただいたところがございます。あくまでもこの予算は、自主防災組織の設立に係る資機材整備に係る補助金ということで、1団体に当たり50万、5団体を予算化をさせていただいて、実際に団体設立へのプラスになろうということで取り組んでおるところでございます。

これも議員おっしゃるとおり、やはり地域での共助のかなめであるのが自主防災組織だと思っております。まことに不用額を残して申しわけございませんでした。

町といたしましても、各自治区の会合等へ出前で行かせていただいて、その必要性については常にお願いをしておるところでございます。

引き続き、その出前とかに努めた中で、地域の共助をお願いするとともに、団体の設立に向けて御協力いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

この流用なんですけれども、がちがちにやっちゃうと使いづらいついていう部分もあるので、流用もある程度は仕方がないのかなとは思いつつ、本当に必要なものだったら最初からきちんと予算化して、LEDも、ずっと言われている話なので、そこはきちんと予算化をして対応していただきたいと思います。

それから、自主防災組織に関しては、本当に不用額がなく使えるように、むしろ自主防災組織を育成するために、もっと予算化が必要だというぐらいな状況でやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（内山菊敏君） ほかに質問はありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 1点だけ。11番、細田です。

本冊の136ページ、6款商工費、1項商工費、3目観光費、15節工事請負費の中で備考欄4段目、多目的広場整備工事、これ多分海の駅で間違いのないと思いますけれども、425万

5,200円計上されておりますが、私が見る限り、今現在では、これだけの予算をつぎ込んで整備がおくれているというか、十二分果たされていないように見受けられるんですけども、費用対効果でいう観点から、どのように今感じておるのか。

○議 長（内山菊敏君） 細田議員に対して町当局の答弁を求めます。

産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

多目的広場、名称をちびっ子広場として、今定例会に、公の施設として、御認定をいただいたところでございます。

海の駅のお客様、それから地域住民の憩いの場として、十分に活用されて大変喜ばれていると認識しております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

私もね、課長。海の駅、多目的広場、目と鼻の先、歩いて3分、毎日のようにお客さんの来遊というか、訪れている姿を拝見していて、何かの芝生を植えてどうのこうのという整備だったんだけど、何かはげ山みたいな、みずぼらしい山なのよ。今お客さん来ている、確かに来ていますよ。来てくれて、何mぐらいかあるのかな。結構上のほうに展望がてら上ったりおりたり、親子連れとか若い人たちも来てくれている。だけれどもせっかく来てくれているんだから、420何万かしらの材料をつぎ込んで、それに合わせたような整備を進めてもらいたいと思います。決算だからしょうがないんだけど、それを要望します。よろしくをお願いします。

○議 長（内山菊敏君） ほかに。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

じゃ4点聞かせていただきます。

94ページ、3款1項1目19節負担金補助及び交付金、金額的には少ないんですけども、保護司・更生保護女性連絡会議、これ効果表にも載っていて、効果表がページ52ページに、保護司が9名、更生保護女性が31名とありますが、この更生保護女性さん、どのような仕事をしているのか、また保護司さんには報酬があるのかどうか、お聞かせください。

それと112ページ、4款1項1目20節扶助費、子ども医療費扶助3,219万4,207円、前年よ

りも173万減ということで、この不用額286万793で出ていますが、これはその173万減だったからこうなったんだと思うんですけども、ここのちょっと不用額のことを教えていただきたいと思います。

160ページ、9款2項2目20節扶助費、要保護・準要保護児童就学援助費補助金、同じく164ページでも要保護・準要保護生徒就学援助費補助金がありますけれども、入学準備金が3月から支給されることによって保護者の方も助かっていると思いますが、この準備金は要保護も含まれているのでしょうか。

私が以前聞いたときは、生活保護費から支給されていると聞いていますけれども、そこはどうか、お聞かせください。

それと184ページ、公有財産の中のページのところの行政財産の公共用財産に保育所とありますが、どこのことでしょうか。作田保育所はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 善塔道代議員に対する当局の答弁を求めます。

社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 私のほうからは、更生保護女性の関係、それと保護司の関係ということでお答えさせていただきます。

まず、更生保護女性というものですが、女性の立場から、地域における犯罪防止の活動や子供たちの健全育成のための子育て支援などを行うボランティアの方々という位置づけでございます。

町の組織の中ではですが、この協議会の中で定期的な活動をしておりまして、活動としましては、更生保護女性による慰問活動、あとおもちゃ図書館への協力、社会を明るくする運動の推進、視察などを実施しております。

また、保護司ですが、保護司の報酬につきましては、法務大臣から委嘱されており、非常勤の国家公務員として、ボランティアのため給与等は支給されておりません。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは私から、子ども医療の不用額が多いのではないかと
いう点についてお答えをさせていただきます。

子ども医療費につきましては、保険証を窓口へ提示する、いわゆる現物給付形式でございますので、使いづらいついとか、そういったところの不用額が多くなったというものではないというふうには理解しております。

ただし、対象者数が、かなり減っておりまして、数字を述べさせていただきますと、平成29年度が1,441人、これが平成30年度になりますと1,373人。ということで、68人ほど減ってございます。そういったところが、要因であったかというふうに考察しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それでは、私のほうから要保護、準要保護のことについて説明させていただきます。

まず160ページにつきましては小学校に係る要保護、準要保護、164ページにつきましては中学生に関する要保護、準要保護という形になりますが、御質問の要保護児童につきまして、新入学のものが出ているかということがございますが、こちらにつきましては、要保護につきましては出ておりません。準要保護のみとなっております。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、184ページの公有財産の中の行政財産の中の保育所について、作田保育所は含まれているかという御質問でございますが、含まれております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

保護司、更生保護女性連絡会協議会の件は、わかりました。じゃ保護司さんは国家公務員ということで報酬はないと。更生保護女性さんはボランティア。これは、この更生保護女性さんという方は、国から決められてきているのか、国というか国家、国からこうなさいよと言われているのか、町で独自にやられているのか。31人、結構いてくださってありがたいことなので、ちょっとそこが、町個人でお願いしているのか、国から示されているのか、お聞かせください。

それと子ども医療費、わかりました。効果表も、見やすく表が、県の補助対象と町単独というのに分けていただいて、本当にありがたいと思います。

ホームページにある金額が、この県補助対象と単独の扶助費、合計して3,219万4,000円って金額ですよ。ここの効果表に載っている子ども医療費助成事業3,356万5,000円、これと、この医療を引くと135万1,000円分は何に使っているのかというか、どういうものがあるのか、ちょっとここがよくわからないんですけれども。それでお願いします。

それと、要保護、準要保護ということで、そのとおりですよね。そのとおりというか準要保護が、入学金が入っているということで。そうすると、この効果表に、120ページにある効果表には、要保護及び準要保護児童就学援助費補助金ということで、ここ含まれているじゃないですか。だからちょっと、これだと必要なのかなって思ったんですね。だから変わったのかなっていう、とお聞きしたんですけれども、ここは準要保護だけっていうわけじゃないけれども、入学の学習、のことを、文面が一緒になっちゃってるので、それでちょっと一緒なのかなと思いましたので聞きました。そこがちょっとどうなのかなと思って、文面を変えてもらうのも一つなのかなと思いました。ここはいいです。わかりました。

公有財産で、作田保育所ということで、作田保育所は、今年度まで、31年度までがなっているのかな。そうすると、31年度という、もう日にちもないことなただけけれども、日にち、31年度というか、今年のことですよね。

それで今度は、この処分は、作田保育所の処分というのは考えているのか。今年度いっぱいでもう考えていくのかどうか。まだそのままずっと放置。放置という言葉悪いんですけども置いておくのかどうか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 私のほうからは、更生保護女性の任用の位置づけというところの御解答をさせていただきます。

更生保護女性につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ボランティアという形になっております。町の場合につきましては、九十九里町保護司更生保護女性連絡協議会という組織の中で、その活動に賛同される方に加盟していただいているという、そのような位置づけで、特段、委嘱とかというものはございませんので、御了解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは子ども医療費の事業費の内訳について申し上げます。

平成30年度、子ども医療に係る事業費、総額で申し上げますと、決算の附属資料に書いてございます3,356万5,000円ということでございます。

内訳を申し上げますと、扶助費として、医療費に充てたもの、これが3,219万4,000円ですが、それ以外にも受給券の発送などに係る経費といたしまして郵便料が7万6,000円、印刷製本費が6万4,000円、それから国保連などに審査支払手数料といたしまして122万9,000円、これらを支出したものでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは184ページの作田保育所の活用についての御質問にお答えをさせていただきます。

本施設につきましては、補助事業を受けている施設でございます。制約を加味しながら、今後の有効活用に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

保護司の関係はわかりました。募集かけているわけでもなくきてくれているのかなというところなので、ちょっとそこがわからないんですけどもいいです。15万5,000円でやってくださっているのはありがたいことで、ボランティアで慰問とかやってくれるのは、本当にありがたいことなので、変わらない人数でやっていただければとは思っておりますのでよろしく願いいたします。

子ども医療費、わかりました。詳しく教えていただきましてありがとうございます。

委員会でも、委員の人からも話があったように、子ども医療費の助成、高校3年生までというのは、議員全員が思っていることなので、人数も減ってきたということもあるし、子ども、子供って言っちゃ失礼ですけども、少なくなっている中であるので、この子ども医療費も高校3年生まで引き上げていただければと思っております。

公有財産、作田保育所が有効利用できるようにということでしたっけ。あのまま、何か募集かけるとか、ただ置いておく、今は作田の人がたまに使っていることは聞いているんですけども、あのままで置いておくのか、有効というのを、どのようにかけていくのか。今年度いっぱいなんだから、先々もう考えていかなければいけないと思うんですよね。だって、建物あるし、使うんだったら、何かきれいにして使わせてあげるようなことを、もう今から準備していかないと、年度が終わりました、来年度になって、さあこれからじゃどうしようじゃなくして、もうずっとあのままの状況だと、やはりよくないっちゃ余りよくないとは思うし、使えるものは使わせていただく。作田にとっては、何もないところなので、その建物が何かに本当使えるものがあるんだったら使ってもらうように、今からでもしっかりと検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。

農業振興についてお伺いします。

本冊121、122ページ、事業効果表88ページになります。

5款1項3目農業振興費、支出済額1,416万444円のうち、効果表では、認定農業者支援活動が含まれているとございます。本町における認定農業者は、平成30年度末で59経営体とありますが、そこでお伺いします。

効果表の中に、認定に向けての指導とありますが、本町としてはどのような指導をしているのでしょうか。

次に、平成30年度中に、認定を受けた方はいたのでしょうか。

また、年度末で農業従事者のうち、認定農業者は何パーセントになるのでしょうか。

以上3点をお伺いします。

○議 長（内山菊敏君） 小川浩安議員に対する当局の答弁を求めます。

暫時休憩します。

（午前10時22分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時24分）

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

認定農業者の指導ということでございますが、県の山武農業事務所の指導員を交えて相談等を受けながら育成等々を図っているところでございます。

それから認定割合、それから認定者につきましては、今手元に資料がございませんので、後ほど御解答をさせていただきます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。

農業経営の基盤強化を促進する上でも、認定農業者の支援活動というのは、とても大切なことだと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

152ページの消防費、8款1項消防費、3目の中、13節委託料の中で、コンピューターソフト保守委託料があります。

これ各課、コンピューターソフトの、令和元年に変更になるのということでお話がありましたけれども、このコンピューターソフトに係る金額、多くの予算が入っていると思うんですけども、これは業者として、例えばアフターサービスとしてソフト会社が対応するとか、またこちらが遠隔操作等でサポートを受けて元号改正のための、自前でやるとか、そういう方法はなかったのかなということをお聞きしたいです。

今、これからどんどんパソコンについては、スキルを上げていかないと、全部業者に何か任せなきゃいけないというような気がしますので、こういったことの工夫がされているかどうかをお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 荒木かすみ君に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） まずは、御指摘をいただきました152ページ、消防費の災害対策費、13節委託料、コンピューターソフト保守委託料51万8,400円。まずこの51万8,400円の支出目的でございますが、防災用で総務課が所管しております災害情報システム、これメール等を配ったり、いろいろな情報を一括して流したりとかってする、そういうもののコンピューターですね、このハード分。これを維持していくための年間の保守委託料です。毎年かかる、機械があるごとに毎年かかる、その機械を整備するための保守委託料でございます。

51万8,400円の関係でございますが、町内の各種業務を行う上で必要なコンピューター機器関係に関しましては、その採用時におきまして、それぞれの課が検討を加え、私どもの情報管理係が、それをサポートすることで、なるべく経費が少なくなるようなやり方、それと、御存じのとおり、山武郡市広域行政組合で、要は、構成市町の中で一緒にやって、一緒に運用している。例えば住民票だとか税務だとか、そういうものに関しては、市町村が合同でマシンを持ってやっていると。これも今クラウド形式になって、経費がなるべくかからないよ

うに、安全性、セキュリティーが高まるような方策をとっているわけですがけれども、なるべく経費につまましては抑えることができるような仕組み、それから再リースも考えながら効果的な運用ができるように考えております。

ただ、議員がおっしゃるとおり、それぞれの部門で持っておりますので、そこそこの科目で経費がおのずと出てきてしまうというのは、これはしようがないことだと思っております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

次に、質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

3点ほどお聞かせください。

まず初めに、本冊80ページ、2款1項9目11節及び15節、ここにある光熱水費765万9,695円、これは、防犯灯等の電気代というような御説明がありました。それと、防犯灯設置工事59万9,745円。まず、防犯灯の設置の、この今回のものですがけれども、新設が幾つあって取りかえ、LED化の取りかえが幾つあったのか、それと新設に当たっては、どのような基準で新設をされているのか、光熱費に関しましても、どのような基準でもってお払いいただいているのか、お願いいたします。

続きまして、同じページで、19節負担金、山武郡市広域行政組合負担金5,000万強、また148ページ、19節、常備消防費の件で2億7,100万強、また156ページにもありますけれども、山武行政組合の負担金なんですけれども、これ合わせると、当町が負担している合計金額、それとそれの原資ですね。どこから持ってきているのか、お聞かせください。

続きまして、本冊164ページ、9款3項1目19節です。通学用ヘルメット購入補助金15万228円。これの補助の仕方ですね。幾つ補助して、どのぐらいの率で補助しているのか、お聞かせください。

以上3点です。

○議長（内山菊敏君） 浅岡厚議員に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それでは初めに、総務課所管部分から始めさせていただきます。

まず、80ページ、9目諸費、11節需用費、光熱水費765万9,695円、これは議員がおっしゃるとおり、町内にあります防犯灯の電気料でございます。この防犯灯の電気料の支出の基準

でございますが、まず前年比で168万2,370円増加しておるところでございます。この要因は2つございまして、1点目は、1年分の電気料を年度当初の前払いということで支払っておることから、その精算が必ず翌年に行われます。それから2点目が、原油の輸入価格の変動に基づき、毎月の燃料調整料金が変わってくる。この2点によりまして、毎年の電気料が動いてくると。

平成30年度の765万の支出状況でございますが、遡ること平成28年には74万4,775円の過払い金が生じておりました。29年の電気料金、前払いで払ったのが672万2,100円でしたが、この過払い金を差し引いて、実際には597万円が前年度の支払いでございました。

ところが、平成29年度は原油の値段が急激に高騰したことにより、前払い金に対して逆に約46万円ほど不足が生じておりました。これを平成30年度に精算しなければならないということで、30年度の前払い金は、その年の3月の電気料金を基本として約719万5,000円になりますが、前年度の精算不足分である46万4,695円を足して765万と。この2点が電気料の増額となった理由でございます。

ただ、この前払い金をすることによって、年間で約30万ほど減額になるというふうなことになっております。

それから、設置工事費でございます。防犯灯の設置工事費59万9,745円、ちょっとお待ちください。資料出します。

お待たせしました。防犯灯の設置工事、こちらにつきましては、総務課が所管しております町内の通学路への防犯灯の設置工事ということで、修繕と合わせてになります。上のほうの修繕料と一緒に数字になりますけれども、126灯をLED化してございます。

これが防犯灯の修繕と設置の関係でございまして、あと防犯灯の新設の基準でございます。まず、各自治区にお願いしている自治区内、集落内の防犯灯につきましては、各自治区長さんから、その集落内の状況を鑑みて、防犯上暗がりがある危険なところを申請をしていただきます。その申請箇所につきましては、町のほうで審査をいたしまして、確かに防犯灯がなければ暗くて危険性があるというものに対して、設置の許可を出しまして、自治区において設置をいただき、その電気料は町が負担すると。

それから通学路につきましても、これも自治区長さんからの申請を受けまして、通学路上で、やはり防犯上必要だと認定すべきところには、町が工事費を負担し設置をするという形で取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、私からは、先ほど行政組合に対する負担金の総額についての御質問にお答えをさせていただきます。

平成30年度の負担金の総額は、3億8,700万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） その負担金の財源に当たりましては、一般財源となります。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それでは私のほうからは、通学用ヘルメットの質問についてお答えさせていただきます。

通学用ヘルメットですが、補助人数については103名分でございます。補助率につきましては、要保護、準要保護につきましては100%、その他の生徒につきましては2分の1でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

再質問を、個々でよろしいでしょうか。

○議長（内山菊敏君） はい。

○7番（浅岡 厚君） そうしましたら、防犯灯について再質問させていただきます。

自治区の申請によって、防犯灯並びに通学路の街灯がつけられるというお話ですけれども、今現在、商店街またはその他の場所でもって、イワシの街灯が大分設置されております。この街灯については、町はどのような立場でお考えになられているのか。

この電気料金につきましては、個人持ちということで、個人の持ち主なんですけれども、これから先のことを、老朽化等によるものについて、町としてはどのようにお考えになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 防犯灯というよりも、多分イワシの街灯、街路灯のお話だと思えますけれども、今、議員がおっしゃられたとおり、整備に関しましては、商工会が主となり、商工会に加盟のお店の方々が御負担されて設置をされておると聞いております。

同様な質問が過去にも、この議会において出ておりますけれども、町といたしましては、

商工会、それから個人の所管財産ということで、町が直接管理するということは考えていないというのが今までの答弁でありまして、現在もその答弁に、別に変化はございません。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

先ほども言いましたように、老朽化によって、これからどんどん、実際に、先日の台風等でもって街灯等が壊れて、大分町中の明かりが消えて、防犯上もよくないなというふうに思っております。

これがなくなった場合に、これはあくまでも区長からの申し出でなければ町としてできないのか、それとも町として、これから先、防犯を推進していくのか、その辺を再度お願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） まず、防犯灯と今一くくりでお話はされておりますが、私どもが考えるには、防犯灯と街路灯、この2つのくくりが現在あると考えております。

防犯灯はあくまでも地区内において設置、防犯上の設置する目的、街路灯につきましては、道路上の照明を管理ということで、道路の安全管理の上での照明だと考えております。

この辺をひっくるめた上でというお話であれば、防犯灯について、必要であれば、それは考えていきたいと思っておりますが、現在あるものの、例えば撤去だとか修理に関しましては、町としては現在考えていない。必要であれば防犯灯の設置に向けては考えていきたいと。

それから、1点ありますけれども、道路上のことでありましてと道路管理者という場合も出てくる場合があります。県道の場合は町がちょっとできなくなるということもございまして、その辺は道路管理者との協議が必要であるかと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。なるべく、個人の負担のないように、町のほうでやっていただきたいと思っております。

続きまして、山武郡市広域行政組合への支出についてですけれども、約3億9,000万弱、これ財源が町税ということで、町税の約4分の1近くのお金が、この組合のほうに出されているわけですが、この構成団体が、組合のほうに意見を言う、または要望をするような場がどのぐらいあるのか、またはどういう形でやられているのか、教えていただきたい

と思います。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

行政組合の予算に関しましては、まず専門会議というものがございまして、これにつきましては、決算、そして当初予算に対する内容について、総務課長、そして企画財政課長、構成市町の職員が集まり、その内容について、いろいろと指摘をしたり注文をしたり、協議の場がございまして。

そして、当初予算、今年もあるわけですけれども、来年の当初予算に向けまして、秋に、11月ごろを予定しておりますが、また担当職員を交えまして、行政組合の職員とヒアリングの場を設けているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

この行政組合の中で、一番やはりお金がかかっているのが常備消防ということで、これは当然住民の皆さんの生命、財産を守る、一番重要なところだと思います。

その中で、重大な消防法令違反等建物を公表するということになっておりますけれども、町として、この町民、または住民の皆さんの生命の観点から、連携されて、これを公表するとか、そういうことをお考えになられているのか、また町の中に、もしもそういうものがあるのであれば教えてください。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えをさせていただきます。

多分、消防法令違反の建築物の公表ということだと思います。

私聞いておるところですと、消防法の改正により、今年4月より、各消防署においては、審査した建物において、消防法に重大な違反がある建物については、ホームページ等で公表をしなければならないという形に変わったというふうには聞いてございます。

ただ、あくまでもこれは、消防本部での業務でありまして、その法律に違反している建物についてどうかということは、町の所管業務ではございませんけれども、その辺について、周知の関係とかで、消防本部等から求められたときには、相談には乗っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

町内にも、多分そういう重大なる違反の建物等があると思いますけれども、これはあくまでも、町民の、また利用者、またはその従業員の生命を守るという意味で公表していることだと思いますので、町としましても、その辺の観点から、消防本部のほうから要請があったからやるのではなくて、町のほうから積極的に、その辺推進していただきたいと思います。

続きまして、通学用ヘルメット購入についてですけれども、先ほど答弁で、いつも同じなんですけれども、2分の1の補助ということであります。

この2分の1、これを全額にするというようなお考えがないのか、よろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

現在のところ、全額補助の予定はございませんが、今後学校サイドの御意見聞きながら、また関係部局と協議しながら決定していきたいと思っております。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

子供たちの補助ですから、全額補助しても15万そこそこです。これはすぐにでも全額補助にしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

議長にちょっとお願いしたいんですけれども、今日のは決算だから、質問が何か横にそれている、答弁も横にそれていると思うんですけども、担当課長も、決算に対しての質問であれば答弁できるけれども、決算を離れた答弁は必要ないと思うんですよ。それをちょっと気をつけてもらわないと。

○議 長（内山菊敏君） わかりました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計の質疑を終わります。
暫時休憩します。再開は11時5分です。

(午前10時47分)

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

○議長（内山菊敏君） 続いて特別会計決算及び事業会計決算について質疑を行います。
質疑ありませんか。
13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。
まず、国保特別会計からお伺いします。

国保の現在の国保基金現在高と、またその基金の使い方ね、今後の。教えていただきたい
と思います。

それから、国庫補助金で介護のほうで、ページ324、国庫補助金、目6、保険者機能強化
推進交付金、収入済額が234万4,000円が入っていますけれども、これは、国が評価するとい
う補助金になっていると思うんですけれども、この評価の基準を教えていただきたいと思
います。

○議長（内山菊敏君） 谷川優子君に対する当局の答弁を求めます。
住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 平成30年度末の公有財産基金の残高についてですが、決算書本冊
の274ページにお示ししております年度末基金の現在高は、5億3,549万4,000円ございま
す。

また、基金の使い道についてでございますが、平成30年度から、標準保険税率に基づきま
した保険税の改定をさせていただいております。30年度設定の税額につきましては、おおむ
ね3年間は据え置きたいという方針を示させていただいておりますので、基金については、
その増につきまして、平等に皆さんに交付していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 一番最初に、国保と介護の質問しましたけれども、再質問、再々質問に関しては、国保は国保でやらさせていただきます。

その国保の基金残高のことなんですけれども、22年の歳入、国保会計の歳入が26億6,000万、歳出が25億5,400万、純利益が1億500万。そして25年に至っては、30億2,700万が歳入で入ってきて、27億9,600万が歳出。この純利益、残ったのが2億3,000万。26年で28億6,600万が26年には入っていて、歳出が27億4,900万。1億1,600万の、これ残りだと。

今回は、県からの広域化、都道府県化によって、24億6,700万が歳入で、歳出が24億700万と。残りは5,937万という金額だと思うんですけれども、これ、いつも言うように、国保基金というのがずっとこのようにたまっているんですよね、利益。利益というか、ずっと積み立てられていると。現在に至っては5億だということになっているんですけれども、これ広域化の目的というのは、やはり医療を、予防ということも、かなり言われていますよね。医療費抑制のためにということ。

だとしたら、この基金をため込むだけでなく、もっと住民のために活用すべき財産じゃないかなと思っています。

今回、人間ドックの受診助成が、249人、30年ね。金額が747万円となっていますよね。これも例えば2,000万ぐらいまでに増やしても、増やすともっと人間ドック、短期ドックの助成をすることによって、予防化につながると思うんです。

これ特別会計だから、ほかには使えないでしょうから、先ほどから言っているように、子供の医療費の助成、あるいは多子家庭の、何度も要望しているように、そういった形で住民に返すということを考えているのかどうか、お答えください。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 基金につきましては、まず皆さんに平等に還元するのは、一番は保険税率だと考えております。

そのほかに、健康づくりにつきましても、順次計画をして使わせていただきたいという方針を、国保運営協議会等でお示しさせていただいております。

人間ドックについてなんですけど、今、後期ですとか介護ですとか国民健康保険ですとか、いろいろな範囲を越えまして、いろいろ健康づくり、予防の考えが、また新たになってきているところで、人間ドックの保健事業の立場というものも、いま一度考え直さなければいけない時期にきているなというところがございます。

例えば、後期高齢者医療制度は一般会計で賄っているんですが、その部分の補助金が3年

をかけてなくなる、後期高齢者連合からの補助金が3年程度をかけてゼロになるという方針がもう決まっていたりしますので、国民健康保険のみを、すごく高額にするということになりますと、ほかの住民の方は余り利益を受けられない。ただ、国保会計だからいいじゃないかというお考えもあるかとは思いますが、国民健康保険から後期高齢者になった途端に、補助金が少なくなるとか、なくなるとかという現状も考えられます。

そこで、ドックにつきましては、全体の健康づくり、保健事業の中で、いま一度今回見直す時期にきているかなというふうに思っております。

基金の使い道につきましては、シミュレーションといたしまして、今現在の保険税率を5年程度継続させますと3億近い出費が、もしかしたらあるんじゃないかというシミュレーションをさせていただいております。

ただし、今回も5,000万程度繰越金が出ておりますので、繰越金だったり、その年に使った基金だったり、残高を見ながら、毎年見直していかなければならない。あと税制改正なども、だんだん変わってきますので、そういったことも広く見ながら、基金の使い道は考えていきたいと思っております。

あと、これ税の関係も少し出てきてしまうんですが、子供さんの保険料につきましては、やっとな今、国のほうで、議員も御承知のとおり、議題に上がってきているところでございます。ですので、その動向を見ていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

とにかく何度も言っているように、国保が一番高い。協会けんぽに比べても倍以上に高いということを認識されて、負担のないような予算化をお願いいたします。

次、介護のほうをお願いします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは介護保険特別会計の中で、ページが323、324ページにございます保険者機能強化推進交付金について、評価基準の御質問だったかと思いますが、評価基準につきましては、毎年国から示されているもので、今手元に全貌がないので、お話しすることはできないんですが、本町において、今回30年度で、比較的得点が高かったというところを申し上げますと、地域包括支援センターの取り組み、それから機能強化体制の構築ということで、これは介護保険事業計画等のことでございます。

それと、認知症総合支援というところで、高得点がとれたというふうに理解しております。ちなみに、平成30年度にトップであった松戸市、町村においては栄町の取り組みを考察してまいりますと、介護予防の中で独自のサービスを創設する、あるいは地域リハビリテーションの活用を支援する等々、先進な取り組みをしているというふうに考察したものでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

国が、こういう評価をして、そして保険者機能強化推進交付金というのを、出しているんだけど、実際その評価された基準の中で、どれだけの効果があるのか。例えば包括支援センターの問題にしても、効果のあらわれ方の結果というんですかね、そういったのは出されてますかね。

というのは私も、今回の介護や何かの、国のいろいろ改正があるたびに、こういった評価基準とか、いろいろこういう評価によって、あなた方に交付金を出しますよというのは出るんだけど、じゃ果たして、それがどのくらいの効果が、九十九里町であるのかな。そういったのは、課長というか、各課で、きちっとつかんでいるのかなというところで今、質問をしたんですけれども、つかんではないですよ。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 私先ほど申し上げました先進的な取り組み、これに対しては、かなりの費用負担もあるようでございます。

それから、効果につきまして、やらなかった場合どうであるかというのはわかりませんので、具体的にこうなったというものは出てこないというふうに考えてございます。

ただし、一方で、私どもは、費用を抑えながら効果的に得点を積み上げていきたいというふうに考えております。今年度につきましては、協議体の活動を支援するといった方向で高得点を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 包括支援センターの問題、今度、ちどりの里に事務所を移したと思うんですけれども、なかなか地域包括支援センターの人数も増えているわけじゃないし、予算もそんなに増えているような様子もないので、果たしてそれで効果があるような行動が、

活動ができていのかどうなのかというところで、どうなのでしょう。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは地域包括支援センターについてお答えをさせていただきます。

地域包括支援センターにつきましては、定員のおおむねの基準がございまして、高齢者が6,000人を超えておりますので、平成31年度、令和元年度、今年度からは、臨時職員を採用することとして増員をかけてございます。

それから、決算ではございません。平成31年度予算で申し上げますと、226万8,000円ほど増額の予算でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

ガスについて、ちょっとお聞きしたいんですけども、先般の決算説明の中でも、私お聞きしているんですが、ガスが一番後ろかな。本冊、ガスの本冊の3ページ、支出の中で、第1款資本的支出、第1項建設改良費、不用額が557万5,769円が計上されているんですが、先般の決算説明の中で、例年だと4,000万ぐらいの導管改良という予算を盛ってあるんですが、昨年度は3,500万を使用したと。その前だと、7,157万を計上してあるんですが、かなり支出が減っているんですが、この原因はとお聞きしたところ、この改良工事って、導管の改良工事というのは、ガスを年間の計画の中で行っていると思うんですが、この30年度で、なぜそんなに極端に減額されているのか。

○議長（内山菊敏君） ガス課長、中村吉徳君。

○ガス課長（中村吉徳君） 細田議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度は、10年に1度の2,000立方のガスホルダーのガスを全て抜きまして検査をかけ、修繕に多額の費用を要することになっていたことがあります。

その工期が、7月から約半年間、1月の末まで、ほぼ毎日、溶接等、上り階段等、多分に海岸地域の状況もありまして、かなりの期間と費用を要しております。

そちらのほうの修繕費が、およそ、開放検査の本体の価格にプラス600万弱かかっていることもありまして、建設改良費で行うガスの支管工事のほうが2本でございますが、まずメーターのほうを重視してございまして、改良のメーターは、650mぐらいは2本更新しています。

が、今細田議員がおっしゃられた本数が少なくて予算が例年より低いんじゃないかというのは、そういった状況でございます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

課長それ答弁違うよ。工事が減っている。でも仕事は増えている。仕事が増えれば逆に工事代金は増えなきゃいけないでしょうよ。

なぜこれ聞いているかということ、先般の、何度もしつこいけれども、決算説明の中で、担当課が、担当者が言うには、今、課長も申したように、ガスホルダー、2,000立米でいいのかな。大きいのと小さいのあって2台あると。それが10年に一遍ずつ、法的な検査があると。それに立ち会わなきゃいけないということで担当者がそれをやっていて、2台あるから10年だけでも、5年に一遍回ってくるわけだね。右、左で回ってくるからね。その間にぶつかったので、この改良工事に積算設計を出す時間がないので、工事が減ったという答弁があったんだけど、それじゃないの、課長。今答弁違うと思うんだけど。

○議長（内山菊敏君） ガス課長、中村吉徳君。

○ガス課長（中村吉徳君） 設計を行う供給係長のほうが、議員おっしゃったとおり、ガス管工事の設計に携われなかった部分がございます。それもおっしゃるとおりでございます。

設計のほうをもう1人、供給係の本支管設計をできるのを教え込んでいたという部分もございますけれども、まだ本当に供給係長並みに設計が、30年度はできる状態ではなかったということと、ガスホルダーのほうの工事に携わっていた。それが理由でございます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

何度も申し上げているように課長ね、先般の決算説明の中で詳細、事細かなことはお聞きしているので、今再質問したんだけど、要は、5年に一遍くるから、そのときに、その技術者というかな、資格を持っている担当者が、そっちに携わっちゃうと、毎年毎年改良工事、導管の入れかえをやらなきゃいけないという計画でやっているのが手薄になるということだったんだけど、そしたら今言ったら、それを積算設計する職員がいるんだけど、失礼かもしれないけれども、その職員さんにはそれだけの、積算設計をするだけの、まだ能力がないと、今指導していると。

これね、10年ぐらい前から私、ガス運営審議会かな、の委員の中に行ったときにも発言しているんだけど、資格者が必要だというガス事業法か何か変わって、相当重い資格のあ

る技術者を置かなきゃいけないという、何か、足かせ手かせがあったみたいなんだけれども、10年ぐらいまではずっと同じことを私希望して、望んで、要望していたんだけど、今言ったように、その専門の資格のある職員が、そっちに携わっちゃうと、それから指導を受けている職員さんが、それだけの能力がない。もう10年前からお願いしているんだけど。

じゃ人材が不足しているんじゃないかと。それはだから上層部にお願いしたらどうだと言ったら、副町長さんが、説明をしたんだけど、何かすごく厳しい、私にとっては副町長らしき答弁じゃなかったと感じているんだけど、副町長、そのときの答弁覚えておりますか。

○議長（内山菊敏君） 副町長、佐々木悟君。

○副町長（佐々木 悟君） 細田議員の御質問にお答えいたします。

私、資格者のところで申し上げたのではなくて、更新が必要となる経年管がたくさんあると。それについては毎年、計画的にやっていかなきゃいけないと。それについて、ガス課のほうで、計画を立てて、業務量がどのくらいあるか、それについては人員がどのくらい必要かというのを積算しないといけないんじゃないかということをお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

なぜこれ質問しているかということ、課長もそうだけれども、企画財政課長だって一緒だと思うんですよ。ガス管は、広域会計、特別会計で運営されていて、今まで30年超え、もつとなるのかな、黒字黒字で収支もよくやっていたと。やっていて今回、剰余金が1,000万ぐらい残ったのかな。その剰余金を残しながら、改良工事の進め方ができない、おくられているということは、剰余金を残した意味がないんですよ。剰余金というのは、ガスを利用していただいている町民さん、あるいは大規模に入れて、大口かな、入れていただける皆さんに、ガスの事業がスムーズにいくように使用料金をもらっているわけだ。その経費を出して残ったのが剰余金として残っているんだけど、仕事をしていないんだよ。

だから、決算だからあれだけれども、剰余金の処分の仕方が間違っているんだよ。工事がやれないということは、剰余金が当然出てくるわけだよ、仕事しないんだから。それは町民との対話にならないと思うんだよ。

だからそれを、ガス課だけでなく、執行部も、そういった面については、人材の補給とか

補填とか採用とか、そういうもうちょっとね、ここを置いてもらいたいです。町長お願いします。

○議長（内山菊敏君） ほかに質問ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

262ページ、国保会計ですが、5款1項1目19節負担金補助及び交付金、短期人間ドック747万円、いつも質問していますが、補助額が1人3万円、もう九十九里町だけということで、近隣自治体では上限が5万円持っていて、その補助額7割がほとんどなので、これ統一ができないのか。うちの町として、同じくできないのかどうか。この3万円じゃなくて、もう少し上げられないのかなって思いがあって、先ほど谷川議員からもあったように、基金が5億あるわけですので、ここをまたこの人間ドック、結構行って、受診してくれていますよね。だから早期発見、早期治療を目的としてという、効果表にも載っていて多くなっているわけだし、その人たちも特定健診のほうに結果が入っているわけですよ。

私は人間ドック行ってくださるのすごくいいと思うんですけども、ここを3万円に、どうもしている、どうしてそのまま残っているのか、もっと上げることができないのかどうか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 毎回申しわけございません。

人間ドックにつきましては、議員おっしゃるとおり、山武管内では低い状況でございます。ただ、千葉県内では、ほぼ標準か、ちょっと高いぐらいの位置にあるのかなというふうに思っております。

今、人間ドックの補助率につきましては、管内でも少し高くし過ぎたというところで、ちょっと考えているところもあるようです。

と申しますのは、集団検診ですと、大体1人当たり1万円程度の補助なんですけど、人間ドックについて3倍の補助をしているというところもありますし、あと先ほどちょっと谷川議員のときにもお話しさせていただいたんですが、今後、後期高齢者医療制度のほうで、人間ドックに対する補助金が広域連合から、3年程度をかけてなくなるというところもございます。

各自治体で、国保は国保、後期は後期、国保の間は補助をして後期になったらやめてしまえばいいじゃないかというお考えのところもあるようなんですが、今のところ、九十九里町

といたしましては、75歳になった途端に補助金がなくなるというような状況を、何とか避けたいというふうには考えております。

それと人間ドックは年々受診者が、3万円の補助金ではありますが大変増えております。裾野を広げまして、多くの方に受けていただきたいというふうには考えております。

制度の中で、1年に1回、受けるための受け皿として、いろいろ縛りを外させていただいたり、年齢を下げたり、いろいろ努力をさせていただいておりますので、今後も近隣のよい事例があれば、それを参考に見直していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

千葉市のほうを聞いているわけじゃなくて、私も近隣自治体、山武郡のほうで7割でやっているからこそ話をしているんであって、今、その山武郡内でも下げるように考えているというのは、ほとんどの自治体が、それを下げようとしているのかどうか。

だけれども、自治体が、よそがやっているからというんじゃなくて、いい方向に持っていくんだったらいいけれども、何でもまねすることでもないと思うんですよね。

やはり人間ドックというのは、いろいろなものを検査できるわけだから、だからこそみんな行くんじゃないでしょうかね。自分の体を、やはり検診していなかった人が検診していく。集団検診ではできないものをドックで、あれもこれもと思って、大金をかけてでも、やはり早期発見、早期治療ということもありますので、ドックでわかって治療ができるということもあると思うんで、そういう人たちのためにも、やはりちょっと、もう少し考えてもらいたいと思うんですよね。

オプション、ドックでも、いろいろな病院によってコースがあると思うんですけれども、オプションあるじゃないですか。コースの別に。そのオプションに補助金をかけている自治体があるんですよね。近隣では、それこそ調べましたけれども東金市、横芝光町、山武市、睦沢町も一部の検査、病院によっちゃ違うのかどうかわからないんですけれども、でもオプションかけている、補助金がついているということは、どこに行っても同じだと思うので、こういうところがあるので、本町はオプションにも補助金つかないじゃないですか。それは、できないのかどうか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 契約している人間ドックの医療機関におきましては、特定健診の

内容を必ずやっていただくということを条件にコースを組んでいただいております。

それ以外に、脳ドックですとか、上乘せ検査をされている場合も、九十九里町の場合は、それ全部ひっくるめて一律3万円の補助をさせていただいております。

受けるコースによっては、すごく高額なコースもあるし、3万円程度にちょっと上乘せぐらいで受けられるコースもあるわけですので、なかなかちょっと一概には言えないんですけども。

あとオプションについては、今後も検討はさせていただいて、それがひどく被保険者の方の健康増進などにつながる、男女とか年齢とかに関係なく、皆さんに効果的なオプションがあるということであれば検討したいなというふうには考えております。

医療のほうは、どんどんどんどん高度化されまして、検査等もだんだん高額になっていく傾向もあるかと思えます。

そういったところも、国民健康保険の場合は、保険料の中で、この保険事業も賄っておりますので、余りに集団検診の方と乖離ができるのもどうだろうかというような議論もありますし、また今の財政運営が、千葉県の広域化になったところで、54市町村が寄り合って、いろいろ事務を統一化しようという話にもなっているところがございますので、その短期間に急に高額にして、また一巡して下がってしまうというようなことも、もしかしたらあるのかなと思っておりますので、慎重に検討させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

なかなか難しいようで、コースの中の補助金わかるんですけども、今胃カメラを結構、受診している人もいますよね。でもコースに入っていないじゃないですか、胃カメラっていうの。入っていないところもあるんです。

そうすると、胃カメラの分というのは、また別にオプションになるわけだから、そういうこともあるし、コースに入っていれば、それでいいんですけども、入っていないところは、それがオプションになるわけだから、そういったもので、でも、受診して、早くわかれば、早く治療して、医療費も抑えることができますよね。そのままになっていて医療費が膨らむよりは、後から大きな病気になって膨らむよりは、何でも検診受けてもらって、私は医療削減のほうへ結びつけさせていきたいなと思って、皆さん健康でいてもらいたい。それには受診してもらいたい。それにもやはり、集団検診もそうだけれども、人間ドックが、やはりよく

て行く人もいるわけだから、オプションでやっている自治体があるのに、本町にとっては何もない。そういうところもあるので、ちょっとそこ調べてもらって、いい方向へお願いします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） 4番、鎌田です。

農業集落排水事業特別会計について質問させていただきます。

本冊の404ページ、1款総務費、1項1目一般管理費、13節委託料、ここで法適用化支援業務委託料1,317万6,000円、決算されていますが、これについては来年度から、公営企業会計に移行するための必要な委託料ということで、先般本会議でも委員会でも説明を受けました。

そして、そのために、この委託料を払うために、前の400ページの歳入にある公営企業会計適用債として1,310万円の町債を発行したという説明がありました。

そこで、もう少し突っ込んで何点かお聞きしたいと思います。

まず1点目として、来年4月までの準備期間における、おおよその事務的な移行スケジュールをお聞かせいただければと思います。

2点目は、これは総務省の通達により対応するということでしたので、そこで本件に関して、人、金に関する国、県の支援があるのかどうか。つまり、本町では、既にガス事業会計があるにしても、担当課として初めての対応ですので、人に関して言えば、千葉県による指導員の派遣など、人的支援があるのかどうか。担当課としても初めて、損益計算書、貸借対照表、つくって移行しなくちゃいけないということですので、そういう県の支援があるのかどうか。

また、この移行に当たって発行した町債、先ほど申し上げました1,310万円は、その元利償還が、一般会計からの繰出金により補填されるということですので、その分、いずれ、地方交付税等で国からカバーされるのかどうか。その辺、その点をお伺いしたい。

○議長（内山菊敏君） 鎌田貴俊議員に対する当局の答弁を求めます。

産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

まず事務的なスケジュールでございますが、昨年度も町債を利用して、公会計システムの

構築をしております。償却資産、そういったもろもろのことも含めまして、昨年度実施いたしました。

その続きで今年度、さらに一般会計とのシステムの連携を図るための、今、事務作業を進めておるところでございます。

それから、国、県からの支援、人的支援というところだと思いますが、これにつきましては、現在のところ、そういったお話はございません。

それから、町債でございますが、公営企業会計適用債を活用いたしまして、充当率100%で借入れを行っております。償還10年を見ておりまして、普通交付税で約44%程度の措置が見込まれております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 事務的なスケジュールについては、今御説明ありましたけれども、当方で心配するのは、多分直前の、来年になってから1月、2月、3月、相当御苦労されるんじゃないかなと思ったのでお聞きしたんですけれども、いずれにしても、事務的な点について、担当職員は、相当の負荷がかかるということが予想されます。

以前、庁舎内の応援体制について、この場でお伺いしたことがあるんですが、そういう場合は担当課長の要請が必要だと、それがルールだとお聞きしたことがあるんですが、余計なことと思われるかもしれませんが老婆心ながら、その辺はスムーズに移行できるよう、万全の体制をしいていただきたいというように思いますので、よろしくお願いします。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

以上で、特別会計及び事業会計決算の質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時41分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時41分）

○議 長（内山菊敏君） これより一般会計、特別会計及び事業会計決算について討論を行います。

初めに、原案に反対する討論を許します。

討論ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 反対討論。

13番、谷川です。

平成30年度歳入歳出決算の反対討論を行います。

まず、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算について反対討論を行います。

まず国民健康保険特別会計決算の認定について反対討論を行います。

これまで、国民健康保険は、各市町村が単独で運営してきましたが、昨年からは市町村と都道府県が共同運営の制度と変わりました。

この制度は、都道府県が標準保険料率を示し、市町村は県から示された標準保険料率に基づき住民から徴収し納付することになっています。しかし、標準保険料率は、あくまでも参考値であり市町村に従う義務はないとされています。しかし市町村への圧力となることは明瞭です。

昨年まで、多くの自治体は、一般会計から国保特別会計への繰り入れを行い、国保税の負担軽減や自治体独自の減免を行ってまいりました。

しかし、政府や厚労省は、こうした自治体にある公費の法定外繰り入れを敵視し、その分を保険税の引き上げに転嫁するよう主張してまいりました。

こうした県による制度改正に法定外繰り入れをやめたため、国保税の負担が増えた自治体が多くあります。今後、高齢化など、医療費給付が増えるたびに、さらに上がり続けることになります。

政府は、県を、国保財政の管理者として、赤字削減の名で法定外繰り入れの解消を指導させ、収納対策の名で滞納者への徴収を強化と。また、地域医療構想による病床削減と一体に給付費抑制も推進させることが目的であります。これはまさに弱い者いじめです。

そもそも国保税の高騰を招いた原因は、加入世帯の貧困化、高齢化、そして国からの交付金の削減です。1960年代、国保加入世帯数の4割が農林水産業で3割が自営業でした。今では、年金生活者などの無職が4割で、非正規労働者などの被用者が3割など、8割を占める

ようになっています。平均所得も、1990年代前半は270万円を超えていましたが、今では138万円まで落ち込んでいます。

私も一般質問の中で、国保税と協会けんぽの保険料負担の比較、国保に加入する子育て世帯やひとり世帯の生活実態、収入が生活保護基準前後の境界層世帯、貧困世帯の負担額の試算などを具体的に示し、これ以上の負担の不公平の拡大、弱い者いじめは許されないことを訴えてまいりました。

昨年度から、子供の均等割の減免や多子世帯の国保税の減免に踏み出す自治体も、各地で出てきています。

国民健康保険法の77条では、被保険者に被災、病気、事業の休・廃止など、特別の事情がある場合、市町村の判断で、国保税減免ができるということが今規定されています。この規定を活用し、多子家庭の支援策として、特別な事情と認定することで、子育て支援として負担軽減を行うことができます。

子供の均等割の削減は、軽減はもちろん、ひとり家庭、障がい者、障がい児のいる世帯、収入が生活保護基準前後の世帯など、生活苦にあえぐ広範な世帯に負担軽減を適用することを求めます。

後期高齢者医療特別会計決算の認定について反対討論を行います。

もともと、後期高齢者医療制度は、公的医療への国の財政支出を削るための医療構造改革の一環として2008年に開始されたものです。75歳以上になると、それまで入っていた国民健康保険や協会けんぽから脱退させられ後期医療加入になります。

制度発足時、厚生労働省幹部は、医療費が際限なく上がり続ける痛みを、後期高齢者、いわゆる高齢者にも、自分の感覚で感じ取っていただく、こんな発言をされました。既に現実なものとなって今進んでいます。

75歳以上の人が増えると保険料がアップする仕掛けのため、保険料の引き上げ傾向が続いています。

年金から天引きされる保険料の増加で、暮らしは圧迫されるばかりです。また、天引き対象でない低所得者の保険料滞納は、毎年20万以上に上っております。

有効期間短期6カ月の保険証に切りかえられる人は、2万人を超えています。高齢者にとって、保険証は命綱です。後期医療制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻し、際限ない保険料アップの仕組みはなくすべきだと訴えます。

高齢者に負担増を強いる後期高齢者医療制度の廃止を求めます。

介護保険特別会計決算の認定について反対討論を行います。

介護保険制度は、2000年4月に制度化されました。

介護保険制度が始まった当初の九十九里町の保険料基準額は2,300円でしたが、今の保険料基準額は倍に上がっています。九十九里町の介護保険料、保険料段階別人数では、保険料が9段階に分かれ、当初の倍の基準です。2016年度介護給付実態調査によると、介護予防サービスの利用者は、前年比3.8%減の150万1,000人で2000年度の開始以来初めて今、減少状況に転化しました。

15年度以降、要支援者に対する訪問介護、通所介護など予防サービスを、介護保険給付から市町村運営の総合事業に移行し、利用が抑制されたことが要因とみられます。介護サービスと予防サービスを合計した利用者数は、高齢化に伴う介護サービスの利用拡大で1.4%増の613万8,100人となり、9年連続で過去最多を更新しました。

利用者1人当たりの費用、2017年4月分では、月額16万4,000円で、前年度同月よりも3,300円増えるような状況です。

総合事業への移行は、自立支援、重度化防止の名で、公的サービスを切り捨てるものです。介護の質が確保ができなければ重度化が進み、給付費を押し下げるだけとして移行に強く私たちは反対いたしました。

介護保険制度があっても使えない、実態が改めて全国個々で浮き彫りになりました。国庫負担割合、現在25%を直ちに50%に引き上げること、またその財源は、消費税ではなく富裕層や大企業に応分の負担を求めることを私たちは要求しています。

以上、反対討論終わります。

○議 長（内山菊敏君） 次に、原案に賛成する討論を許します。

討論ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

それでは、ただいま一括議題となっております議案第6号から議案第13号までの平成30年度九十九里町各会計決算の認定につきまして賛成の討論をいたします。

平成30年度九十九里町各会計決算につきまして、本会議及び各常任委員会において慎重に審議したところでございます。

初めに、一般会計決算につきましては、歳入決算額が58億3,659万7,769円、歳出決算額が55億5,101万8,144円となっており、令和元年度に繰り越すべき財源139万1,000円を差し引い

た実質収支額が2億8,418万8,625円でした。

平成30年度の決算歳出状況より顧みますと、依然厳しい財政状況が続く中、第4次総合計画後期基本計画や地方創生に向けた九十九里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるさまざまな事業を展開し、町民が安心して暮らせるまちづくり、住み続けたいまちづくりに取り組まれております。

社会保障では、自立支援給付などの社会福祉や子ども医療費助成などの保健衛生に係る事業が展開されました。また、新たなかたかいこども園の園舎の増築工事が完了しました。こども園の2園化により、幼児期に重要な集団での保育、教育の提供が実施できる環境が整いました。

農業振興では、多面的機能支払交付金事業を推進し、農家と地域住民の共同活動を支援することで農村環境の保全管理が図られました。

水産業及び観光振興では、片貝漁港整備事業を進めるとともに、海の駅九十九里を活用し地場産業の活性化と交流人口の増加に努められました。

災害対策では、平成28年度からの継続事業であったデジタル電波に対応すべく、防災行政無線の再整備が完了するとともに、水槽つき消防ポンプ自動車1台が更新されました。

教育振興では、小・中学校に空調設備を設置するため実施設計業務を委託するなど、学校教育施設の改善を図るべき準備が進められました。

このほか、住民生活に直結した道路補修や橋りょう補修、配水施設整備が実施されるなど、町民福祉の向上に尽くされたところであります。

また、普通会計における財政指標につきましては、町の財政力を示す財政力指数は0.45で、自主財源の割合が低いことが示されており、経常収支比率は86.0%と、財政構造の弾力性が乏しいことが示されております。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標とも早期健全化基準を下回っており、問題がない状況であると認識いたしますが、これらの財政指標から、さらなる財政基盤の強化や行政の効率化、財政の健全化に進まれることを要望いたします。

次に、6つの特別会計でございます。

6つの特別会計を合わせた歳入決算合計額が60億3,343万4,592円、歳出決算合計額が58億8,714万4,302円となっております。

給食事業特別会計におきましては、安全な食材確保と衛生管理を徹底しながら、児童・生

徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の増進と体位の向上が図られました。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計におきましては、それぞれの制度の目的に沿った事業が展開され、町民の保健医療の向上及び福祉の増進に努められました。

病院事業特別会計におきましては、東千葉メディカルセンターが20診療科の体制のもと、入院、手術を中心とした急性期医療や小児医療、周産期医療を提供しながら、地域の中核病院としての定着に取り組むとともに、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備や健全な経営基盤の確立に努められました。

農業集落排水事業特別会計におきましては、供用している3施設を適正に維持管理することで、公共用水域の水質保全や農業用排水の機能維持が図られました。

さらに、ガス事業会計におきましては、ガスの安価で安定した供給に努めるとともに、経費の節減と経営の合理化に取り組み、健全な企業経営が図られておりました。

今後も、住民ニーズを的確に把握し、限られた財源を、効率的、効果的に活用しながら、本町の将来像である、人、自然、風土が活きる海浜文化都市九十九里の実現に向けて、たゆまぬ努力を続けられますよう、町執行部に要望して賛成の討論といたします。

○議長（内山菊敏君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

暫時休憩します。再開は午後1時です。

（午前11時59分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時56分）

○議長（内山菊敏君） これより採決をいたします。

採決は、議案ごとに行います。

議案第6号の採決をいたします。

議案第6号 平成30年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり

決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 平成30年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の採決をいたします。

議案第8号 平成30年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の採決をいたします。

議案第9号 平成30年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 平成30年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 平成30年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案

のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号 平成30年度九十九里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号 平成30年度九十九里町ガス事業会計利益の処分及び決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 1時00分)

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎日程の追加

○議長(内山菊敏君) お諮りします。

ただいま町長、大矢吉明君から、議案第25号 監査委員の選任について議会の同意を求めることについてが提出されました。

議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(内山菊敏君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第1とし議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第25号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議 長(内山菊敏君) 追加日程第1、議案第25号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐久間一夫君の退席を求めます。

(12番 佐久間一夫君 退席)

○議 長(内山菊敏君) 議案第25号について、提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長(大矢吉明君) 議案第25号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、議員から選任した監査委員の佐久間一夫氏が、地方自治法第197条の規定により、任期満了となりましたので、引き続き佐久間氏を監査委員として選任するため、同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願ひします。

○議 長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第25号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

退席中の佐久間一夫君の着席を求めます。

(12番 佐久間一夫君 着席)

○議長(内山菊敏君) 暫時休憩します。

(午後 1時04分)

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時05分)

◎日程の追加

○議長(内山菊敏君) お諮りします。

ただいま細田一男君外5名から、発議第1号 議会改革推進特別委員会の設置についてが提出されました。

議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(内山菊敏君) 議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第2とし議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 発議第1号 議会改革推進特別委員会の設置について

○議長（内山菊敏君） 追加日程第2、発議第1号 議会改革推進特別委員会の設置についてを議題といたします。

発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

11番、細田一男君。

（11番 細田一男君 登壇）

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

発議第1号、文章を朗読して提案理由といたします。

議会改革推進特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり、九十九里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年10月10日。

提出者、細田一男。賛同者、善塔道代、同じく古川明、同じく佐久間一夫、同じく浅岡厚、同じく中村義則。

九十九里町議会議長、内山菊敏様。

議会改革推進特別委員会の設置について。

特別委員会の名称は、議会改革推進特別委員会といたします。

委員は、7名で構成をいたします。

委員会の設置の目的は、九十九里町議会の議会改革等に関する調査・研究を行う。

委員会の設置期間につきましては、委員会の任務が完了するまでの期間とし、議会閉会中も活動できるものとする。

以上でございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 本発議は、質疑、討論を省略し採決します。

発議第1号 議会改革推進特別委員会の設置についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（内山菊敏君） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3とし選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3とし議題とすることに決定しました。

◎追加日程第3 特別委員会の委員の選任について

○議長（内山菊敏君） 追加日程第3、特別委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条4項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

議会改革推進特別委員会委員に、2番、小川浩安君、4番、鏈田貴俊君、6番、古川徹君、7番、浅岡厚君、8番、荒木かすみ君、12番、佐久間一夫君、13番、谷川優子君を、それぞれ選任いたしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後 1時11分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時14分)

○議 長（内山菊敏君） 次に、委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告いたします。
委員長に7番、浅岡厚君、副委員長に4番、鎌田貴俊君です。

◎閉会の宣告

○議 長（内山菊敏君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。
お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会としたいと思います。これ
に御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第3回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 1時15分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 内 山 菊 敏

署 名 人 西 村 み ほ

署 名 人 荒 木 か す み